

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照表

目次

第一章	会計検査院関係	1
○	会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（第一条関係）	1
第二章	内閣官房関係	
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第二条関係）	2
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第三条関係）	6
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第四条関係）	8
○	公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第一百七号）（第五条関係）	9
○	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（第六条関係）	10
第三章	内閣府関係	
第一節	本府関係	
○	情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（第七条関係）	11
○	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（第八条関係）	15
○	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（第九条関係）	17
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（第十条関係）	19
○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（第十一条関係）	27
○	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第十二条関係）	28
第二節	公正取引委員会関係	
○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第十三条関係）	29
第三節	国家公安委員会関係	
○	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（第十四条関係）	30
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第十五条関係）	31
○	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（第	

	十六条条関係)	32
○	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第十七条関係）	34
○	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第十八条関係）	35
○	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（第九条関係）	36
	第四節 金融庁関係		
○	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二十条関係）	38
○	公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（第二十一条関係）	40
○	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（第二十二条関係）	43
○	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二十三条関係）	44
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第二十四条関係）	45
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（第二十五条関係）	46
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（第二十六条関係）	47
○	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二十七条関係）	48
	第五節 消費者庁関係		
○	不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）（第二十八条関係）	49
○	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）（第二十九条関係）	50
○	健康増進法（平成十四年法律第三百三号）（第三十条関係）	51
○	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第三十一条関係）	52
○	食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（第三十二条関係）	53
	第四章 総務省関係		
○	恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第三十三条関係）	54
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第三十四条関係）	55
○	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（第三十五条関係）	66

○	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）	（第三十六條關係）	68
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	（第三十七條關係）	70
○	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	（第三十八條關係）	75
○	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	（第三十九條關係）	81
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第四十條關係）	82
○	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	（第四十一條關係）	124
○	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）	（第四十二條關係）	128
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	（第四十三條關係）	130
○	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	（第四十四條關係）	132
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）	（第四十五條關係）	133
○	有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）	（第四十六條關係）	135
○	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）	（第四十七條關係）	136
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）	（第四十八條關係）	137
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（第四十九條關係）	139
○	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）	（第五十條關係）	140
○	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	（第五十一條關係）	141
○	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）	（第五十二條關係）	143
○	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	（第五十三條關係）	144
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）	（第五十四條關係）	146
○	政党助成法（平成六年法律第五号）	（第五十五條關係）	148
○	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）	（第五十六條關係）	149
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	（第五十七條關係）	153
○	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）	（第五十八條關係）	155

○	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（第五十九条関係）	160
○	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（第六十条関係）	156
○	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（第六十一条関係）	161
○	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（第六十二条関係）	162
○	行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第六十三条関係）	163
○	独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第六十四条関係）	167
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（第六十五条関係）	171
○	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第六十六条関係）	172
○	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（第六十七条関係）	174
○	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）（第六十八条関係）	176
	第五章 法務省関係	
○	外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）（第六十九条関係）	177
○	供託法（明治三十二年法律第十五号）（第七十条関係）	178
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第七十一条関係）	180
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（第七十二条関係）	182
○	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（第七十三条関係）	186
○	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第七十四条関係）	187
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第七十五条関係）	188
○	破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（第七十六条関係）	194
○	売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）（第七十七条関係）	195
○	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（第七十八条関係）	196
○	商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（第七十九条関係）	197

○	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（第八十条関係）	199
○	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）（第八十一条関係）	200
○	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百四十七号）（第八十二条関係）	200
○	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百五十二号）（第八十三条関係）	203
○	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第八十四条関係）	205
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（第八十五条関係）	206
○	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百五十一号）（第八十六条関係）	208
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第八十七条関係）	210
○	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（第八十八条関係）	220
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第八十九条関係）	230
○	刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）（第九十条関係）	232
○	第六章 外務省関係	233
○	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第九十一条関係）	235
○	第七章 財務省関係	237
○	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（第九十二条関係）	238
○	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（第九十三条関係）	241
○	連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）（第九十四条関係）	242
○	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第九十五条関係）	243
○	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（第九十六条関係）	244
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第九十七条関係）	244

○	国徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（第九十八条関係）	246
○	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第九十九条関係）	248
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（第一百条関係）	279
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第一百条関係）	280
○	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（第一百条関係）	281
○	地価税法（平成三年法律第六十九号）（第一百条関係）	282
○	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（第一百一条関係）	283
○	清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）（第一百二条関係）	284
○	自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（第一百三一条関係）	285
○	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）（第一百四一条関係）	286
○	第八章 文部科学省関係		
○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一百五一条関係）	289
○	文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）（第一百六一条関係）	290
○	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）（第一百七一条関係）	291
○	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（第一百八一条関係）	293
○	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（第一百九一条関係）	296
○	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（第一百十一条関係）	297
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第一百十一条関係）	299
○	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第一百二一条関係）	300
○	私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（第一百三一条関係）	301
○	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（第一百四一条関係）	302
○	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第一百五一条関係）	303
○	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第一百六一条関係）	304
○	第九章 厚生労働省関係		

○	健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第一百七十七条関係）	314313312311310309308306305
○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第一百八条関係）	318316315
○	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第一百九条関係）	314313312311310309308306305
○	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（第二百十条関係）	318316315
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第二百一条関係）	318316315
○	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（第二百二二条関係）	318316315
○	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（第二百二十三条関係）	318316315
○	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（第二百二十四条関係）	318316315
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（第二百五条関係）	318316315
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（第二百五条関係）	318316315
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（第二百五条関係）	318316315
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）（第二百五条関係）	318316315
○	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）（第二百二十六条関係）	318316315
○	特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第二百二十七条関係）	318316315
○	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二百二十八条関係）	318316315
○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（第二百二十九条関係）	318316315

○	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	（第三百三十条関係）	389
○	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）	（第三百三十一条関係）	387
○	狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）	（第三百三十二条関係）	386
○	検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）	（第三百三十三条関係）	383
○	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）	（第三百三十四条関係）	338
○	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）	（第三百三十五条関係）	340
○	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）	（第三百三十六条関係）	333
○	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）	（第三百三十七条関係）	363
○	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）	（第三百三十八条関係）	355
○	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）	（第三百三十九条関係）	341
○	引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）	（第四百十条関係）	340
○	美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）	（第四百十一条関係）	369
○	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）	（第四百十二条関係）	373
○	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	（第四百十三条関係）	375
○	国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）	（第四百十四条関係）	374
○	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）	（第四百十五条関係）	373
○	じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）	（第四百十六条関係）	374
○	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二十三号）	（第四百十七条関係）	375
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）	（第四百十八条関係）	373
○	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）	（第四百十九条関係）	378
○	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）	（第四百五十条関係）	381
○	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）	（第四百五十一条関係）	383
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	（第四百五十二条関係）	386
○	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）	（第四百五十三条関係）	387

○	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（第百五十四条関係）	391
○	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（第百五十五条関係）	392
○	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（第百五十六条関係）	393
○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（第百五十七条関係）	394
○	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（第百五十八条関係）	395
○	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）（第百五十九条関係）	396
○	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（第百六十条関係）	397
○	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第百六十一条関係）	398
○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（第百六十二条関係）	399
○	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（第百六十三条関係）	400
○	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（第百六十四条関係）	401
○	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（第百六十五条関係）	402
○	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（第百六十六条関係）	404
○	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（第百六十七条関係）	405
○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）（第百六十八条関係）	406
○	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（第百六十九条関係）	407
○	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（第百六十九条関係）	408
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第百七十条関係）	410
○	健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（第百七十一条関係）	411
○	精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（第百七十二条関係）	412

○	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）（第百七十三条関係）	413
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第百七十四条関係）	414
○	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第百七十五条関係）	417
○	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）（第百七十六条関係）	418
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（第百七十七条関係）	419
○	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（第百七十八条関係）	420
○	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（第百七十九条関係）	423
○	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（第百八十条関係）	424
○	平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第百八十一条関係）	425
○	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）（第百八十二条関係）	426
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（第百八十三条関係）	427
○	再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第百八十四条関係）	430
○	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）（第百八十五条関係）	431
○	第十章 農林水産省関係	432
○	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（第百八十六条関係）	433
○	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（第百八十七条関係）	434
○	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（第百八十八条関係）	434

○	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（第八十九條關係）	444
○	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（第九十條關係）	445
○	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（第九十一條關係）	445
○	植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）（第九十二條關係）	446
○	漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（第九十三條關係）	447
○	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（第九十四條關係）	448
○	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（第九十五條關係）	449
○	農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四号）（第九十六條關係）	453
○	持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（第九十六條關係）	454
○	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）（第九十七條關係）	454
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（第九十八條關係）	455
○	水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（第九十九條關係）	455
○	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（第一百條關係）	459
○	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（第一百一條關係）	460
○	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（第一百二條關係）	462
○	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（第一百三條關係）	463
○	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五五号）（第一百四條關係）	464
○	家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）（第一百五條關係）	464
○	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号） （第二百六條關係）	466
○	入会林野等に係る権利關係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（第二百七條關 係）	467
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（第二百八條關係）	467

○	種苗法（平成十年法律第八十三号）（第二百九条関係）	471
○	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第二百十条関係）	1470
○	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第七条第三項及び第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）（第二百十一条関係）	472
	第十一章 経済産業省関係		
○	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（第二百十二条関係）	474
○	工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（第二百十三条関係）	474
○	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（第二百十四条関係）	474
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（第二百五条関係）	474
○	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第二百十六条関係）	474
○	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（第二百十七条関係）	474
○	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（第二百十八条関係）	474
○	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（第二百十九条関係）	474
○	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（第二百二十条関係）	474
○	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（第二百二十一条関係）	474
○	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（第二百二十二条関係）	474
○	武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）（第二百二十三条関係）	474
○	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（第二百二十四条関係）	474
○	工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）（第二百二十五条関係）	474
○	工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（第二百二十六条関係）	474
○	特許法（昭和三十四年法律第二百十一号）（第二百二十七条関係）	474
○	実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第二百二十八条関係）	474
○	意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（第二百二十九条関係）	474
○	商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（第二百三十条関係）	474

○	小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）（第二百三十一条関係）	503
○	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（第二百三十二条関係）	504
○	電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）（第二百三十三条関係）	505
○	割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（第二百三十四条関係）	506
○	電気用品安全法（昭和三十六年法律第百三十四号）（第二百三十五条関係）	507
○	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（第二百三十六条関係）	508
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（第二百三十七条関係）	509
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（第二百三十八条関係）	510
○	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第二百三十九条関係）	511
○	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）（第二百四十条関係）	512
○	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）（第二百四十一条関係）	513
○	熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）（第二百四十二条関係）	514
○	石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）（第二百四十三条関係）	515
○	金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（第二百四十四条関係）	516
○	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（第二百四十五条関係）	517
○	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第二百四十六条関係）	518
○	石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）（第二百四十七条関係）	519
○	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（第二百四十八条関係）	520
○	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（第二百四十九条関係）	521
○	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第二百五十条関係）	522
○	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（第二百五十一条関係）	523
○	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（第二百五十二条関係）	524

○	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（第二百五十三條關係）	528
○	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第二百五十四條關係）	295
○	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（第二百五十五條關係）	513
○	計量法（平成四年法律第五十一号）（第二百五十六條關係）	531
○	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第二百五十七條關係）	353
○	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第二百五十八條關係）	353
○	電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（第二百五十九條關係）	375
○	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七十七号）（第二百六十條關係）	375
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第二百六十一條關係）	375
○	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十三号）（第二百六十二條關係）	540
○	第十二章 国土交通省關係	541
○	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（第二百六十三條關係）	541
○	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（第二百六十三條關係）	542
○	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）（第二百六十四條關係）	543
○	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二百六十五條關係）	544
○	陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（第二百六十六條關係）	545
○	船員法（昭和二十二年法律第百号）（第二百六十七條關係）	547
○	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（第二百六十八條關係）	485
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第二百六十九條關係）	495
○	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（第二百七十條關係）	551
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（第二百七十一條關係）	555
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（第二百七十二條關係）	555
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第二百七十三條關係）	555

○	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）（第二百七十四条関係）	585
○	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第二百七十五条関係）	584
○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第二百七十六条関係）	583
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第二百七十七条関係）	582
○	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（第二百七十八条関係）	581
○	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第二百七十九条関係）	580
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第二百八十条関係）	579
○	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第二百八十一条関係）	578
○	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第二百八十一条関係）	577
○	臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）（第二百八十二条関係）	576
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（第二百八十三条関係）	575
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（第二百八十四条関係）	574
○	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（第二百八十五条関係）	573
○	海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（第二百八十六条関係）	572
○	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（第二百八十七条関係）	571
○	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（第二百八十八条関係）	570
○	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（第二百八十九条関係）	569
○	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（第二百九十条関係）	568
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第二百九十条関係）	567
○	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（第二百九十条関係）	566
○	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（第二百九十一条関係）	565

○	公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五百十号）（第二百九十二条関係）	586
○	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（第二百九十三条関係）	588
○	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（第二百九十四条関係）	589
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（第二百九十五条関係）	591
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百一十一号）（第二百九十六条関係）	592
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二百九十七条関係）	593
○	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（第二百九十八条関係）	595
○	タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（第二百九十九条関係）	599
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（第三百条関係）	600
○	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（第三百一条関係）	602
○	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（第三百二条関係）	603
○	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（第三百三条関係）	604
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（第三百四条関係）	605
○	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（第三百五条関係）	606
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第三百六条関係）	607
○	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（第三百七条関係）	608
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第三百八条関係）	609
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（第三百九条関係）	610
○	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（第三百十条関係）	611
○	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（第三百十一条関係）	612
○	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）（第三百十二条関係）	613
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（第三百十三条関係）	614

○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（第三百十四条関係）	1619
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（第三百十五条関係）	1619
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（第三百十六条関係）	1619
○	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（第三百十七条関係）	623
○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（第三百十八条関係）	624
○	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（第三百十九条関係）	625
○	第十三章 環境省関係	626
○	自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（第三百二十条関係）	627
○	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（第三百二十一条関係）	627
○	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（第三百二十二条関係）	628
○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第三百三十七号）（第三百二十三条関係）	629
○	自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）（第三百二十四条関係）	631
○	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和三十八年法律第一百一十号）（第三百二十五条関係）	632
○	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和三十九年法律第百四号）（第三百二十六条関係）	634
○	湖沼水質保全特別措置法（昭和三十九年法律第六十一号）（第三百二十七条関係）	635
○	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第三百二十八条関係）	636
○	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（第三百二十九条関係）	638
○	南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（第三百三十条関係）	639
○	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（第三百三十一条関係）	640

○	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（第三百三十二 条関係）	642641
○	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（第三百三十三条関係）	644
○	第十四章 防衛省関係	
○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国にお ける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第 百四十号）（第三百三十四条関係）	644
○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の 水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）（第三百三十五条関 係）	647646
○	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第三百三十六条関係）	650649
○	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二 百四十六号）（第三百三十七条関係）	654653
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第三百三十八条関係）	655
○	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五 号）（第三百三十九条関係）	654653
○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）（第三百四十条関係）	654653
○	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百十六号）（第三百 四十一条関係）	655
○	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七号）（第三百四十二条関係）	656

○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項及び行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項の規定による院長の諮問に応じ審査請求について調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密金を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条及び行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密金を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（人事院会議） 第十二条（略） ②⑤（略） ⑥ 人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。 一 十二（略） 十三 第三百三条第五項の審査請求に対する裁決 十四 十六（略） （国家公務員倫理審査会への権限の委任） 第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限（職員職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。 （適用除外） 第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定は、適用しない。 一・二（略） ②（略） （職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付） 第八十九条（略） ③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対し</p>	<p>（人事院会議） 第十二条（略） ②⑤（略） ⑥ 人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。 一 十二（略） 十三 第三百三条の規定による異議申立てに対する決定 十四 十六（略） （国家公務員倫理審査会への権限の委任） 第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限（職員職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。 （適用除外） 第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。 一・二（略） ②（略） （職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付） 第八十九条（略） ③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対し</p>

て審査請求をすることができ旨及び審査請求をすることができ期間を記載しなければならない。

(審査請求)

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ審査請求をすることができる。

② 前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、審査請求をすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

③ 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二章の規定を適用しない。

(審査請求期間)

第九十条の二 前条第一項に規定する審査請求は、処分説明書を受領した日の翌日から起算して三月以内に行なわれなければならない。処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(調査)

第九十一条 第九十条第一項に規定する審査請求を受理したときは、人事院又はその定める機関は、直ちにその事案を調査しなければならない。

② ④ (略)

(審査請求と訴訟との関係)

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(私企業からの隔離)

第三百三条 (略)

② ④ (略)

て不服申立てをすることができ旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(不服申立て)

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。

② 前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

③ 第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

(不服申立期間)

第九十条の二 前条第一項に規定する不服申立ては、処分説明書を受領した日の翌日から起算して六十日以内に行なわれなければならない。処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(調査)

第九十一条 第九十条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

② ④ (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(私企業からの隔離)

第三百三条 (略)

② ④ (略)

- ⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、人事院に審査請求をすることができる。
- ⑥ 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。
- ⑦ 第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。
(在職中の求職の規制)
第百六条の三 (略)
- ②④ (略)
- ⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
(再就職者による依頼等の規制)
第百六条の四 (略)
- ②⑦ (略)
- ⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
- ⑨ (略)
-
- ⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して六十日以内に、人事院に行政不服審査法による異議申立てをすることができる。
- ⑥ 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の異議申立てのあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。
- ⑦ 第五項の異議申立てをしなかつた職員及び人事院が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。
(在職中の求職の規制)
第百六条の三 (略)
- ②④ (略)
- ⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
(再就職者による依頼等の規制)
第百六条の四 (略)
- ②⑦ (略)
- ⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
- ⑨ (略)

(職員団体の登録)
第百八条の三 (略)

②・③ (略)

④ 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめておくこと、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

⑤ (略)

(職員団体の登録)
第百八条の三 (略)

②・③ (略)

④ 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめておくこと、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

⑤ (略)

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一 三十一（略） 三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員 三十二 五十八（略） 五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員 五十九 七十五（略） 別表第一（第三条関係）</p>		<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一 三十一（略） 〔新設〕 三十二 五十八（略） 〔新設〕 五十九 七十五（略） 別表第一（第三条関係）</p>	
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
<p>（略） 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員</p>	<p>（略） 九三一、〇〇〇円</p>	<p>（略） 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 〔新設〕</p>	<p>（略） 九三一、〇〇〇円</p>

国地方係争処理委員会の常勤
の委員
電気通信紛争処理委員会の常
勤の委員
中央更生保護審査会の常勤の
委員
労働保険審査会の常勤の委員
社会保険審査会委員
運輸審議会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
公害健康被害補償不服審査会
の常勤の委員

国地方係争処理委員会の常勤
の委員
電気通信紛争処理委員会の常
勤の委員
中央更生保護審査会の常勤の
委員
労働保険審査会の常勤の委員
社会保険審査会委員
運輸審議会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
公害健康被害補償不服審査会
の常勤の委員

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条の六（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。</p> <p>7（略）</p>	<p>第十九条の六（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。</p> <p>7（略）</p>

○ 公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第百十七号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不服申立て等との関係） 第八条 第二条から第五条までの規定は、懲戒の処分を受け、又は弁償若しくは賠償を命ぜられた者が、その処分に対し、法令の規定により審査請求その他の不服申立てをし、又は訴えを提起する権利に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>（不服申立て等との関係） 第八条 第二条から第五条までの規定は、懲戒の処分を受け、又は弁償若しくは賠償を命ぜられた者が、その処分に対し、法令の規定により審査請求、異議申立てその他の不服申立てをし、又は訴を提起する権利に影響を及ぼすものではない。</p>

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当の支払の差止め） 第十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けたる者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後において、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 10（略）</p>	<p>（退職手当の支払の差止め） 第十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けたる者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 10（略）</p>

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十九条第一項</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十三条第一項（合議体）</p> <p>第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</p>	<p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十八条第二項</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項（合議体）</p> <p>第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</p>

第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

三 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

2・3 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十六条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第十一条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又

第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

三 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四十二条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

2・3 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又

は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等若しくは保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面(を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとす。ただし、第三者の利益を害するおそれがある)と認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 | 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 | 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は

は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第十三条 [新設]

不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

[新設]

閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4| 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求の制限)

第十五条 この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付等)

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2| 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立ての制限)

第十五条 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

改正案	現行
<p>（委員会への諮問） 第四十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。</p> <p>一 審査請求が不適法であるとして却下する場合</p> <p>二 審査請求をした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合</p> <p>三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合 （内閣総理大臣による送付等） 第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第四十三条第三項に規定する審査請求に対する裁決（審査請求が不適法であることによる却下の裁決を除</p>	<p>（委員会への諮問） 第四十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。</p> <p>一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合</p> <p>二 異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合</p> <p>三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての異議申立てである場合 （内閣総理大臣による送付等） 第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第四十三条第三項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決定</p>

五
く。
(略)

五
を除く。
(略)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員会への諮問等） 第三百三十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項第一号に規定する処分又は同項第二号に規定する命令若しくは認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。</p> <p>一 審査請求が不適法であるとして却下する場合</p> <p>二 審査請求をした特例民法法人が第一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号のいずれかに該当するものである場合又は第一百一条第二項に規定するものである場合</p> <p>三 前項第二号イに規定する理由による処分についての審査請求である場合 （内閣総理大臣による送付等） 第三百三十五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第三百三十三条第四項に規定する審査請求に対する裁決（審査請求が不適法であることによる却下の裁決を</p>	<p>（委員会への諮問等） 第三百三十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項第一号に規定する処分又は同項第二号に規定する命令若しくは認可の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。</p> <p>一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合</p> <p>二 異議申立てをした特例民法法人が第一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号のいずれかに該当するものである場合又は第一百一条第二項に規定するものである場合</p> <p>三 前項第二号イに規定する理由による処分についての異議申立てである場合 （内閣総理大臣による送付等） 第三百三十五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第三百三十三条第四項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決</p>

除く。
)

定を除く。
)

改 正 案	現 行
<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第四項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（審査請求及び公文書管理委員会への諮問） 第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問） 第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史</p>

3 |

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四條の規定により審査請求がされた行政庁（第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前條第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十條第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4 |

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見

公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。
〔新設〕

〔新設〕

書が提出されている場合を除く。)

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條第二項及び第二十條並びに情報公開・個人情報保護審査會設置法(平成十五年法律第六十號)第九條から第十六條までの規定は、前條第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)(第二十一條第四項)と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者(開示請求者が」とあるのは「利用請求(公文書管理法第十六條第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。))をした者(利用請求をした者が」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等(以下同じ。))の利用について公文書管理法第十八條第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十條中「第十四條第三項」とあるのは「公文書管理法第十八條第四項」と、同條第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同條第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査會設置法第九條から第十六條までの規定中「審査會」とあるのは「公文書管理委員會」と、同法第九條第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁(公文書等の管理に関する法

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査會設置法の準用)

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條及び第二十條並びに情報公開・個人情報保護審査會設置法(平成十五年法律第六十號)第九條から第十六條までの規定は、前條の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條中「前條第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)(第二十一條第二項)と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同條第二号中「開示請求者(開示請求者が」とあるのは「利用請求(公文書管理法第十六條第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。))をした者(利用請求をした者が」と、同條第三号中「開示決定等」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等(以下この号において同じ。))を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査會設置法第九條から第十六條までの規定中「審査會」とあるのは「公文書管理委員會」と、同法第九條第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁(公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。))第二

律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第四項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）と、「行政文書等又は保有個人情報（公文書等）の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同法第十二条中「行政文書等若しくは保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 (略)
- 二 削除

十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）と、「行政文書等又は保有個人情報（公文書等）の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 (略)
- 二 附則第九条の規定

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

第九条 削除

る法律の一部改正)

第九条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。
第三章第一節に次の一条を加える。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第七条の二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。
(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十一年法律第 号)第八条、第十六条、第二十三条、第二章第三節及び第四節並びに第四十九条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第八条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁(第十三条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)(一)と、同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第七項中「あったとき、又は審理員から第三十九条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき

「とあるのは「あつたとき」と、同法第四十三条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第四十九条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條第二項、第二十條及び第二十條の二第一項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一條第四項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（

公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十条の二第一項から第五項までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同条第一項及び第三項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第五項中「次項」とあるのは「公文書管理法第二十二条」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、行政不服審査法第六十六条中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十二条において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十条の二第一項前段及び第三項に定めるもののほか、公文書管理委員会は」と、「第四十二条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは「公文書管理法第二十一条第四項の規定により公文書管理委員会に諮問をした公文書管理法第

十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同法第六十七條から第七十一條までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第六十九條中「会長又は委員に、第六十六條」とあるのは「委員に、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十條の二第一項前段の規定により提示された公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等を閲覧させ、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十六條」と、「第六十七條第一項本文」とあるのは「公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十七條第一項本文」と読み替えるものとする。

附則第一條ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第百八十條の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日
- 二 第七條の二の規定 公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

改正案	現行
<p>第七十八條（時効） （略）</p> <p>2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>3（略） （審査請求）</p> <p>第八十条 第七十一条第二項から第七項までの規定による提出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>第八十一条 削除</p>	<p>第七十八條（時効） （略）</p> <p>2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>3（略） （審査請求）</p> <p>第八十条 第七十一条第二項から第七項までの規定による提出金等の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第八十一条 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分又は提出金等その他のこの法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地区画整理法の特例） 第二十条（略） 2 6 （略） 7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。</p> <p>8 （略） （都市再開発法の特例） 第二十四条（略） 2 5 （略） 6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。</p> <p>7 （略）</p>	<p>（土地区画整理法の特例） 第二十条（略） 2 6 （略） 7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>8 （略） （都市再開発法の特例） 第二十四条（略） 2 5 （略） 6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>7 （略）</p>

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p> <p>第一百八条 この章の規定による公正取引委員会又は委員会職員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>第七十条の十二 公正取引委員会がした排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がした処分及びこの節の規定によつて指定職員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>第一百八条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p>

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>審査請求</u>の制限） 第二十九条の二 都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、<u>審査請求</u>をすることができない。</p>	<p>（<u>不服申立て</u>の制限） 第二十九条の二 都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第百六十号）による<u>不服申立て</u>をすることができない。</p>

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、<u>審査請求をすることができない。</u></p>	<p>（<u>不服申立ての制限</u>） 第百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</u></p>

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（第十六条 条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方自治法の特例） 第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五條の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五條の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委</p>	<p>（地方自治法の特例） 第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五條の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会の長」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五條の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委</p>

「委員会」とする。
（審査請求と訴訟との関係）
第二十一条（略）

「員会」とする。
（不服申立てと訴訟との関係）
第二十一条（略）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求等） 第三十七条（略） 2・3（略） （審査専門委員） 第三十八条 国家公安委員会に、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び審査請求について、第三条第一号又は第四条第二号の要件に関する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。</p>	<p>（不服申立て等） 第三十七条（略） 2・3（略） （審査専門委員） 第三十八条 国家公安委員会に、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び不服申立てについて、第三条第一号又は第四条第二号の要件に関する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。</p>

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政庁等） 第二十一条（略） 2～7（略） 8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。</p> <p>9・10（略）</p>	<p>（行政庁等） 第二十一条（略） 2～7（略） 8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。</p> <p>9・10（略）</p>

○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方自治法の特例） 第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百四十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員</p>	<p>（地方自治法の特例） 第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二の二の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百四十五条の二第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会</p>

会」とする。
（審査請求と訴訟との関係）
第十九条（略）

」とする。
（不服申立てと訴訟との関係）
第十九条（略）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第八章（略） 第九章 犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十六条） 附則 （登録事務についての審査請求） 第六十四条の九 第六十四条の七第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融商品取引業者等は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。 （金融商品取引所に対する監督上の処分） 第二百五十二条（略） 2（略） 3 第一項第二号の規定による処分については、審査請求をすることができない。 （審査請求） 第八十五条の二十一 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定により行う決定その他の処分（同節の規定により</p>	<p>目次 第一章～第八章（略） 第九章 犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条） 附則 （登録事務についての審査請求） 第六十四条の九 第六十四条の七第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融商品取引業者等は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

審判官が行う処分を含む。)又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(委員会に対する審査請求)

第九十五条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

〔削除〕

つて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(委員会に対する不服申立て)

第九十五条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(不服申立ての制限)

第二百二十七条 この章の規定に基づき、委員会、委員会職員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

改正案	現行
<p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録の抹消） 第二十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。</p>	<p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>（登録の抹消） 第二十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。</p> <p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすること</p>

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

(登録の抹消)

第三十四条の十の十四 (略)

2 (略)

3 第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(審査請求)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定により行う決定その他の処分(これらの規定により審判官が行う処分を含む。)又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(審査会に対する審査請求)

第四十九条の四の二 審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為(同条第五項の規定により財務局長又は財務支

とができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録の抹消)

第三十四条の十の十四 (略)

2 (略)

3 第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

4 (略)

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

〔新設〕

局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む。
（）についての審査請求は、審査会に対してのみ行うこ
とができる。

○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第十一条 次に掲げる処分については、<u>審査請求</u>をすることができない。 一・二 （略）</p>	<p>（<u>不服申立ての制限</u>） 第十一条 次に掲げる処分については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第六十号）による<u>不服申立て</u>をすることができない。 一・二 （略）</p>

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員会の命令に対する審査請求） 第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。） ）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。</p>	<p>（委員会の命令に対する不服申立て） 第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。） ）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。</p>

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（証券取引等監視委員会に対する審査請求） 第三百三十九条の二 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。））についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。</p>	<p>（証券取引等監視委員会に対する不服申立て） 第三百三十九条の二 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。））についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第二十四条の二十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録事務に係る審査請求）</p> <p>第二十四条の三十五 第二十四条の三十三第一項の規定により登録事務を行う協会の第二十四条の二十六第一項の規定による主任者登録の申請に係る不作為若しくは第二十四条の二十七第一項の規定による主任者登録の拒否又は第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しについて不服がある者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第二十四条の二十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（登録事務に係る審査請求）</p> <p>第二十四条の三十五 第二十四条の三十三第一項の規定により登録事務を行う協会の第二十四条の二十六第一項の規定による主任者登録の申請に係る不作為若しくは第二十四条の二十七第一項の規定による主任者登録の拒否又は第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しについて不服がある者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員会の命令に対する審査請求） 第二百九十一条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。</p>	<p>（委員会の命令に対する不服申立て） 第二百九十一条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。</p>

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（振替債の供託） 第二百七十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 供託法第一条ノ二から第一条ノ九まで及び第八条の規定は前三項の場合について、同法第三条の規定は第二項前段の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八条第二項中「民法第四百九十六条ノ規定ニ依レルコト、供託力錯誤ニ出テシコト」とあるのは、「供託力錯誤ニ出テシコト」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>（委員会の命令に対する審査請求） 第二百八十七条 委員会が前条第二項の規定により行ふ報告又は資料の提出の命令についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。</p>	<p>（振替債の供託） 第二百七十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 供託法第一条ノ二から第一条ノ八まで及び第八条の規定は前三項の場合について、同法第三条の規定は第二項前段の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八条第二項中「民法第四百九十六条ノ規定ニ依レルコト、供託力錯誤ニ出テシコト」とあるのは、「供託力錯誤ニ出テシコト」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>（委員会の命令に対する不服申立て） 第二百八十七条 委員会が前条第二項の規定により行ふ報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。</p>

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>11 （略）</p>	<p>（権限の委任等） 第十二条（略） 2（略）9（略） 10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令（第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。</p>	<p>11 （略）</p>	<p>（権限の委任等） 第十二条（略） 2（略）9（略） 10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令（第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。</p>

○ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）
 （第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（売渡しに関する指示及び命令） 第四条（略） 2～8（略） 9 第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>	<p>（売渡しに関する指示及び命令） 第四条（略） 2～8（略） 9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>

改正案	現行
<p>第三十三條 第二十七條第一項（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>2 保健所を設置する市又は特別区の長が第二十七條第一項（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五條の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十四條 第十條第三項、第十一條第一項、第二十六條第二項及び第二十七條第一項（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>第三十三條 第二十七條第一項（第二十九條第二項及び前條第三項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十四條 第十條第三項、第十一條第一項、第二十六條第二項及び第二十七條第一項（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求及び行政事件訴訟の制限</u>） 第三十八条 この節（第一款を除く。）の規定による処分又はその不作為については、<u>審査請求及び行政事件訴訟法</u>（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えの提起をすることができない。</p>	<p>（<u>異議申立て及び行政事件訴訟の制限</u>） 第三十八条 この節（第一款を除く。）の規定による処分については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えの提起をすることができない。</p>

改正案	現行
<p>（再審査請求等）</p> <p>第十六条 前条第五項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>2 保健所を設置する市又は特別区の長が前条第五項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p>	<p>（再審査請求）</p> <p>第十六条 前条第五項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第三十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス審査請求ニ関スル行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年トス</p> <p>② 行政不服審査法第十八条第二項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ</p> <p>第十五条 総務大臣恩給ニ関スル行政上ノ処分又ハ其ノ不作為ニ関スル審査請求ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議会等ト称ス）ニ諮問スヘシ</p> <p>〔削除〕</p>	<p>第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス</p> <p>② 行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ適用セズ</p> <p>第十五条 総務大臣第十三条第一項ノ異議申立ノ決定ヲ為ス場合ニ於テハ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議会等ト称ス）ニ諮問スヘシ</p> <p>第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ異議申立ニ対スル決定ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ</p>

改正案	現行
<p>第四百四十三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項の規定による決定についての審査請求は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に対してするものとする。</p> <p>④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日とする。</p> <p>第二百六条〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四十四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p>	<p>第四百四十三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査請求をすることができる。</p> <p>④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日以内とする。</p> <p>第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百三条から第二百四十四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>② 第三百三十八条の四第一項に規定する機関がした前項の給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p>

② 普通地方公共団体の長は、前項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

③ (略)
〔削除〕

〔分担金等の徴収に関する処分についての審査請求〕
第二百二十九条 〔削除〕

普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
〔削除〕

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 (略)
4 第二項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ

④ 普通地方公共団体の長は、第一項の給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求(同項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

⑤ (略)

⑥ 第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求(同項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

〔分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て〕
第二百二十九条 第三百十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 (略)
6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決

、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 (略)

9 第七項の審査請求に対する判決を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

10 (略)

11 (行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百三十八条の七 (削除)

定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 (略)

9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

10 (略)

11 (行政財産を使用する権利に関する処分の不服申立て)

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通

地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

〔削除〕

2 | 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
2 | 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 | (略)
〔削除〕

2 | 第二百四十条 (債権)
3 | (略)

4 | 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二〇八 (略)
(職員の賠償責任)
2 | 第二百四十三条の二 (略)
2 | 9 (略)
〔削除〕

2 | 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に関する者が、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができず。
3 | 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長及び委員会以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 | 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
5 | (略)
6 | 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

2 | 第二百四十条 (債権)
3 | (略)

4 | 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権

二〇八 (略)
(職員の賠償責任)
2 | 第二百四十三条の二 (略)
2 | 9 (略)
10 | 第三項の規定による処分に関する者は、都道府県

10| 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、審査請求をすることができない。

11| 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

12| (略)

13| (公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 「削除」

〔削除〕

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。

11| 前項の規定にかかわらず、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

12| 普通地方公共団体の長は、第十項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

13| (略)

14| (公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分には不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2| 第三百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分には不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3| 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2| 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に
関する処分についての審査請求があつたときは、議事に
諮問してこれを決定しなければならない。

3| (略)
〔削除〕

(関与の意義)
第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対す
る国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事
務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十
一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつ
かさざる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一
項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭
和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機
関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同
じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通
地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あ
て人となるもの）に限り、国又は都道府県の普通地方公共
団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。
）をいう。
一・二 (略)
三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を實現
するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的
に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の
調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方
を名あて人とするもの）に限る。）及び審査請求その他

4| 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に
関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項
に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議事に
諮問してこれを決定しなければならない。

5| (略)
6| 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査
請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁
決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決について
は総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知
事に再審査請求をすることができる。

(関与の意義)
第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対す
る国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事
務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十
一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつ
かさざる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一
項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭
和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機
関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同
じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通
地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あ
て人となるもの）に限り、国又は都道府県の普通地方公共
団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。
）をいう。
一・二 (略)
三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を實現
するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的
に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の
調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方
を名あて人とするもの）に限る。）及び審査請求、異議

の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の紛争の調停、普通地方公共団体が対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。)に関する審査及び第四百四十三条第三項(第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審査の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 (略)

六 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審査の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審査の申請を取り下げたとき。

七 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をしたとき。

4 5 (略)

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 3 (略)

4 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五

申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の紛争の調停、普通地方公共団体が対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。)に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 (略)

六 第二百五十五条の五の規定による審理に係る審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請をした者が、当該審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請を取り下げたとき。

七 第二百五十五条の五の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をしたとき。

4 5 (略)

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 3 (略)

4 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五

条の二第一項の審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができ

5 | 市町村長が第二百五十二条の十七の二第一項の条例の

定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができ

6 | 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。

7 | 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十五条の二 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

条の二の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができ

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第二百五十五条の二 他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができ

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は不作為 当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

2

普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

第二百五十五条の三（略）

〔削除〕

〔削除〕

〔削除〕

- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分又は不作為 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分又は不作為 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分又は不作為 都道府県選挙管理委員会

〔新設〕

第二百五十五条の三（略）

② 普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

③ 普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

④ 過料の処分についての審査請求（第二項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることのできる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審査の申請をすることができ

る。

第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百四十三条第三項（第八十条の五第八項及び第八百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審査の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審査の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 | 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 | 第一項に規定する審査の申立て又は審査の申請については、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における

府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができ

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができ

る場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審査の申請をすることができ

る。

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求（第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。）

、再審査請求（第二百五十二条の四第四項の規定による再審査請求を除く。）

、審査の申立て又は審査の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審査の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をするものとする。

〔新設〕

<p>4 同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用については必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による自治紛争処理委員の審理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九條から第十四條まで、第十八條第一項ただし書及び第三項、第十九條第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一條、第二十二條第一項から第三項まで及び第五項、第二十三條から第三十八條まで、第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十條から第五十三條までの規定を準用する。</p> <p>2 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二條及び第三條の規定は、適用しない。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九條から第十三條まで、第十四條第一項ただし書、第二項及び第四項、第十五條第一項及び第四項、第十七條から第十九條まで、第二十一條から第三十五條まで並びに第三十八條から第四十四條までの規定を準用する。</p> <p>〔新設〕</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>第五條の四 第五條第一項、第五條の二第一項又は前條第一項の規定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して三十日とする。</p> <p>第六條 第五條第一項、第五條の二第一項又は第五條の三第一項の規定による命令又はその命令についての審査請求に対する裁決の取消しの訴えは、その命令又は裁決を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>②④（略）</p> <p>第十三條の二十二 指定試験機関が行う危険物取扱者試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>第二十一条の十六 協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人の行う型式適合検定に関する処分又はその不作為については、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会又は第二十一条の三</p>	<p>第五條の四 第五條第一項、第五條の二第一項又は前條第一項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。</p> <p>第六條 第五條第一項、第五條の二第一項又は第五條の三第一項の規定による命令又はその命令についての不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>②④（略）</p> <p>第十三條の二十二 指定試験機関が行う危険物取扱者試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>第二十一条の十六 協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人の行う型式適合検定に関する処分による不服がある者は、総務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>

第一項の規定による登録を受けた法人の上級行政庁とみなす。

改正案	現行
<p>21 2 第十九条の十六（略）</p> <p>（国會議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）</p> <p>21 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求め訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求め訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又は開示請求若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。</p> <p>22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請</p>	<p>21 2 第十九条の十六（略）</p> <p>（国會議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）</p> <p>21 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求め訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求め訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。</p> <p>22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少</p>

求に対する裁決に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

改正案	現行
<p>3 2 (異議の申出) 第二十四条 (略)</p> <p>3 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第九 条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。 ）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一 （第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三十一 三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四 びに第五十三条の規定は、第一項の異議の申出につ 準用する。この場合において、これらの規定（同法第 十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「<u>審査</u> 庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「<u>公</u> 職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管 理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十 四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一 の規定に基づき、<u>裁決</u>」とあるのは「<u>決定</u>」と、同 法第三十一条第二項中「<u>審理関係人</u>」とあるのは「<u>異議</u> 申出人」と、同法第四十四条中「<u>行政不服審査会</u>等から 諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定によ る諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当す る場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出された とき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては 同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあ るのは「<u>審理</u>手続を終結したとき」と読み替えるもの とする。」</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 2 (異議の申出) 第二十四条 (略)</p> <p>3 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十 五条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、 第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第 三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、第一 項の異議の申出について準用する。</p> <p>4 (略)</p>

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)
第三十条の八 (略)

2 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十四条の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第三十条の八第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

3

(行政不服審査法の準用)

第二百十六条 第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第四項、第十一条から第十三条まで、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、及び第四項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)
第三十条の八 (略)

2 行政不服審査法第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3

(行政不服審査法の準用)

第二百十六条 第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第十一条から第十三条まで、第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、

条第二項及び第三項、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第十一条第二項及び第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「審査庁」と、同法第三十条第三項中「審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人」とあるのは「参加人」と、「審査請求人及び処分庁等に、それぞれ」とあるのは「異議申出人に」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人（異議申出人及び参加人をいう。以下同じ。）」と、同法第三十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

2 | 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服

第二十八条から第三十一条まで、第三十六条、第三十九条、第四十四条並びに第四十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 | 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服

審査法第九条第四項、第十一条から第十三条まで、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第四項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条第一項本文、第二項及び第五項、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第十一条第二項及び第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「審査庁」と、同法第二十九条第一項中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申立てがされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申立てを却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人（審査申立人、参加人及び当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会をいう。以下同じ。）」と、同法第三十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））」にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は

審査法第九条第二項及び第三項、第十一条から第十三条まで、第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十六条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条の規定を準用する。

第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手
続を終結したとき」と読み替えるものとする。
〔削除〕

(審査請求の制限)
第二百六十五条 この法律の規定による処分その他公権力
の行使に当たる行為又はその不作為については、審査請
求をすることができない。

3| 前二項の場合において、前二項に規定する行政不服審
査法の規定中「処分庁」とあるのは、「当該選挙に関す
る事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものと
する。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)
第二百六十五条 この法律の規定による処分その他公権力
の行使に当たる行為については、行政不服審査法による
不服申立てをすることができない。

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 審査請求及び訴訟（第八十三条―第九十九条） 第七章の二～第九章（略） 附則 第七章 審査請求及び訴訟 （審査請求の方式） 第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求は、審査請求書正副二通を提出してしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書正副二通が提出されたものとみなす。</p> <p>第八十四条 削除</p> <p>（電波監理審議会への付議） 第八十五条 第八十三条の審査請求があつたときは、総務大臣は、その審査請求を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条―第九十九条） 第七章の二～第九章（略） 附則 第七章 異議申立て及び訴訟 （異議申立ての方式） 第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副二通を提出してしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。 （異議申立ての制限の適用除外） 第八十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分のうち行政手続法（平成五年法律第八十八号）による聴聞を経てされたものについては、同法第二十七条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（電波監理審議会への付議） 第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。</p>

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、審査請求が受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

第八十八条 審理の開始は、審査請求人に対し、審理官（前条ただし書の場合はその委員。以下同じ。）の名をもつて、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付して行う。

2 (略)

(代理人及び指定職員)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の代理人は、審理に関し、審査請求人、参加人又は指定職員に代わつて一切の行為をすることができる。

(意見の陳述)

第九十一条 審査請求人、参加人又は指定職員は、審理の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 前項の場合において、審査請求人又は参加人は、審理官の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

3 審理官は、審理に際し必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は指定職員に対して、意見の陳述を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第九十二条 審査請求人、参加人又は指定職員は、審理に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第九十二条の二 審理官は、審査請求人、参加人若しくは

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

第八十八条 審理の開始は、異議申立人に対し、審理官（前条ただし書の場合はその委員。以下同じ。）の名をもつて、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付して行う。

2 (略)

(代理人及び指定職員)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の代理人は、審理に関し、異議申立人、参加人又は指定職員に代わつて一切の行為をすることができる。

(意見の陳述)

第九十一条 異議申立人、参加人又は指定職員は、審理の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 前項の場合において、異議申立人又は参加人は、審理官の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

3 審理官は、審理に際し必要があると認めるときは、異議申立人、参加人又は指定職員に対して、意見の陳述を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第九十二条 異議申立人、参加人又は指定職員は、審理に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第九十二条の二 審理官は、異議申立人、参加人若しくは

指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、審査請求人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の提出要求)

第九十二条の三 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第九十二条の四 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理官は、審査請求人、参加人又は指定職員の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は参加人の審問)

第九十二条の五 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審問することができる。この場合においては、第九十二条の二後段の規定を準用する。

(審査請求の制限)

第九十二条の三 審理官が審理に関する手続においてする処分又はその不作為については、審査請求をすることができる。

(議決)

第九十三条の四 電波監理審議会は、第九十三条の調書及び意見書に基づき、事案についての裁決案を議決しなればならない。

指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、異議申立人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の提出要求)

第九十二条の三 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第九十二条の四 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理官は、異議申立人、参加人又は指定職員の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(異議申立人又は参加人の審問)

第九十二条の五 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、異議申立人又は参加人を審問することができる。この場合においては、第九十二条の二後段の規定を準用する。

(不服申立ての制限)

第九十二条の三 審理官が審理に関する手続においてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができる。

(議決)

第九十三条の四 電波監理審議会は、第九十三条の調書及び意見書に基づき、事案についての決定案を議決しなればならない。

(処分の執行停止)

第九十三条の五 総務大臣は、第八十五条の規定により電波監理審議会の議に付した事案に係る処分につき、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項の規定による申立てがあつたときは、電波監理審議会の意見を聴かなければならない。

(裁決)

第九十四条 総務大臣は、第九十三条の四の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により審査請求についての裁決をする。

2 裁決書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならぬ。

3 総務大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第五十一条の規定によるほか、裁決書の謄本を第八十九条の規定による参加人に送付しなければならない。

(訴えの提起)

第九十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分不服がある者は、当該処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(専属管轄)

第九十七条 前条の訴え(審査請求を却下する裁決に対する訴えを除く。)は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(意見の聴取)

第九十九条の十二 (略)

2 4 (略)

5 第一項及び第二項の意見の聴取(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分(次項及び第八項において単に「不利益処分」という。))

(処分の執行停止)

第九十三条の五 総務大臣は、第八十五条の規定により電波監理審議会の議に付した事案に係る処分につき、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第三十四条第二項の規定による申立てがあつたときは、電波監理審議会の意見を聞かなければならない。

(決定)

第九十四条 総務大臣は、第九十三条の四の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議申立てについての決定を行う。

2 決定書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならぬ。

3 総務大臣は、決定をしたときは、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第四十二条の規定によるほか、決定書の謄本を第八十九条の規定による参加人に送付しなければならない。

(訴えの提起)

第九十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(専属管轄)

第九十七条 前条の訴え(異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。)は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(意見の聴取)

第九十九条の十二 (略)

2 4 (略)

5 第一項及び第二項の意見の聴取(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分(次項及び第八項において単に「不利益処分」という。))に係るものを除く。)

）に係るものを除く。）においては、当該事案に利害関係を有する者は、審理官の許可を得て、意見の聴取の期日に出頭し、意見を述べることができる。

6 第八十七条、第九十条から第九十三条の三まで及び第九十六条の規定は第一項及び第二項の意見の聴取に、第八十九条及び行政手続法第十八条の規定は不利益処分に係る第一項及び第二項の意見の聴取について準用する。この場合において、第九十条第三項中「審査請求人」とあるのは「第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者（第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関に対してその役員若しくは試験員の解任の命令、指定周波数変更対策機関に対するその役員の解任の命令又は指定較正機関に対するその較正員の解任の命令の処分に係る意見の聴取においては、第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者及び当該役員、当該試験員又は当該較正員。以下第九十二条の五までにおいて「当事者」という。）」と、第九十一条から第九十二条の五までの規定中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第九十六条中「この章」とあるのは「第九十九条の十二」と、行政手続法第十八条第一項中「当事者」とあるのは「電波法第九十九条の十二第六項において読み替えて準用する同法第九十条第三項の当事者」と、「参加人」とあるのは「同法第九十九条の十二第六項において準用する同法第八十九条第一項又は第二項の参加人」と、「聴聞の通知」とあるのは「同法第九十条の十二第三項ただし書に規定する意見聴取開始通知書の送付」と読み替えるものとする。

7
8
(権限の委任)

いては、当該事案に利害関係を有する者は、審理官の許可を得て、意見の聴取の期日に出頭し、意見を述べることができる。

6 第八十七条、第九十条から第九十三条の三まで及び第九十六条の規定は第一項及び第二項の意見の聴取に、第八十九条及び行政手続法第十八条の規定は不利益処分に係る第一項及び第二項の意見の聴取について準用する。この場合において、第九十条第三項中「異議申立人」とあるのは「第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者（第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関に対してその役員若しくは試験員の解任の命令、指定周波数変更対策機関に対するその役員の解任の命令又は指定較正機関に対するその較正員の解任の命令の処分に係る意見の聴取においては、第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者及び当該役員、当該試験員又は当該較正員。以下第九十二条の五までにおいて「当事者」という。）」と、第九十一条から第九十二条の五までの規定中「異議申立人」とあるのは「当事者」と、第九十六条中「この章」とあるのは「第九十九条の十二」と、行政手続法第十八条第一項中「当事者」とあるのは「電波法第九十九条の十二第六項において読み替えて準用する同法第九十条第三項の当事者」と、「参加人」とあるのは「同法第九十九条の十二第六項において準用する同法第八十九条第一項又は第二項の参加人」と、「聴聞の通知」とあるのは「同法第九十条の十二第三項ただし書に規定する意見聴取開始通知書の送付」と読み替えるものとする。

7
8
(権限の委任)

第百四条の三 (略)

2 第七章の規定は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは、「総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の処分に係る審査請求等)

第百四条の四 この法律の規定による指定試験機関の処分とが不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができ、この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

2

第八十三条及び第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と読み替えるものとする。

第百四条の三 (略)

2 第八十五条から第九十九条までの規定は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長」と、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の処分に係る審査請求等)

第百四条の四 この法律の規定による指定試験機関の処分とが不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができ、この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

2

第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>審査請求及び訴訟</u>） 第百八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求及び訴訟について準用する。</p>	<p>（<u>異議申立て及び訴訟</u>） 第百八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律の規定による総務大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継） 第八条の二 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下この条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下この条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下この条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、審査請求その他の手続及び承継市町村に対してした申告、審査請求その他の手続とみなす。</p> <p>2 4 （還付加算金） 第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に應じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加</p>	<p>（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継） 第八条の二 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。</p> <p>2 4 （還付加算金） 第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に應じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加</p>

算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 (略)

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。)により納付し又は納入すべき額が減少した地方税(当該地方税に係る延滞金を含む。次号において同じ。)に係る過納金。その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三・四 (略)

2 5 (略)

(更正、決定等の期間制限の特例)

第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができ

一 更正、決定若しくは賦課決定に係る審査請求についての裁決(第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。)又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決(以下この号において「裁決等」という。)による原処分の変動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税(当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。)で当該裁決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは賦課決定又は当

算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 (略)

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付し又は納入すべき額が減少した地方税(当該地方税に係る延滞金を含む。次号において同じ。)に係る過納金。その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三・四 (略)

2 5 (略)

(更正、決定等の期間制限の特例)

第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができ

一 更正、決定若しくは賦課決定に係る不服申立てについての決定若しくは裁決(第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。)又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決(以下この号において「裁決等」という。)による原処分の変動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税(当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。)で当該裁決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは

該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二〇四 (略)

2・3 (略)

(行政不服審査法との関係)

第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての審査請求については、この款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)の定めるところによる。

一〇九 (略)

(徴税吏員がした処分)

第十九条の二 審査請求に関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。

(審査請求期間の特例)

第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日)の翌日から起算して三月を経過した日

二〇四 (略)

(審査請求の理由の制限)

第十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処

賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二〇四 (略)

2・3 (略)

(行政不服審査法との関係)

第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての不服申立てについては、この款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の定めるところによる。

一〇九 (略)

(徴税吏員がした処分)

第十九条の二 不服申立てに関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。

(不服申立期間の特例)

第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日)の翌日から起算して三十日を経過した日

二〇四 (略)

(不服申立ての理由の制限)

第十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処

分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての審査請求においては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。

(審査請求があつた場合等の通知)

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての審査請求があつた場合においては、その審査請求に対する裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、審査請求があつた旨その他必要な事項を通じて、当該通知に代えることができる。

2 前項の規定は、同項に規定する審査請求に対する裁決の権限を有する者が当該審査請求に対する裁決をした場合に準用する。

(審査請求と地方団体の徴収金の賦課徴収との関係)

第十九条の七 審査請求は、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押さえた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ。)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は審査請求をした者から別段の申出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、することができない。

2 審査請求の目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、審査請求をした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めると

分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての不服申立てにおいては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てがあつた場合等の通知)

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を官報に登載することによつて、当該通知にかえることができる。

2 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

(不服申立てと地方団体の徴収金の賦課徴収との関係)

第十九条の七 不服申立ては、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押さえた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下本条において同じ。)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立てをした者から別段の申出があるときを除き、その不服申立てに対する決定又は裁決があるまで、することができない。

2 不服申立ての目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、不服申立てをした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めると

きは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。

3 (略)

(差押動産等の搬出の制限)

第十九条の八 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの場合に、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき審査請求をしたときは、その審査請求の係属する間は、当該財産の搬出をすることができない。

第十九条の九 削除

めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。

3 (略)

(差押動産等の搬出の制限)

第十九条の八 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの場合に、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、当該財産の搬出をすることができない。

(決定又は裁決をすべき期間)

第十九条の九 不服申立てに対する決定又は裁決は、その

申立てを受理した日から三十日(滞納処分についての不服申立てに対する決定又は裁決にあつては、六十日)以内にならなければならない。

2 次に掲げる更正、決定又は賦課決定についての不服申

立てに対する決定又は裁決は、当該更正、決定又は賦課決定に係る法人税額、所得税若しくは法人税の課税標準又は消費税額について不服申立てがされている場合においては、前項の規定にかかわらず、その不服申立てについての決定又は裁決を知つた日から三十日以内にしなければならない。

一 法人税の課税に基づいて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)に係る更正又は決定

二 所得税の課税標準を基準として課する道府県民税又は市町村民税の所得割に係る賦課決定

三 法人税の課税標準を基準として課する事業税の所得割に係る更正又は決定

四 所得税の課税標準を基準として課する事業税に係る

第十九条の十 第十九条の四第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分についての審査請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その審査請求を棄却することができる。

一 その審査請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その審査請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他審査請求に係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その審査請求をした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による審査請求の棄却の裁決には、処分が違法であること及び審査請求を棄却する理由を明示しなければならぬ。

3 (略)

(審査請求と訴訟との関係)

第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

賦課決定（第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定を含む。）
五 消費税の課税に基づいて課する地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定

第十九条の十 第十九条の四第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分についての不服申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その不服申立てを棄却することができる。

一 その不服申立てに係る処分に続いて行なわれるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行なわれている場合において、その不服申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他不服申立てに係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その不服申立てをした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による不服申立ての棄却の決定又は裁決には、処分が違法であること及び不服申立てを棄却する理由を明示しなければならぬ。

3 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

(利子割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の十四 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る利子割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該利子割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)

きない。

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

(利子割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の十四 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る利子割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該利子割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額と

が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該利子割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

6 (配当割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の三十五 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る配当割について更正が

する。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該利子割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

6 (配当割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の三十五 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る配当割について更正が

あつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該配当割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 3
(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該配当割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定す

あつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該配当割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 3
(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該配当割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項

る納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (株式等譲渡所得割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の五十五 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る株式等譲渡所得割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある)と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該株式等譲渡所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 3 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該株式

に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (株式等譲渡所得割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の五十五 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る株式等譲渡所得割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある)と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該株式等譲渡所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 3 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該株式

等譲渡所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5
5
7
(略)

第七十二条の四十六 申告書（第七十二条の二十六第一項

本文の規定による申告書を除く。以下この項において同じ。）の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められるものに基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除し

等譲渡所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5
5
7
(略)

第七十二条の四十六 申告書（第七十二条の二十六第一項

本文の規定による申告書を除く。以下この項において同じ。）の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められるものに基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除し

た金額とする。以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前におけるその更正又は修正申告に係る法人の事業税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正又は修正申告書の提出があつた場合によつて増加した税額の合計額不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされたもの）があつたことについて正当な事由があると認められたもの）があつたときは、その正当な事由があると認められた事実に基づき税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、当該法人の事業税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額（当該申告書に係る法人の事業税について中間納付額があるときは、当該中間納付額を加算した金額とし、当該申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは、当該税額を控除した金額とする。）に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、第七十二条の第三十三第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業税額について第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四

た金額とする。以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前におけるその更正又は修正申告に係る法人の事業税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正又は修正申告書の提出があつた場合によつて増加した税額の合計額不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされたもの）があつたことについて正当な事由があると認められたもの）があつたときは、その正当な事由があると認められた事実に基づき税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、当該法人の事業税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額（当該申告書に係る法人の事業税について中間納付額があるときは、当該中間納付額を加算した金額とし、当該申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは、当該税額を控除した金額とする。）に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、第七十二条の第三十三第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業税額につ

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合）において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があるとき認められる場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税については、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があるとき認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければ

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合）において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があるとき認められる場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税については、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があるとき認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収

ばならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分額の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (略)

第九十条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道

しななければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (略)

第九十条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道

府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係るゴルフ場利用税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該ゴルフ場利用税についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2

（略）
前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴え

府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係るゴルフ場利用税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該ゴルフ場利用税についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2

（略）
前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴

についての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

第四百三十二条 (自動車取得税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百三十二条 申告書の提出期限後にその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第二百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車取得税については、その更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある)と認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少

えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額(が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

第四百三十二条 (自動車取得税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百三十二条 申告書の提出期限後にその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第二百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車取得税については、その更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある)と認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少

3 2

させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しななければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る自動車取得税額について第二百二十九条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合)には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第二百二十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額

3 2

させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しななければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る自動車取得税額について第二百二十九条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合)には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第二百二十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額

に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

456 (略)

第四百四十四条の四十七 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る軽油引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該軽油引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分

する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

456 (略)

第四百四十四条の四十七 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る軽油引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該軽油引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額

の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
（）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百四十四条の第四項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額（当該納入し、若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

（道府県法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第二百七十八条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第二百七十六条第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、

（）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
（）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百四十四条の第四項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額（当該納入し、若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

（道府県法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第二百七十八条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第二百七十六条第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、

3 2

(略)
前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に

道府県知事は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足金額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る道府県法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該道府県法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2

(略)
前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に

道府県知事は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足金額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る道府県法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該道府県法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該道府県法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4-6 (略)

(分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百二十八条の十一 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る分離課税に係る所得割について更正があつた場合においては、

該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該道府県法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4-6 (略)

(分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百二十八条の十一 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る分離課税に係る所得割について更正があつた場合においては、

その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該分離課税に係る所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

3 2
(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該分離課税に係る所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額

その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該分離課税に係る所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

3 2
(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該分離課税に係る所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当

(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

4 6 (仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等)

3 3 6 4 条の二 (略)

2 5 (略)

6 第三項の規定による決定については、審査請求をすることができない。

(審査請求の手續における地方財政審議会の意見の聴取)

3 3 9 0 条 総務大臣は、前条第一項の規定による固定

資産の価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する審査請求に対する裁決の通知)

3 3 9 1 条 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九條第一項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をした場合においては、その裁決をした日から十日以内、その旨を関係市町村の長に通知しなければならぬ。

(固定資産の価格等の全てを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等)

4 4 1 7 条 (略)

2 3 (略)

4 第三百九十條の規定は総務大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合に、第三百九十九條の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の決定又は

する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

4 6 (仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等)

3 3 6 4 条の二 (略)

2 5 (略)

6 第三項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(異議申立ての手續における地方財政審議会の意見の聴取)

3 3 9 0 条 総務大臣は、前条第一項の規定による固定

資産の価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通知)

3 3 9 1 条 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九條第一項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合においては、その決定をした日から十日以内、その旨を関係市町村の長に通知しなければならぬ。

(固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等)

4 4 1 7 条 (略)

2 3 (略)

4 第三百九十條の規定は総務大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合に、第三百九十九條の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の決定又は

配分についての審査請求に対する裁決をした場合に準用する。

(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格(第三百八十九条第一項、第四百十七條第二項又は第七百四十三條第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。)について不服がある場合においては、第四百十一條第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百十九條第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日(第四百二十條の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日)までの間において、又は第四百十七條第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一條第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

2

行政不服審査法第十条から第十二条まで、第十五条、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九條第二項(第三号及び第五号を除く。)及び第四項並びに第二十三條の規定は、前項の審査の申出の手續について準用する。

は配分についての異議申立てに対する決定をした場合に準用する。

(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格(第三百八十九条第一項、第四百十七條第二項又は第七百四十三條第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。)について不服がある場合においては、第四百十一條第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後六十日まで若しくは第四百十九條第三項の規定による公示の日から同日後六十日(第四百二十條の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後六十日)までの間において、又は第四百十七條第一項の通知を受けた日から六十日以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一條第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

2

行政不服審査法第十条から第十三条まで、第十四條第一項ただし書、第二項及び第四項並びに第二十一條の規定は、前項の審査の申出の手續について準用する。

。この場合において、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「地方税法第四百三十二条第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十九条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

3 固定資産税の賦課についての審査請求においては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

（固定資産評価審査委員会の審査の決定の手續）

第四百三十三条（略）

2（略）

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4（略）

10 9 固定資産評価審査委員会は、前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しななければならない。

11 行政不服審査法第二十四条、第二十七条、第二十九条

第一項本文、第二項及び第五項、第三十条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十条第一項（審理員意見書並

3 固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

（固定資産評価審査委員会の審査の決定の手續）

第四百三十三条（略）

2（略）

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4（略）

10 9 固定資産評価審査委員会は、第三項の規定によつて提出させた資料又は前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

11 行政不服審査法第二十二条、第二十三条、第二十六条

、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項から第三項まで並びに第四十四条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。

びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第五十一条第一項から第三項まで並びに第五十三条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第一項中「審査庁」とあるのは「地方税法第四百三十二条第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、「次節に規定する審理手続」とあるのは「同法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、同法第二十九条第一項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申出がされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十七条第一項及び第三項中「第三十一条から前条までに定める審理手続」とあるのは「地方税法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、同法第三十八条第一項中「第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは「第三十二条第一項若しくは第二項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第四百三十三条第三項の規定によつて提出させた資料」と、「当該書面若しくは当該資料の写し」とあるのは「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同法第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十一条第二項第一号ホ中「第三十三条前段 書類その他の物件」とあるのは「地方税法第四百三十三条第三項 資料」と、同項第二号中「口頭意見陳述」とあるのは「地方税法第四百三十三条第二項ただし書に規定する口頭で意見を述べべる機会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定によ

る諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）とあるのは「審理手続を終結したとき」と、同法第五十三条中「第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「地方税法第四百三十三條第三項の規定によつて提出させた資料」と読み替へるものとする。

12

(略)

第四百八十三條 申告書の提出期限及び不申告加算金

（たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金）
第四百八十三條 申告書の提出期限及び不申告加算金
た場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百八十三條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があることを認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税については、更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある）と認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税によつてその納付すべき税額を減少させ

12

(略)

第四百八十三條 申告書の提出期限及び不申告加算金

（たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金）
第四百八十三條 申告書の提出期限及び不申告加算金
た場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百八十三條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があることを認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税については、更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある）と認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税によつてその納付すべき税額を減少させ

る更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての
裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、
これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除
した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書
の提出期限までにその提出があつた場合における当該申
告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか
多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金
額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金
額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五
の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に
相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。
ただし、修正申告書の提出があつた場合において、そ
の提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について第四
百八十条第一項又は第三項の規定による更正があるべき
ことを予知してされたものでないときは、この限りでな
い。

3 2

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する
納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合
には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にさ
れた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は
第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若
しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付す
べき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若し
くは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異
動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に
相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額
)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は
、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した
金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定す
る納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満

る更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについ
ての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつた
ときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金
額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が
申告書の提出期限までにその提出があつた場合におけ
る当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円との
いずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相
当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相
当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に
百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と
する。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければ
ならぬ。ただし、修正申告書の提出があつた場合にお
いて、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額につ
いて第四百八十条第一項又は第三項の規定による更正が
あるべきことを予知してされたものでないときは、この
限りでない。

3 2

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する
納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合
には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にさ
れた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は
第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若
しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付す
べき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若
しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原
処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分
の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算
した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加
算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により
計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項
に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する

たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

456 (略)

第五百三十六条 (鉅産税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第五百三十六条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額(以下この項において「対象不足税額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額(当該更正前にその更正に係る鉅産税について更正があつた場合)においては、その更正による不足税額の合計額(当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該鉅産税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

456 (略)

第五百三十六条 (鉅産税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第五百三十六条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額(以下この項において「対象不足税額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額(当該更正前にその更正に係る鉅産税について更正があつた場合)においては、その更正による不足税額の合計額(当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該鉅産税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該財産税に係る申告書の提出期限後の申告又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

（特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金）第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該財産税に係る申告書の提出期限後の申告又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

（特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金）第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前

にその更正又は修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があるとき、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

3 2

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該特別土地保有税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納

にその更正又は修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があるとき、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

3 2

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該特別土地保有税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納

付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分額の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4-6 (略)

(市町村法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第六百八十八条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第六百八十六条第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足金額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る市町村法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合)においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係

付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4-6 (略)

(市町村法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第六百八十八条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第六百八十六条第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足金額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る市町村法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合)においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係

る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該市町村法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。を)を加算した金額とする。が)納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。に)相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該市町村法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。を)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計

る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該市町村法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。を)を加算した金額とする。が)納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。に)相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該市町村法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。を)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定

算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4（略）

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある）と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える

により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4（略）

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある）と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当

部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなればならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (事業所得税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の六十一 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の五十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、指定都市等の長は、当該更正又は修正申告前の申告

該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなればならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (事業所得税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の六十一 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の五十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、指定都市等の長は、当該更正又は修正申告前の申告

3 2

又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下の項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る事業所税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該事業所税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業所税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する

3 2

又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下の項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る事業所税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該事業所税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業所税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

(略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する

納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

4 (都市計画画税の賦課徴収等)

第七百二条の八 (略)

2 都市計画画税の賦課徴収に関する修正の申出及び審査請求並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び審査請求並びに出訴の例によるものとする。

3 8 (略)

(水利地益税等に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百二十一条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正が

納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

4 (都市計画画税の賦課徴収等)

第七百二条の八 (略)

2 都市計画画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。

3 8 (略)

(水利地益税等に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百二十一条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正が

あつたときは、地方団体の長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る水利地益税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある）と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該水利地益税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2

（略）
前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該水利地益税等に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若し

あつたときは、地方団体の長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る水利地益税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある）と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該水利地益税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2

（略）
前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該水利地益税等に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入す

くは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。を加算した金額が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

(法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百三十三条の十八 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前における更正又は修正申告に係る法定外目的税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある）と認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該法定外目的税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。を加算した金額とする。が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず

しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。を加算した金額が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

(法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百三十三条の十八 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前における更正又は修正申告に係る法定外目的税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある）と認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該法定外目的税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。を加算した金額とする。が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にか

、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 (略)

4 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分額の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (略)

（大規模の償却資産の価格等の決定に関する審査請求に対する裁決の通知）

第七百四十四条 道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定についての審査請求に対する裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

かわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 (略)

4 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分額の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (略)

（大規模の償却資産の価格等の決定に関する不服申立てに対する決定又は裁決の通知）

第七百四十四条 道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定についての不服申立てに対する決定又は裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

（指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産に対する固定資産税の特例）

第七百四十七条 第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日（以下「指定日」という。）の属する年の四月一日の属する年度分の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び納税義務者が道府県知事に対してした行為は第三章第二節の規定により当該市の長又は徴税吏員がした行為及び当該市の長に対してした行為と、指定日前における当該償却資産の価格等の決定又は修正に対する審査請求は第四百三十二条第一項の規定による審査の申出と、指定日前における当該審査請求に対する裁決は第四百三十三条第一項の規定による審査の決定と、指定日前における前条第二項及び第三項の規定により道府県知事等がした行為は第四百三十八条及び第四百四十条の規定により当該市の長等がした行為とみなす。

（指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産に対する固定資産税の特例）

第七百四十七条 第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日（以下「指定日」という。）の属する年の四月一日の属する年度分の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び納税義務者が道府県知事に対してした行為は第三章第二節の規定により当該市の長又は徴税吏員がした行為及び当該市の長に対してした行為と、指定日前における当該償却資産の価格等の決定又は修正に対する異議申立ては第四百三十二条第一項の規定による審査の申出と、指定日前における当該異議申立てに対する決定は第四百三十三条第一項の規定による審査の裁決と、指定日前における前条第二項及び第三項の規定により道府県知事等がした行為は第四百三十八条及び第四百四十条の規定により当該市の長等がした行為とみなす。

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 職員に適用される基準 第一節～第七節（略） 第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条―第五十一条の二） 第一款～第三款（略） 第四款 不利益処分に関する審査請求（第四十九条―第五十一条の二） 第九節（略） 第四章・第五章（略） 附則 （人事委員会又は公平委員会の権限） 第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。 一～九（略） 十 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。 十一・十二（略） 2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。 一（略） 二 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。 三・四（略） 3～9（略） （適用除外） 第二十九条の二 次に掲げる職員及びこれに対する処分に</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 職員に適用される基準 第一節～第七節（略） 第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条―第五十一条の二） 第一款～第三款（略） 第四款 不利益処分に関する不服申立て（第四十九条―第五十一条の二） 第九節（略） 第四章・第五章（略） 附則 （人事委員会又は公平委員会の権限） 第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。 一～九（略） 十 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 十一・十二（略） 2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。 一（略） 二 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 三・四（略） 3～9（略） （適用除外） 第二十九条の二 左に掲げる職員及びこれに対する処分に</p>

については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定を適用しない。

一・二 (略)

2 (略)

第四款 不利益処分に関する審査請求

(不利益処分に関する説明書の交付)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(審査請求)

第四十九条の二 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。

2 前条第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、審査請求をすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二章の規定を適用しない。

(審査請求期間)

第四十九条の三 前条第一項に規定する審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定を適用しない。

一・二 (略)

2 (略)

第四款 不利益処分に関する不服申立て

(不利益処分に関する説明書の交付)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(不服申立て)

第四十九条の二 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

2 前条第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

3 第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

(不服申立期間)

第四十九条の三 前条第一項に規定する不服申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第五十条 第四十九条の二第一項に規定する審査請求を受
理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちにそ
の事案を審査しなければならない。この場合において、
処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を
行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求
があつたときは、公開して行わなければならない。
2 人事委員会又は公平委員会は、必要があると認めると
きは、当該審査請求に対する裁決を除き、審査に関する
事務の一部を委員又は事務局長に委任することができる。

3 (略)

(審査請求の手續等)

第五十一条 審査請求の手續及び審査の結果執るべき措置
に關し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規
則で定めなければならない。

(審査請求と訴訟との關係)

第五十一条の二 第四十九条第一項に規定する処分であつ
て人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をするこ
とができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人
事委員会又は公平委員会の裁決を経た後でなければ、提
起することができない。

(職員団体の登録)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格
を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職
員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定
する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを
必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員で
あつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分

第五十条 第四十九条の二第一項に規定する不服申立てを
受理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちに
その事案を審査しなければならない。この場合において
、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理
を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請
求があつたときは、公開して行わなければならない。
2 人事委員会又は公平委員会は、必要があると認めると
きは、当該不服申立てに対する裁決又は決定を除き、審
査に関する事務の一部を委員又は事務局長に委任するこ
とができる。

3 (略)

(不服申立ての手續等)

第五十一条 不服申立ての手續及び審査の結果執るべき措
置に關し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会
規則で定めなければならない。

(不服申立てと訴訟との關係)

第五十一条の二 第四十九条第一項に規定する処分であつ
て人事委員会又は公平委員会に対して審査請求又は異議
申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査
請求又は異議申立てに対する人事委員会又は公平委員
会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することがで
きない。

(職員団体の登録)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格
を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職
員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定
する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを
必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員で
あつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分

5
5
10
10
(略)

としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5
5
10
10
(略)

としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員とし

○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（第四十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 (目的) 第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定 イ ト (略) チ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十 七条第四項 リ ヲヨ (略)</p> <p>(審査請求の制限) 第二十四条の二 この章の規定による処分については、審査請求をすることができない。</p> <p>(裁定の申請期間) 第二十五条 第一条第二号に掲げる法律の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(略)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定 イ ト (略) チ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十 七条第三項 リ ヲヨ (略)</p> <p>(不服申立ての制限) 第二十四条の二 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>(裁定の申請期間) 第二十五条 第一条第二号に掲げる法律の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならぬ。ただし、天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合における裁定の申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p>

3 裁定申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
〔削除〕

2 第二十五条の二（略）
（裁定の申請）

2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
一 申請人の氏名又は名称及び住所
二 七（略）

八 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由（同条第一項本文又は第二項本文に規定する期間の経過後に申請する場合に限る。）

3・4（審査請求の制限）
（略）

第四十八条 この章の規定による裁定その他の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

4 裁定申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における裁定の申請期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

5 処分庁が誤つて第一項から第三項までに規定する期間よりも長い期間を裁定の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に裁定の申請がされたときは、当該裁定の申請は、第一項から第三項までに規定する期間内にされたものとみなす。

2 第二十五条の二（略）
（裁定の申請）

2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
一 申請人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
二 七（略）
〔新設〕

3・4（不服申立ての制限）
（略）

第四十八条 この章の規定によつてされた裁定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第四条の十八 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録を拒否された場合等の審査請求）</p> <p>第六条の三 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に対する不服があるときは、総務大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第二項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。</p> <p>3 前二項の場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録の取消し）</p> <p>第六条の五（略）</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第四条の十八 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（登録を拒否された場合等の審査請求）</p> <p>第六条の三 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に対する不服があるときは、総務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第二項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。</p> <p>3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、総務大臣は、日本行政書士会連合会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>（登録の取消し）</p> <p>第六条の五（略）</p>

<p>3 第六条の二第二項後段並びに第六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (登録の抹消) 第七条 (略)</p> <p>3 第六条の二第二項後段、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。この場合において、第六条の三第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第六条の二第二項後段並びに第六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。</p> <p>2 (登録の抹消) 第七条 (略)</p> <p>3 第六条の二第二項後段、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。</p>
---	--

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）（第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>附則</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文の期間は、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内とする。</p> <p>16 行政不服審査法第十四条第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。</p> <p>17 総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。</p> <p>18 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。</p>

改正案	現行
<p>（職員の賠償責任） 第三十四条 地方自治法第二百四十三条の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれていて準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。</p>	<p>（職員の賠償責任） 第三十四条 地方自治法第二百四十三条の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれていて準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第十項中「処分不服がある者は」とあるのは「処分不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることができ」とあるのは「再審査請求をすることができ」と、同条第十二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。</p>
<p>（他の法律の適用除外等） 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第四号及び第六号、第三項並びに第五項</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第四号及び第六号、第三項並びに第五項</p>

6 5 4	3 2	<p>を除く。)、第十四条第二項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項(同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第三十七条、第三十九条第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条(同条第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第一百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。))を除く。)、及び第五十八条の三、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条並びに地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)第六条の規定は、適用しない。</p>
(略)	(略)	

改正案	現行
<p>（非常事態における通信の確保）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による処分については、審査請求をすることができない。</p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求をした者に対し、相当な期間を置いて予告した上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後に行なわなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、当該審査請求をした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（非常事態における通信の確保）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>（異議申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第十条 総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、当該異議申立てをした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣に対して審査請求をすることとはできないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることとはできないものとする。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。</p> <p>（組合に対する通知等）</p> <p>第百二十条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、市</p>	<p>（審査請求）</p> <p>第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（組合に対する通知等）</p> <p>第百二十条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、市町村連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審</p>

町村連合会)にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならぬ。

(政令への委任)

第百二十一条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第三十四条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第百二十一条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外） 第三十二条（略）</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外） 第三十一条の三（略） （不服申立て）</p> <p>第三十一条の四 この法律の規定により市町村長がした処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第三十二条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）（第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求期間）</p> <p>第九条 特別交付金に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年とする。</p> <p>2 前項の審査請求については、行政不服審査法第十八条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（地方公共団体の長が処理する事務）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>〔削除〕</p>	<p>（異議申立期間）</p> <p>第九条 特別交付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。</p> <p>2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。</p> <p>（地方公共団体の長が処理する事務）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 第九条の規定は、前項の規定に基づいて地方公共団体の長がする処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求等） 第五十一条（略）</p> <p>2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、更に審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の審査請求並びに同項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>5 審査会及び支部審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第九條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。</p> <p>（審査請求の前置） 第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する審査会又は支部審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>（審査請求等） 第五十一条（略）</p> <p>2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の審査請求並びに前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>5 第一項及び第二項の審査請求並びに第二項又は第三項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）が適用されるものとする。</p> <p>（不服申立ての前置） 第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求がされた日の</p>

〔削除〕

二 翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき
第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二
項若しくは第三項に規定する再審査請求についての裁
決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊
急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつ
き正当な理由があるとき。

○ 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八八号）（第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第四十六条の二 この章の規定による処分又はその不作為については、<u>審査請求をすることができない。</u></p>	<p>（<u>不服申立ての制限</u>） 第四十六条の二 この章の規定によつてされた処分については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</u></p>

改正案	現行
<p>（電気通信設備の接続に関する命令等） 第三十五条（略） 2（略）9（略） 10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。 （審査請求の手續における意見の聴取） 第七十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が意見の聴取をした後にしなければならない。 〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。 （指定試験機関の処分等についての審査請求） 第七十三条 この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大</p>	<p>（電気通信設備の接続に関する命令等） 第三十五条（略） 2（略）9（略） 10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。 （不服申立ての手續における意見の聴取） 第七十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 〔新設〕</p> <p>（指定試験機関の処分についての審査請求） 第七十三条 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすること</p>

臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

とができる。

改正案	現行
<p>（適用除外） 第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導</p> <p>七 十四（略）</p> <p>十五 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分</p> <p>十六（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>第十九条（略） （聴聞の主宰）</p> <p>二 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 前三号に規定する者であった者</p> <p>五・六（略）</p>	<p>（適用除外） 第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導</p> <p>七 十四（略）</p> <p>十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分</p> <p>十六（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>第十九条（略） （聴聞の主宰）</p> <p>二 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 前三号に規定する者であったことのある者</p> <p>五・六（略）</p>

(審査請求の制限)

第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

〔削除〕

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2

聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第三十九条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（<u>行政不服審査法による不服申立ての制限</u>） 第三十九条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第五十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 審査請求等（第十八条―第二十一条） 第四章（略） 附則</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 （略） 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第三章 審査請求等 （審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条） 第四章（略） 附則</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 （略） 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第三章 不服申立て等 （審査会への諮問）</p>

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第三号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 | 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）
第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）
第十九条 「新設」

審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 | 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を

前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

表示している場合に限る。)

2 | 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合において、「情報公開訴訟」という。）が提起された場合において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

〔新設〕

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2

前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

2

前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款（略） 第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条） 第二款の二 行政不服審査会（第十七条の二） 第三款―第六款（略） 第三節・第四節（略） 第四章（略） 附則 第八条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 行政不服審査会 国地方係争処理委員会 電気通信紛争処理委員会 電波監理審議会 独立行政法人評価委員会 第二款 地方財政審議会 第九条―第十七条（略） 第二款の二 行政不服審査会 第十七条の二 行政不服審査会について、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号。これに基づく命令を</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款（略） 第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条） 〔新設〕 第二款の二 行政不服審査会（第十七条の二） 第三款―第六款（略） 第三節・第四節（略） 第四章（略） 附則 第八条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 〔新設〕 国地方係争処理委員会 電気通信紛争処理委員会 電波監理審議会 独立行政法人評価委員会 第二款 地方財政審議会 第九条―第十七条（略） 〔新設〕</p>

含む。()の定めるところによる。

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）
 （第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第四十一条 この法律の規定による機構又は指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構又は指定調査機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第四十一条 この法律の規定による機構又は指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 審査請求等（第十八条―第二十一条） 第四章・第五章（略） 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 （略） 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>第三章 審査請求等 （審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 異議申立て等（第十八条―第二十一条） 第四章・第五章（略） 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 （略） 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>第三章 異議申立て等 （異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮</p>

用除外等)
第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

2 | 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

3 | 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二

問)
第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

2 | 開示決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

〔新設〕

号又は第三号に規定する議を経たとき)とあるのは「
受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審議員
意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とある
のは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について
審査請求があつたときは、独立行政法人等は、次の各号
のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報
保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に
係る法人文書の全部を開示することとする場合(当該
法人文書の開示について反対意見書が提出されている
場合を除く。)

2| 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に
掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければなら
ない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第

四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第
二号において同じ。)

二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人で
ある場合を除く。)

三 当該審査請求に係る法人文書の開示について反対意
見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は
参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続
)

第二十條 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれか
に該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、
又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る法人文

(諮問をした旨の通知)
第十九条 (新設)

前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は
、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければ
ならない。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が異議申立人又は参加人で
ある場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見
書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参
加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手
続)

第二十條 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれか
に該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し
、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決

書の全部を開示する旨の決定を除く。)を變更し、当該審査請求に係る法人文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合において、「情報公開訴訟」という。)が提起された場合において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において「同じ。’)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

定等に係る法人文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合において、「情報公開訴訟」という。)が提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において「同じ。’)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十九条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（第六十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		別表（第七条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
現 行		別表（第七条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）
 （第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構がした処分等に係る審査請求） 第六十八条 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（機構がした処分等に係る不服申立て） 第六十八条 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節～第三節（略） 第四節 審査請求（第四十二条―第四十四条） 第五章・第六章（略） 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条第二項及び第四十四条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>3 2 （略） 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節～第三節（略） 第四節 不服申立て（第四十二条―第四十四条） 第五章・第六章（略） 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>3 2 （略） 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開</p>

及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第四節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十四条第二項の規定に基づく政令を含む。)」の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に

示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第四節 不服申立て

(審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)(を)取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)(を)取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第四十三条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合)にあっては、別に法律で定める審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(諮問をした旨の通知)
第四十三条 (新設)

- 一 不服申立人及び参加人
前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

<p>三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p> <p>第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報全部の開示を除外する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</p>	<p>三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。） （第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）</p> <p>第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。</p>
--	---

○ 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節～第三節（略） 第四節 審査請求（第四十二条―第四十四条） 第五章・第六章（略） 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条第二項及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>3 2 （略） 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をし</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節～第三節（略） 第四節 異議申立て（第四十二条―第四十四条） 第五章・第六章（略） 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>3 2 （略） 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し</p>

た旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第四節 審査請求

(審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

2

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第九号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第四節 異議申立て

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

2

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報全部の開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定で、異議申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

とすることとするとき。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第四十三条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（

〔新設〕

（諮問をした旨の通知）

第四十三条 〔新設〕

当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定</p> <p>三 （略）</p> <p>2 5 6 （略）</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定</p> <p>三 （略）</p> <p>2 5 6 （略）</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）</p> <p>第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二十一條第二項及び第三項、第二百二十五条から第二十七條まで、第二百二十八條第一項前段、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第七項まで、第二百三十二條第一項、第二百三十二條の二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百四十二條の二まで、第二百三十九條第三項を除く。）、第二百四十三條、第二百四十三條の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十三項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（合併特例区の公の施設）</p> <p>第四十八条（略）</p>	<p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）</p> <p>第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二十一條第二項及び第三項、第二百二十五条から第二十七條まで、第二百二十八條第一項前段、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第七項まで、第二百三十二條第一項、第二百三十二條の二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百四十二條の二まで、第二百三十九條第三項を除く。）、第二百四十三條、第二百四十三條の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（合併特例区の公の施設）</p> <p>第四十八条（略）</p>

前項の規定により合併特例区の長が審査庁となる場合における行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定の適用については、同法第四十三条第一項中「審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ」とあるのは「合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の第八十一条第一項又は第二項の機関に」と、同項第四号中「行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）」とあるのは「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、「行政不服審査会等」とあるのは「当該機関に」と、同項第五号、第四十四条並びに第五十条第一項第四号及び第二項中「行政不服審査会等」とあるのは「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、第八十一条第一項及び第二項中「規定により」とあるのは「規定（市町村の合併の特例に関する法律の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により」とする。

〔新設〕

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 第二十五条（略） （異議の申出） 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第九 条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。 ）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条 （第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第 三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並 びに第五十三条の規定は、前項において準用する公職選 挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。 この場合において、これらの規定（行政不服審査法第四 十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査 庁」と、行政不服審査法第九条第四項中「審査庁」とあ るのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条 第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の 異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」と いう。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第 一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」と あるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理 関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条 中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたと き（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項 第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては 審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号 に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定 する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結した とき」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 第二十五条（略） （異議の申出） 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十 五条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四 項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条 、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、 前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異 議の申出について準用する。</p> <p>3 （略）</p>

第三十九條 (在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

2 行政不服審査法第九條第四項、第十九條第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第三十一條（第五項を除く。）、第三十二條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條第一項及び第二項、第四十四條並びに第五十三條の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四條第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（行政不服審査法第四十四條の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、行政不服審査法第九條第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九條第一項において準用する公職選挙法第二十四條第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四條第一項中「第四十五條第一項又は第四十九條第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一條第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前條第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

3 (略)

第三十九條 (在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

2 行政不服審査法第十五條第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四項、第二十一條、第二十五條、第二十六條、第三十一條、第三十六條、第三十九條並びに第四十四條の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四條第一項の異議の申出について準用する。

3 (略)

第百三十九條 (審査請求の制限)
この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第百三十九條 (行政不服審査法による不服申立ての制限)
この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）（第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第六条 特別給付金に関する処分に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、その処分の日から起算して一年とする。</p> <p>3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第十八条第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>（審査請求） 第六条 特別給付金に関する処分に不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、その処分の日から起算して一年以内とする。</p> <p>3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は、適用しない。</p>

○ 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）（第六十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記法の準用） 第八条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七 七条から第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第 十八条、第二十四条、第二十五条第一号から第九号まで 及び第十二号、第六十七条第一項から第三項まで、第七 十一条、第一百九条、第二百一十一条第二項及び第三項、 第二百五十二条から第五十六条まで、第五十七条第一 項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第五十八 条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用す る。この場合において、同法第十八条中「政令」とある のは、「法務省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>（不動産登記法の準用） 第八条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第 七条から第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第 十八条、第二十四条、第二十五条第一号から第九号まで 及び第十二号、第六十七条第一項から第三項まで、第七 十一条、第一百九条、第二百一十一条第二項及び第三項、 第二百五十二条から第五十六条まで、第五十七条第一 項から第三項まで並びに第五十八条の規定は、夫婦財 産契約に関する登記について準用する。この場合におい て、同法第十八条中「政令」とあるのは、「法務省令」 と読み替えるものとする。</p>

○ 供託法（明治三十二年法律第十五号）（第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条ノ四 供託官ノ処分ニ不服アル者又ハ供託官ノ不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ為シタル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>第一条ノ五 審査請求ハ供託官ヲ經由シテ之ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>第一条ノ六 供託官ハ処分ニ付テノ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノト認ムルトキハ相当ノ処分ヲ為シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス</p> <p>② 供託官ハ前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外意見ヲ付シ審査請求アリタル日ヨリ五日内ニ之ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ハ当該意見ヲ行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十一条第二項ニ規定スル審理員ニ送付スルモノトス</p> <p>第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ処分ニ付テノ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス</p> <p>② 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ却下スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ当該申請ヲ却下スル処分ヲ命ズルコトヲ要ス</p> <p>第一条ノ八 第一条ノ四ノ審査請求ニ関スル行政不服審査法ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第五項中「処分」等トアルハ「審査庁」ト、「弁明書」の提出トアルハ「供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条ノ六第</p>	<p>第一条ノ四 供託官ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>第一条ノ五 審査請求ハ供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス</p> <p>第一条ノ六 供託官ハ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキハ処分ヲ変更シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス</p> <p>② 審査請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ審査請求書ノ提出アリタル日ヨリ五日内ニ之ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス</p>
<p>第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ処分ニ付テノ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ命スルコトヲ要ス</p> <p>② 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ却下スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ当該申請ヲ却下スル処分ヲ命ズルコトヲ要ス</p> <p>第一条ノ八 第一条ノ四ノ審査請求ニ関スル行政不服審査法ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第五項中「処分」等トアルハ「審査庁」ト、「弁明書」の提出トアルハ「供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条ノ六第</p>	<p>第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ヲ理由アリトスルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス</p> <p>〔新設〕</p> <p>第一条ノ八 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第七項、第四十条第三項乃至第六項及び第四十三条ノ規定ハ供託官ノ処分ニ係ル</p>

二項に規定する意見の送付」ト、同法第三十条第一項中「弁明書」トアルハ「供託法第一条ノ六第二項の意見」トス

第一条ノ九 行政不服審査法第十三条、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項乃至第七項、第二十九条第一項乃至第四項、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求ニ係ル不作為が違法又ハ不当ナル旨ノ宣言ニ係ル部分ヲ除ク）乃至第五項及び第五十二条ノ規定ハ第一条ノ四ノ審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

〔新設〕

改正案	現行
<p>第十條の二（略） ②・③（略） ④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることが出来る。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。</p> <p>一（略） 四（略） 五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関する当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）</p> <p>六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。） に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。） 税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）</p>	<p>第十條の二（略） ②・③（略） ④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることが出来る。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。</p> <p>一（略） 四（略） 五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関する当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）</p> <p>六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。） に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。） 税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）</p>

）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（特許業務法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤・⑥（略）

第二百三十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るものを除く。）に関する市町村長の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第二百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項までの請求（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項の規定による請求及び第二百二十条第一項の請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の審査請求をすることができる。

第二百二十五条 削除

。 ）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（特許業務法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤・⑥（略）

第二百三十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るものを除く。）に関する市町村長の処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第二百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項までの請求（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項の規定による請求及び第二百二十条第一項の請求について市町村長が行った処分又はその不作為に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の審査請求をすることができる。

第二百二十五条 前条の処分の取消しの訴えは、当該処分

についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

改正案	現行
<p>（弁護士の職務）</p> <p>第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (認定の手續等)</p> <p>第五条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>5 前条第一項の規定による申請に係る処分（申請者が第五条各号のいづれにも該当しないことを理由とする却下の処分を除く。）又はその不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二章第四節の規定は、適用しない。</p> <p>（登録又は登録換えの請求の進達の拒絶）</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 弁護士会が登録又は登録換えの請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換えの請求をした者は、その登録又は登録換えの請求の進達を拒絶されたものとみなし、審査請求をすることができる。</p> <p>第十二条の二 日本弁護士連合会は、前条の規定による登録又は登録換えの進達の拒絶についての審査請求（同条</p>	<p>（弁護士の職務）</p> <p>第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (認定の手續等)</p> <p>第五条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>4 弁護士会が登録又は登録換えの請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換えの請求をした者は、その登録又は登録換えの請求の進達を拒絶されたものとみなし、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第十二条の二 日本弁護士連合会は、前条の規定による登録又は登録換えの進達の拒絶についての行政不服審査法</p>

第四項の規定による審査請求を含む。) に対して裁決をする場合には、資格審査会の議決に基づかなければならない。

2 (略)

3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

4 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「日本弁護士連合会の資格審査会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一条第二項の資格審査会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十二条の二第一項の議決があつたとき」とする。

第十四条 前条の規定により登録取消しの請求をされた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三箇月以内に日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

2・3 (略)

(審査請求の制限)

第四十九条の三 この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決)

第五十九条 日本弁護士連合会は、第五十六条の規定によ

による審査請求(同条第四項の規定による審査請求を含む。) に対して裁決をする場合には、資格審査会の議決に基づかなければならない。

2 (新設)

(新設)

(新設)

第十四条 前条の規定により登録取消しの請求をされた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

2・3 (略)

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決)

第五十九条 日本弁護士連合会は、第五十六条の規定によ

り弁護士会がした懲戒の処分について審査請求があつたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求め、その議決に基づき、裁決をしなければならない。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

3 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の懲戒委員会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一条第二項の懲戒委員会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五十九条第一項の議決があつたとき」とする。

（懲戒請求者による異議の申出）
第六十四条（略）

2 前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのものを除く。）は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三箇月以内にしなければならない。

3 （略）
（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

り弁護士会がした懲戒の処分について行政不服審査法による審査請求があつたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求め、その議決に基づき、裁決をしなければならない。

〔新設〕

（懲戒請求者による異議の申出）
第六十四条（略）

2 前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのものを除く。）は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3 （略）
（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

改正案	現行
<p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録拒否に関する規定の準用） 第十七条 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、第十二条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、日本司法書士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>（登録拒否に関する規定の準用） 第十七条 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。</p>

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、調査士会連合会の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録拒否に関する規定の準用） 第十七条 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、第十二条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（登録を拒否された場合の審査請求） 第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、調査士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>（登録拒否に関する規定の準用） 第十七条 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。</p>

改正案	現行
<p>（仮滞在の許可） 第六十一条の二の四（略）</p> <p>2 5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるい れかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人 に係る仮滞在期間（前項の規定により更新された仮滞在 期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当すること となつた時に、その終期が到来したものとす。 一 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九 第一項の審査請求がなくて同条第二項の期間が経過し たこと。 二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九 第一項の審査請求があつた場合において、当該審査請 求が取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却す る旨の裁決があつたこと。 三 五（略） （審査請求） 第六十一条の二の九 次に掲げる処分又は不作為につ いての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項 を記載した審査請求書を提出してしなければならない。</p> <p>二 第六十一条の二第一項の申請に係る不作為 三（略）</p> <p>2 前項第一号及び第三号に掲げる処分についての審査請 求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、第六十一条の二第二</p>	<p>（仮滞在の許可） 第六十一条の二の四（略）</p> <p>2 5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるい れかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人 に係る仮滞在期間（前項の規定により更新された仮滞在 期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当すること となつた時に、その終期が到来したものとす。 一 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九 第一項の異議申立てがなくて同条第二項の期間が経過 したこと。 二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九 第一項の異議申立てがあつた場合において、当該異議 申立てが取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却 する旨の決定があつたこと。 三 五（略） （異議申立て） 第六十一条の二の九 次に掲げる処分又は不作為がある外国人 は、法務省令で定める事項を記載した書面を提出して、 法務大臣に対し異議申立てをすることができる。</p> <p>一（略） 二〔新設〕 三（略）</p> <p>2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十 七年法律第六十号）第四十五条の期間は、第六十一条 の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の通知を受け</p>

<p>項第十八条第三</p>	<p>次条</p>	<p>出入国管理及び難 民認定法（昭和二 十六年政令第三百 十九号。以下「入</p>	<p>読み替えられる 行政不服審査 法の規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>項又は第六十一条の二の七第二項の通知を受けた日から七日とする。</p> <p>3 法務大臣は、第一項の審査請求に対する判決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 法務大臣は、第一項の審査請求について行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による判決をする場合には、当該判決に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。</p> <p>5 難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>6 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
				<p>た日から七日以内とする。</p> <p>3 法務大臣は、第一項の異議申立てに対する決定に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 法務大臣は、第一項の異議申立てについて行政不服審査法第四十七条第一項又は第二項の規定による決定をする場合には、当該決定に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。</p> <p>5 難民審査参与員は、法務大臣に対し、異議申立人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができる。この場合において、法務大臣は、速やかにこれらの者に当該機会を与えなければならない。</p> <p>6 難民審査参与員は、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書又は前項の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者を審尋することができる。</p>

	第二十三条		第三十条第一項	第三十一条第一項ただし書
	第十九条	前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）	反論書を	場合
管法」という。） 第六十一条の二の九第一項	入管法第六十一条の二の九第一項	入管法第六十一条の二の九第一項各号に掲げる処分又は不作為に対する意見その他の審査請求人の主張を記載した書面（以下「申述書」という。）	申述書を	場合又は申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であつても、何らの難民となる事由を包含していないことその他の事情により当該意見

		を述べる機会を与 えることが適当で ないと認められる 場合
第三十一条第 二項	審理員が期日及び場 所を指定し、全ての 審理関係人を招集し てさせるものとする	審理員が、あらか じめ審査請求に係 る事件に関する処 分等に対する質 問の有無及びその 内容について申立 人から聴取した上 で、期日及び場所 を指定し、全ての 審理関係人を招集 してさせるものと する。ただし、次 の各号のいずれか に該当する場合に は、処分等を招 集することを要し ない。 一 申立人から処 分等の招集を 要しない旨の意 思の表明があつ たとき。 二 前号に掲げる 場合のほか、当 該聴取の結果、 処分等を招集

	第四十一条第二項第一号ロ	第四十四条	第五十条第一項第四号	第八十三条第二項
	反論書	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合には同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書	第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）
することを要しないと認めるとき。	申述書	審理員意見書が提出されたとき	審理員意見書	入管法第六十一条の二の九第一項

(難民審査参与員)
第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による
審査請求について、難民の認定に関する意見を提出させ
るため、難民審査参与員若干人を置く。
2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項
の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、
法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちか
ら、法務大臣が任命する。
3
・4 (略)

(難民審査参与員)
第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による
異議申立てについて、難民の認定に関する意見を提出さ
せるため、難民審査参与員若干人を置く。
2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項
の異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ
、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうち
から、法務大臣が任命する。
3
・4 (略)

○ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（第七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第三十六条の三 公安審査委員会がこの法律に基づいてした処分（第二十二条第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がした処分を含む。）については、<u>審査請求をすることができない。</u></p>	<p>（<u>不服申立ての制限</u>） 第三十六条の三 公安審査委員会がこの法律に基づいてした処分（第二十二条第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がした処分を含む。）については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</u></p>

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（更生保護法の準用）</p> <p>第二十九条 更生保護法第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。</p>	<p>（審査請求）</p> <p>第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（更生保護法の準用）</p> <p>第二十九条 更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。</p>

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百二十九号）（第七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（抗告訴訟） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求め訴をいう。</p> <p>4 5 6 7（略）</p>	<p>（抗告訴訟） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求め訴をいう。</p> <p>4 5 6 7（略）</p>

改正案	現行
<p>（審査請求） 第四百十二条 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求事件の処理） 第四百十四条 登記官は、処分についての審査請求を理由があるとき認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。</p> <p>第四百十五条 登記官は、前条に規定する場合を除き、審査請求の日から三日内に、意見を付して事件を第四百十四条の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。</p> <p>第四百十六条 第四百十二条の法務局又は地方法務局長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。</p> <p>2 第四百十二条の法務局又は地方法務局長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。</p>	<p>（審査請求） 第四百十二条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求事件の処理） 第四百十四条 登記官は、審査請求を理由があるとき認めるときは、相当の処分をしなければならない。</p> <p>第四百十五条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日内に、意見を付して事件を第四百十二条の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。</p> <p>第四百十六条 第四百十二条の法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

第百四十六條の二 第百四十二條の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九條第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十五條に規定する意見の送付」と、同法第三十條第一項中「弁明書」とあるのは「商業登記法第百四十五條の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第百四十七條 行政不服審査法第十三條、第十五條第六項、第十八條、第二十一條、第二十五條第二項から第七項まで、第二十九條第一項から第四項まで、第三十一條、第三十七條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十七條、第四十九條第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二條の規定は、第百四十二條の審査請求については、適用しない。

〔新設〕

（行政不服審査法の適用除外）

第百四十七條 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四條、第十七條、第二十四條、第二十五條第一項ただし書、第三十四條第二項から第七項まで、第三十七條第六項、第四十條第三項から第六項まで及び第四十三條の規定は、適用しない。

○ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（第八十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政不服審査法の適用除外） 第五十八条の三 行政不服審査法（平成二十六年法律第四号）第二章第四節の規定は、法務大臣が第十条第四項（第十四条第四項、第十六条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により日本弁護士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、第十四条第一項から第三項までの規定による承認の取消しの処分、指定に関する処分及び第二十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。 （行政手続法の適用除外） 第五十八条の四 （略） （審査請求の制限） 第五十九条 この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。 第六十三条 （略） 一・二 （略） 三 国内の行政庁に対する審査請求、再調査の請求その他の不服申立事件の手続についての代理 四 （略）</p>	<p>〔新設〕 （行政手続法の適用除外） 第五十八条の三 （略） （不服申立ての制限） 第五十九条 日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。 第六十三条 （略） 一・二 （略） 三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手続についての代理 四 （略）</p>

○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）（第八十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条 登記官の処分について不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p>	<p>第十九条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならぬ。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならぬ。</p>
<p>4 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十</p>	<p>4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。</p>
<p>5 第一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。</p> <p>6 第一項の法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>5 第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。</p>
<p>7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」と</p>	<p>〔新設〕</p>

あるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十九条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十九条第四項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）（第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の制限） 第三十四条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（不服申立ての制限） 第三十四条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（第八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（審査請求） 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならぬ。</p> <p>4 登記官は、前項に規定する場合を除き、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならぬ。この場合において、監督法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。</p> <p>5 法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。</p> <p>6 法務局又は地方法務局長の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。</p> <p>7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「</p>	<p>第十五条（審査請求） 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。</p> <p>4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長の長に送付しなければならない。</p> <p>5 法務局又は地方法務局長の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十五条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「後見登記等に関する法律第十五条第四項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第十六条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（行政不服審査法の適用除外）

第十六条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）
（第八十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第九条 この法律の規定による日本司法支援センターの処分又はその不作為について不服がある者は、法務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、日本司法支援センターの上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第九条 この法律の規定による日本司法支援センターの処分又はその不作為について不服がある者は、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求） 第五十六条 登記官の処分不服がある者又は登記官の 不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督す る法務局又は地方法務局長に審査請求をすることがで きる。</p>	<p>（審査請求） 第五十六条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記 官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をす ることができる。</p>
<p>2 （略） （審査請求事件の処理） 第五十七条 登記官は、処分についての審査請求を理由 があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分を すべきものと認めるときは、相当の処分をしなければな らない。</p>	<p>2 （略） （審査請求事件の処理） 第五十七条 登記官は、審査請求を理由があると認め ときは、相当の処分をしなければならぬ。</p>
<p>2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日 から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務 局又は地方法務局長に送付しなければならない。この 場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該 意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第 号） 第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。</p>	<p>2 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、そ の請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第 一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければなら ない。</p>
<p>3 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、処分につ いての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係 る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記 官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記 上の利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>3 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求 を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命 じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通 知しなければならない。</p>
<p>4 （略） 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求 に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきも</p>	<p>4 （略） 〔新設〕</p>

のと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

6 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十七条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「不動産登記法第百五十七條第二項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第百五十八条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、第百五十六条第一項の審査請求については、適用しない。

〔新設〕

（行政不服審査法の適用除外）

第百五十八条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>（認証に関する意見聴取）</p> <p>第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、<u>行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 法務大臣は、<u>第一項に規定する処分又は裁決をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>（認証審査参与員）</p> <p>第十条 法務省に、<u>第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての審査請求に関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。</u></p> <p>2 認証審査参与員は、<u>行政不服審査法第三十一条第一項</u></p>	<p>（認証に関する意見聴取）</p> <p>第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、<u>あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 法務大臣は、<u>第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>（認証審査参与員）</p> <p>第十条 法務省に、<u>第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。</u></p> <p>2 認証審査参与員は、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法</u></p>

の規定による審査請求人又は同法第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及び同法第二十八条に規定する審理関係人に直接問いを発することができる。

3 5 (略)

(変更の認証)

第十二条 (略)

2 3 (略)

4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合について、それぞれ準用する。

(認証の取消し)

第二十三条 (略)

1 3 (略)

2 5 (略)

6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合について準用する。

律第六十号)第四十八条において準用する同法第二十条第一項ただし書の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者に直接問いを発することができる。

3 5 (略)

(変更の認証)

第十二条 (略)

2 3 (略)

4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、それぞれ準用する。

(認証の取消し)

第二十三条 (略)

1 3 (略)

2 5 (略)

6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について準用する。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第八十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（収容開始時の告知）</p> <p>第三十三条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に 応じ、次に掲げる事項を告知しなければならぬ。その 刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異に するに至ったときも、同様とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請を すべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請 に関する事項</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（審査の申請）</p> <p>第五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服があ る者は、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事 施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申 請をすることができる。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（審査の申請期間）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>3 刑事施設の長が誤って法定の期間よりも長い期間を審査の 申請期間として教示した場合において、その教示された 期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は 法定の期間内にされたものとみなす。</p>	<p>（収容開始時の告知）</p> <p>第三十三条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設 における収容の開始に際し、被収容者としての地位 に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならぬ。そ の刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異に するに至ったときも、同様とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審 査の申請期間その他の審査の申請に関する事項</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（審査の申請）</p> <p>第五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服があ る者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正 管区の長に対し、審査の申請をすることができる。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>2（審査の申請期間）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>3 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十 四条第四項の規定は、審査の申請期間の計算について準 用する。</p>

(行政不服審査法の準用)

第百五十九条 行政不服審査法(平成二十六年法律第
号)第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び
第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第
二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二
十七條並びに第三十九條の規定は、審査の申請について
準用する。この場合において、同法第二十五條第二項中
「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、
「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

(裁決)

第百六十一条 (略)

2 行政不服審査法第四十五條第一項及び第二項、第四十
六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十
七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第
五十條第一項及び第三項、第五十一條並びに第五十二條
第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について
準用する。この場合において、同法第五十一條第三項中
「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙
に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」
と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、
政令で定める。

(再審査の申請)

第百六十二條 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令
で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、再審
査の申請をすることができる。

2

(略)

3 第百五十七條第二項、第百五十八條第二項、第百六十
條及び前條第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十
八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十三條、

(行政不服審査法の準用)

第百五十九條 行政不服審査法第十五條第一項、第二項及
び第四項、第十八條第一項及び第四項、第十九條、第二
十一條、第三十四條第一項、第二項及び第六項、第三十
五條から第三十七條まで並びに第三十九條の規定は、審
査の申請について準用する。この場合において、同法第
十八條第一項中「正本及び副本を処分又は」とあるのは
「正本を」と、同法第三十四條第二項中「審査請求人
の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と読
み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令
で定める。

(裁決)

第百六十一条 (略)

2 行政不服審査法第四十條第一項から第五項まで、第四
十一條、第四十二條並びに第四十三條第一項及び第二項
の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場
合において、同法第四十二條第三項中「揭示し、かつ、
その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回
掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるもの
とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第百六十二條 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面
で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2

(略)

3 第百五十七條第二項、第百五十八條第二項、第百六十
條及び前條第一項並びに行政不服審査法第十四條第三項
及び第四項、第十五條第一項、第二項及び第四項、第二

第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（矯正管区の長に対する事実の申告）

第百六十三条（略）

2（略）

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項及び第三項並びに第百六十条並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十七條並びに第三十九條の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（通知）

第百六十四条（略）

2（略）

3 第百六十一条第一項並びに行政不服審査法第五十条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

4（略）

十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（矯正管区の長に対する事実の申告）

第百六十三条（略）

2（略）

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項及び第百六十条並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九條、第二十一條、第三十六條並びに第三十九條の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分又は」とあるのは、「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（通知）

第百六十四条（略）

2（略）

3 第百六十一条第一項及び行政不服審査法第四十一条の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

4（略）

(法務大臣に対する事実の申告)
第百六十五条 (略)

2 (略)

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項、第百六十条、第百六十一条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(留置開始時の告知)

第百八十条 留置業務管理者は、被留置者に対し、その留置施設における留置の開始に際し、被留置者としての地位に並び、次に掲げる事項を告知しなければならない。その留置施設に留置されている被留置者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。

一七 (略)

八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九・十 (略)

2 (略)

(審査の申請)

第二百二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一十 (略)

2 (略)

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項及び第三項、第百六十条並びに第百六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第

(法務大臣に対する事実の申告)
第百六十五条 (略)

2 (略)

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項、第百六十条、第百六十一条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(留置開始時の告知)

第百八十条 留置業務管理者は、被留置者に対し、その留置施設における留置の開始に際し、被留置者としての地位に並び、次に掲げる事項を告知しなければならない。その留置施設に留置されている被留置者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。

一七 (略)

八 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九・十 (略)

2 (略)

(審査の申請)

第二百二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一十 (略)

2 (略)

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項、第百六十条及び第百六十一条第一項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十四

二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七條、第三十九條、第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五十八條第三項及び第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百三十條 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2 (略)

3 第二百五十七條第二項、第五百五十八條第二項、第六十条及び第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十三條、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四條第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、

条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九條、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第十八條第一項中「正本及び副本を処分又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百三十條 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2 (略)

3 第二百五十七條第二項、第五百五十八條第二項、第六十条及び第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十四條第三項及び第四項、第十五條第一項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十四條第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七條まで、第四十一条、第四十二条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十条第二項中

第六十條及び第六十一條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第二十五條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(警察本部長に対する事実の申告)

2 第二百三十一條 (略)

3 (略)

第三百三十一條第二項、第三百三十一條第三項、第三百三十一條第四項及び第三百三十一條第五項、第三百三十一條第六項、第三百三十一條第七項、第三百三十一條第八項及び第三百三十一條第九項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第三百三十一條第三項及び第三百三十一條第四項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第六十一條第一項並びに第六十四條第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法中「前条第一項」とあるのは「第二百三十一條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公安委員会に対する事実の申告)

2 第二百三十二條 (略)

3 (略)

第三百三十二條第二項、第三百三十二條第三項、第三百三十二條第四項及び第三百三十二條第五項、第三百三十二條第六項、第三百三十二條第七項、第三百三十二條第八項及び第三百三十二條第九項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第三百三十二條第三項及び第三百三十二條第四項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第六十一條第一項並びに第六十四條第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法中「前条第一項」とあるのは「第二百三十二條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第三十四條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(警察本部長に対する事実の申告)

2 第二百三十一條 (略)

3 (略)

第三百三十一條第二項、第三百三十一條第三項、第三百三十一條第四項及び第三百三十一條第五項、第三百三十一條第六項、第三百三十一條第七項、第三百三十一條第八項及び第三百三十一條第九項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第三百三十一條第三項、第三百三十一條第四項及び第三百三十一條第五項、第三百三十一條第六項、第三百三十一條第七項、第三百三十一條第八項及び第三百三十一條第九項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第三百三十一條第三項及び第三百三十一條第四項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第六十四條第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十一條第一項」と、同法第十八條第一項中「正本及び副本を処分し又は」とあるのは「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公安委員会に対する事実の申告)

2 第二百三十二條 (略)

3 (略)

第三百三十二條第二項、第三百三十二條第三項、第三百三十二條第四項及び第三百三十二條第五項、第三百三十二條第六項、第三百三十二條第七項、第三百三十二條第八項及び第三百三十二條第九項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第三百三十二條第三項及び第三百三十二條第四項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第六十四條第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十一條第一項」と、同法第十八條第一項中「正本及び副本を処分し又は」とあるのは「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三條、第二十七條、第三十九條及び第五十條第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十條、第六十一條第一項並びに第六十四條第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第六十四條第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十一條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(留置開始時の告知)

第二百四十一條 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、その海上保安留置施設における留置の開始に際し、海上保安被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。

一 七 (略)

八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九・十 (略)

2 (略)

(審査の申請)

第二百七十五條 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、その海上保安留置施設の所在地（当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地）を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一 九 (略)

2 (略)

二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一條、第三十六條、第三十九條及び第四十一條第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十條、第六十一條第一項並びに第六十四條第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第六十四條第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十一條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(留置開始時の告知)

第二百四十一條 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、その海上保安留置施設における留置の開始に際し、海上保安被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。

一 七 (略)

八 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九・十 (略)

2 (略)

(審査の申請)

第二百七十五條 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、その海上保安留置施設の所在地（当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地）を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一 九 (略)

2 (略)

3 第五百五十七條第二項、第五百五十八條第二項及び第三項、第六十條並びに第六十一條第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七條（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八條、第五十條第一項及び第三項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五百五十八條第三項及び第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同條及び第六十一條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、同法第二十五條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再審査の申請）

2 第二百七十六條 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

3 2
（略）

3 第五百五十七條第二項、第五百五十八條第二項、第六十條及び第六十一條第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七條（ただし書

3 第五百五十七條第二項、第五百五十八條第二項、第六十條及び第六十一條第一項並びに行政不服審査法第十四條第四項、第十五條第一項、第二項及び第四項、第十八條第一項及び第四項、第十九條、第二十一條、第三十四條第一項、第二項及び第六項、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第四十條第一項から第五項まで、第四十一條、第四十二條並びに第四十三條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第六十條及び第六十一條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第十八條第一項中「正本及び副本を処分又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再審査の申請）

2 第二百七十六條 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

3 2
（略）

3 第五百五十七條第二項、第五百五十八條第二項、第六十條及び第六十一條第一項並びに行政不服審査法第十四條第三項及び第四項、第十五條第一項、第二項及び第四項、第二十一條、第三十四條第一項、第二項及び第六項、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第四十條第一項から第五項まで、第四十一條第一項、第四十二

及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(管区海上保安本部長に対する事実の申告)

2 第二百七十七条 (略)

3 (略)

第三百五十七条第二項、第三百五十八条第二項及び第三項、第三百六十条、第三百六十一条第一項並びに第三百六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十七条、第三十九条並びに第五十条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第二百五十八条第三項及び第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、同項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十七条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(管区海上保安本部長に対する事実の申告)

2 第二百七十七条 (略)

3 (略)

第三百五十七条第二項、第三百五十八条第二項、第三百六十条、第三百六十一条第一項並びに第三百六十四条第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十七条第一項」と、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分又は」とあるのは「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（海上保安庁長官に対する事実の申告）
第二百七十八条（略）

2（略）

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。

この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十七条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（海上保安庁長官に対する事実の申告）
第二百七十八条（略）

2（略）

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。

この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十七条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（第八十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（検察庁の長に対する審査の申立て）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる処分、決定、裁定その他の行為（以下「処分等」という。）に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対し、審査の申立てをすることができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基づく手続に係る検察官の行為で法務省令で定めるもの 法務省令で定める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、審査の申立てをすることができる。</p> <p>第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく法務省令の規定により検察官に対して処分等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、検察官の不作为（この法律又はこの法律に基づく法務省令の規定による申請に対して何らの処分等をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、当該不作为に係る検察官が所属する検察庁の長に対し、当該不作为についての審査の申立てをすることができる。</p> <p>（審査申立書の提出）</p> <p>第四十条の三 前二条の規定による審査の申立ては、法務省令で定めるところにより、審査申立書を提出してしな</p>	<p>（検察庁の長に対する審査の申立て）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる処分、決定又は裁定（以下「処分等」という。）に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対し、書面により、審査の申立てをすることができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、天災その他同項に規定する期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申立てをすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

なければならない。

2 第四十条第一項各号に掲げる処分等についての審査申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査の申立てに係る処分等の内容

二 審査の申立ての趣旨及び理由

三 その他法務省令で定める事項

3 前条に規定する不作為についての審査申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該不作為に係る処分等についての申請の内容及び年月日

二 その他法務省令で定める事項

(審理の方式)

第四十条の四 審査の申立ての審理は、書面による。

(他の申請人への通知等)

第四十一条 検察庁の長は、第四十条第一項第三号に掲げる裁定についての審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、当該他の申請人に対し、その旨を通知し、かつ、意見を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

(裁決)

第四十二条 検察庁の長は、第四十条第一項の規定による

審査の申立てについては、次の各号に掲げる区分に従い

、当該各号に定める裁決をしなければならない。

一 当該審査の申立てが第四十条第一項に規定する期間

が経過した後に行われたものである場合その他不適法で

ある場合 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てが理由がない場合 当該審査の申

立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、その申立てが理由があるとき 当該審査の申立てに係る第四十条第一項各号に

〔新設〕

(他の申請人への通知等)

第四十一条 検察庁の長は、前条第一項第三号に掲げる裁定についての審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、当該他の申請人に対し、その旨を通知し、かつ、意見を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

(裁決)

第四十二条 検察庁の長は、第四十条第一項の規定による

審査の申立てについては、次の各号に掲げる区分に従い

、当該各号に定める裁決をしなければならない。

一 当該審査の申立てが第四十条第一項に規定する期間

が経過した後に行われたものであるとき、その他不適法

であるとき 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てが理由がないとき 当該審査の申

立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てが理由があるとき 当該審査の申立てに係る第四十条第一項各号に掲げる処分等を取り消し、又は変更する裁決

掲げる処分等を取り消し、又は変更する裁決

四 前号の規定により、検察庁の長以外の検察官がしたこの法律又はこの法律に基づく法務省令の規定による申請を却下し、又は棄却する処分等を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分等をすべきものと認めるとき 当該処分等に係る検察官に対し、当該処分等をすべき旨を命ずる裁決

五 第三号の規定により、検察庁の長がしたこの法律又はこの法律に基づく法務省令の規定による申請を却下し、又は棄却する処分等を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分等をすべきものと認めるとき 当該処分等をする裁決

六 当該審査の申立てに係る処分等が検察庁の長以外の検察官のした事実上の行為である場合において、その申立てが理由があるとき 当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為に係る検察官に対し、当該事実上の行為を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずる裁決

七 当該審査の申立てに係る処分等が検察庁の長のした事実上の行為である場合において、その申立てが理由があるとき 当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為を撤廃し、又はこれを変更する裁決

2 前項第三号、第六号又は第七号の場合において、検察庁の長は、審査申立人の不利益に当該処分等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することはできない。

第四十二条の二 検察庁の長は、第四十条の二の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める裁決をしなければならない。
一 当該審査の申立てが不作為に係る処分等についての

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 前項第三号に定める処分等を変更する裁決においては、審査申立人の不利益に当該処分等を変更することはできない。

〔新設〕

申請から相当の期間が経過しないですれたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てが理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てに係る不作為が検察庁の長以外の検察官によるものである場合において、その申立てが理由があるとき 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該申請に対して一定の処分等をすべきものと認めるときは、当該不作為に係る検察官に対し、当該処分等をすべき旨を命ずる裁決

四 当該審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その申立てが理由があるとき 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該申請に対して一定の処分等をすべきものと認めるときは、当該処分等をする裁決

（裁定の方式等に関する規定の準用）
第四十三条 第十二条の規定は、第四十二条第一項各号及び前条各号に定める裁決について準用する。この場合において、第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項及び第三項中「裁定書」とあるのは「裁決書」と、同条第二項中「申請人」とあるのは「審査申立人（当該審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、審査申立人及び当該他の申請人）」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法の準用）

第四十四条 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項

（裁定の方式等に関する規定の準用）
第四十三条 第十二条の規定は、前条第一項各号に定める裁決について準用する。この場合において、第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項及び第三項中「裁定書」とあるのは「裁決書」と、同条第二項中「申請人」とあるのは「審査申立人（当該審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、審査申立人及び当該他の申請人）」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法の準用）

第四十四条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十条から第十三条まで、第十四条第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十七条、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第二十四条、第二十五条第一項本文、第二十六条から第三十一条まで、

第三十二條から第三十六條まで、第三十八條第一項から第五項まで、第三十九條、第五十一條第四項、第五十二條第一項から第三項まで並びに第五十三條の規定は、第四十條第一項及び第四十條の二の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	第十一條第二項	読み替えられる字句	第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）
読み替える字句	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十條第一項又は第四十條の二の規定による審査の申立てがされた検察庁の長（以下「審査庁」という。）	審査庁	第十三條第一項及び第二項、第二十八條、第三十條第二項及び第三

第三十三條、第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第三十五條、第三十六條、第三十七條第一項から第五項まで、第三十八條、第三十九條、第四十二條第四項、第四十三條第一項から第三項まで並びに第四十四條の規定は、第四十條第一項の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	第十一條第二項及び第十三條第二項	読み替えられる字句	審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）
読み替える字句	審査庁	提出し、又は処分庁に対し第十五條第一項から第三項までに規定する事項を陳述する	第十七條第二項
読み替える字句	提出する	正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）	正本

第二十一条第	第十八条第三	第十五条第六	第十四条	項、第三十二 条第三項、第 三十三條から 第三十六條ま で、第三十八 条第一項から 第三項まで及 び第五項並び に第三十九條
審査請求書を提出し	前二項に規定する期 間（以下「審査請求 期間」という。）	権利	第十九条に規定する 審査請求書又は第二 十一条第二項に規定 する審査請求録取書	
審査申立書を提	定する期間	審査申立書	権利（被害回復 給付金の支給を 受ける権利を除 く。）	審査申立書
	犯罪被害財産等 による被害回復 給付金の支給に 関する法律第四 十條第一項に規 定する期間			

第四十二条第四	第三十八条	第三十四条第二	第三十一条	第十八条第四項	第十八条第一項	第十七条第三項
参加人及び処分 庁	又は審査請求録取書 及び	処分庁の上級行政 庁である審査庁	職員に、第二十五 条第一項ただし書 の規定による審査 請求人若しくは参 加人の意見の陳述 を聞かせ	正本又は異議申立 書若しくは異議申 立録取書	正本及び副本を処 分庁又は	提出し、又は処分 庁に対し当該事項 を陳述した
参加人	及び	審査庁	職員に	正本	正本を	提出した
					処分	

第二十三條	第二十三條（見出しを含む。）	第二十二條第五項	第二十二條第一項	第二十一條第三項		第二十一條第二項	一項
第十九條	審査請求書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九條第一項及び第五十條第一項において同じ。）	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九條第一項及び第五十條第一項において同じ。）	、又は処分庁等に対し第十九條第二項から第五項までに規定する事項を陳述する
犯罪被害財産等による被害回復	審査申立書	審査申立書	審査申立書を審査庁	審査申立書を提出した		審査申立書	出する

第四十三條第三項	法令の規定により公示された処分	当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示し	法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された旨を公告し	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第四十條第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号に掲げる決定
----------	-----------------	-------------------------	--	---

第三十八條第一項	第三十條第三項	第三十條第二項	第二十五條第七項	第二十五條第二項	
参加人は、第四十一條第一項又は第二項の規定により審理手	これを審査請求人及び処分等に、それぞれ	審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分等に、参加人	あつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	
参加人は	、これを審査請求人に	参加人	あつた	審査庁	給付金の支給に關する法律第四十條の三

	<p>間 続が終結するまでの</p> <p>第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは</p> <p>当該書面若しくは当該書類</p>	<p>第三十二条第一項若しくは第二項又は</p> <p>当該書類</p>
<p>第五十一条第四項</p>	<p>参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分等に限る。）</p> <p>法令の規定により公示された処分</p>	<p>参加人</p> <p>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号に掲げる決定</p>
<p>第五十二条第三項</p>	<p>当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければ</p>	<p>法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された旨を公告し</p>

なければ

(審査請求の制限)

第四十五条 第四十条第一項各号に掲げる処分等及び第四十条の二に規定する不作為については、審査請求をすることができない。

(訴訟の特例)

第四十七条 (略)

2 第四十条の二に規定する不作為に係る第四十二条の二各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該不作為に係る検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

3 前二項に規定する処分等又は裁決の取消しの訴えは、第四十三条において準用する第十二条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

5|4| (略)

(不服申立ての制限)

第四十五条 第四十条第一項各号に掲げる処分等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(訴訟の特例)

第四十七条 (略)

(新設)

2 前項に規定する訴えは、第四十三条において準用する第十二条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

4|3| (略)

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 審査請求等 第一節（略） 第二節 審査請求（第九十二条―第九十六条の二） 第八章（略） 附則 （設置及び所掌事務） 第四条（略） 2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。 三（略） （留置） 第七十三条（略） 2～5（略） 6 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。 （審査請求） 第九十二条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつてした処分不服がある者は、審査会に対し、審査請求をすることができる。 （審査請求書の提出）</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 審査請求等 第一節（略） 第二節 審査請求（第九十二条―第九十六条） 第八章（略） 附則 （設置及び所掌事務） 第四条（略） 2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。 三（略） （留置） 第七十三条（略） 2～5（略） 6 第一項の規定による留置については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。 （審査請求） 第九十二条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつてした処分不服がある者は、審査会に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。 （審査請求書の提出）</p>

第九十三条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定により審査請求書の提出を受けたときは、直ちに、審査請求書を審査会及び地方委員会に送付しなければならない。

3 第一項の場合における行政不服審査法第十八条の規定による審査請求の期間の計算については、刑事施設の長又は少年院の長に審査請求書を提出した時に審査請求があつたものとみなす。

(執行停止)

第九十四条 審査会に対する審査請求に関する行政不服審査法第二十五条第三項の規定の適用については、同項本文中、「処分庁の意見を聴取した上」とあるのは「又は職権で」と、同項ただし書中「処分の効力、処分の執行又は手続の続行」とあるのは「処分の執行」とする。

(裁決をすべき期間)

第九十五条 審査会は、審査請求がされた日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から六十日以内に裁決しなければならない。

(行政不服審査法の特例)

第九十六条の二 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十五条第一項の規定により同法第四章の規定を適用しないこととされた同法第二条第三項に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについて行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書

第九十三条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定により審査請求書の提出を受けたときは、直ちに、審査請求書の正本を審査会に、副本を地方委員会に送付しなければならない。

3 第一項の場合における行政不服審査法第十四条の規定による審査請求の期間の計算については、刑事施設の長又は少年院の長に審査請求書を提出した時に審査請求があつたものとみなす。

(執行停止)

第九十四条 審査会に対する審査請求に関する行政不服審査法第三十四条第三項の規定の適用については、同項本文中、「処分庁の意見を聴取したうえ」とあるのは「又は職権で」と、同項ただし書中「処分の効力、処分の執行又は手続の続行」とあるのは「処分の執行」とする。

(裁決をすべき期間)

第九十五条 審査会は、審査請求を受理した日から六十日以内に裁決をしなければならない。

〔新設〕

類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めるとあるのは「を求めると同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同法第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、「又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めるとあるのは「を求めると」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

第五十二条第一項、第四項又は第五項の規定による保護観察所の長の処分についての審査請求については、行政不服審査法第二章第四節の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>（更生保護法の一部改正） 第三条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。 第九十六条の二第二項中「第五十二条第一項、第四項又は第五項」を「第五十二條第一項、第五項又は第六項」に改める。 附則第五条第一項の表この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を「、第五十条第一項、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第五十二条第四項及び第五項」を「第五十二條第五項及び第六項」に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を</p>	<p>（更生保護法の一部改正） 第三条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。 附則第五条第一項の表この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を「、第五十条第一項、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第五十二条第四項及び第五項」を「第五十二條第五項及び第六項」に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を</p>

「第五十条第一項」に改め、附則第五条第二項の表第二十七條第四項の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十八條の項中「第四十九條」の下に「第五十条第一項、第五十一条、第五十二条」を加え、「及び第五十七條第一項」を「第五十七條第一項及び第六十五條の三」に改め、同表第六十三條第二項第一号（新売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十條第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に「第五十二条」を加え、「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條の四」を加え、同表第七十條第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同条第二号」に、「同条第五号」を「同条第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十條第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一條第二項の項の中欄中「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條」の下に「第六十五條の二、第六十五條の四」を加え、同表第八十一條第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同条第二号」に、「同条第五号」を「同条第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第五条第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同条第二号」に、「同条第五号」を「同条第五号」に、「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改める。

(以下略)

「第五十条第一項」に改め、附則第五条第二項の表第二十七條第四項の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十八條の項中「第四十九條」の下に「第五十条第一項、第五十一条、第五十二条」を加え、「及び第五十七條第一項」を「第五十七條第一項及び第六十五條の三」に改め、同表第六十三條第二項第一号（新売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十條第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に「第五十二条」を加え、「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條の四」を加え、同表第七十條第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同条第二号」に、「同条第五号」を「同条第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十條第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一條第二項の項の中欄中「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條」の下に「第六十五條の二、第六十五條の四」を加え、同表第八十一條第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同条第二号」に、「同条第五号」を「同条第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第五条第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同条第二号」に、「同条第五号」を「同条第五号」に、「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改める。

(以下略)

改正案	現行
<p>第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益を毀損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての審査請求は、国家公務員法第九十条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国家公務員法第九十条第三項及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する審査請求について準用する。</p> <p>20条 外務大臣は、前条第一項の処分についての審査請求がされたときは、これを却下する場合を除き、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前条第一項の処分についての審査請求に対する判決は、審議会の調査の結果に基づいてしなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第二十一条 前二条に定めるものを除くほか、懲戒処分についての審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(審査請求と訴訟との關係)</p> <p>第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する外務大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、国家公務員法第九十条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国家公務員法第九十条第三項及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。</p> <p>20条 外務大臣は、前条第一項の処分についての不服申立てを受理したときは、これを却下する場合を除き、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前条第一項の処分についての不服申立てに対する決定又は判決は、審議会の調査の結果に基づいてしなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第二十一条 前二条に定めるものを除く外、懲戒処分についての不服申立ての手續に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(不服申立てと訴訟との關係)</p> <p>第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起すること</p>

ができない。

改正案	現行
<p>3 附則 相続又は遺贈により財産を取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該被相続人の死亡の時ににおける住所がこの法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七条第一項若しくは第三項又は第二十九条第一項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時ににおける住所とする。ただし、当該納税地の所轄税務署長又は国税局長がした当該相続税に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長又は国税局長がしたものとみなして、当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し再調査の請求をし、又は訴えを提起することを妨げない。</p>	<p>3 附則 相続又は遺贈により財産を取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該被相続人の死亡の時ににおける住所がこの法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七条第一項若しくは第三項又は第二十九条第一項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時ににおける住所とする。ただし、当該納税地の所轄税務署長又は国税局長がしたものとみなして、当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し不服申立てをし、又は訴えを提起することを妨げない。</p>

改正案	現行
<p>（税理士の業務）</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。））、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。））、その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に關し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。））に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（登録を拒否された場合等の審査請求）</p> <p>第二十四条の二 第二十二條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、国税庁長</p>	<p>（税理士の業務）</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。））、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。））、その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に關し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。））に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（登録を拒否された場合等の審査請求）</p> <p>第二十四条の二 第二十二條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、国税庁長</p>

官に対して審査請求をすることができる。

2 第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、国税庁長官に対して審査請求を拒否されたものとして、この場合においては、審査請求があつた日に日本税理士会連合会が第二十二条第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求を棄却する場合において、審査請求人が第二十二条第四項の規定に該当する者であるときは、国税庁長官は、裁決書にその旨を付記しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の場合において、国税庁長官は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本税理士会連合会の上級行政庁とみなす。

(登録の取消し)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。この場合において、同条第四項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 国税不服審判所の担当審判官又は行政不服審査法第九条第一項の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者は、租税についての審査請求に係る事

官に対して行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。

2 第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、国税庁長官に対して前項の審査請求を拒否されたものとして、この場合においては、審査請求があつた日に日本税理士会連合会が第二十二条第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求を棄却する場合において、審査請求人が第二十二条第四項の規定に該当する者であるときは、国税庁長官は、裁決書にその旨を附記しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による審査請求が理由があるときは、国税庁長官は、日本税理士会連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録の取消し)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。

(意見の聴取)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関し第三十条の規定

<p>5 (略)</p>	<p>4 案について調査する場合において、当該審査請求に関する第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に關し意見を述べる機会を与えなければならぬ。</p> <p>4 前三項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は審査請求についての裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。</p> <p>(懲戒の手続等) 第四十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。当該懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第四十六条第一項の規定により裁決をしようとするときも、同様とする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>4 による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に關し意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>4 前三項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は不服申立てについての裁決若しくは裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。</p> <p>(懲戒の手続等) 第四十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてなければならない。</p>

○ 連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）（第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求） 第十八条（略） 2 前項の審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、第十六条第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三月とする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（審査請求） 第十八条（略） 2 前項の審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項本文の期間は、第十七条第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三月以内とする。</p> <p>3・4 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（再調査の請求） 第八十九条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服がある者は、再調査の請求をすることができる。 「削除」</p> <p>2 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、前項の規定の適用に関しては、当該職員 の属する税関の税関長がした処分とみなす。</p> <p>第九十条 削除</p>	<p>（異議申立て） 第八十九条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服がある者は、異議申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して二月以内とする。</p> <p>3 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、第一項の規定の適用に関しては、当該職員 の属する税関の税関長がした処分とみなす。 （審査請求期間）</p> <p>第九十条 前条第一項に規定する処分について異議申立てをした場合における当該処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内とする。</p>

○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第十一条 関税法第八十九条（再調査の請求）及び第九十条（審議会等への諮問）の規定は、とん税の確定又は徴収に関する処分について不服がある場合について、同法第九十三条（審査請求と訴訟との関係）の規定は、これらの処分の取消しの訴えについて準用する。</p>	<p>（不服申立て） 第十一条 関税法第八十九条から第九十一条まで（不服申立て）の規定は、とん税の確定又は徴収に関する処分について不服がある場合について、同法第九十三条（審査請求と訴訟との関係）の規定は、これらの処分の取消しの訴えについて準用する。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第百三条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。</p> <p>（組合又は連合会に対する通知等）</p> <p>第百六条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知</p>	<p>（審査請求）</p> <p>第百三条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（組合又は連合会に対する通知等）</p> <p>第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求</p>

し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第七百七条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第三十四条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

めなければならない。

(政令への委任)

第七百七条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実の陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）</p> <p>第七十一条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に 関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、 これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由と してする不服申立て（国税通則法第十一条（災害等によ る期限の延長）又は第七十七条（不服申立期間）の規定 により不服申立てをすることができず期間を経過したも の及び同法第七十五条第三項又は第四項（国税に関する 処分についての不服申立て）の規定による審査請求を除 く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に定め る期限まででなければ、することができない。</p> <p>一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がな いときは、その差押えがあつたことを知った日）から 三月を経過した日</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 前項の規定は、国税通則法第一百五十一条第三号（ 訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準 用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一 条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（不服申 立期間）の規定により不服申立てをすることができず期 間を経過したもの及び同法第七十五条第三項又は第四項 （国税に関する処分についての不服申立て）の規定によ る審査請求」とあるのは、「行政事件訴訟法（昭和三十 七年法律第三十九号）第十四条第一項又は第二項（出 訴期間）の規定により訴えを提起することができず期間 を経過したもの」と読み替えるものとする。</p>	<p>（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）</p> <p>第七十一条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に 関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、 これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由と してする異議申立て（国税通則法第十一条（災害等によ る期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の 規定により異議申立てをすることができず期間を経過し たものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該 各号に掲げる期限まででなければ、することができない。</p> <p>一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がな いときは、その差押えがあつたことを知った日）から 二月を経過した日</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 前項の規定は、国税通則法第七十五条第一項第二号ロ 若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請 求又は同法第一百五十一条第三号（訴えの提起の特例 ）の規定による訴えの提起について準用する。この場合 において、前項中「国税通則法第十一条（災害等による 期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規 定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えにつ いては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九 号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）の規定に より訴えを提起する」と読み替えるものとする。</p>

3

第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、同項に規定する不服申立てをする場合において、その再調査の請求書（国税通則法第八十一条第二項（再調査の請求書の記載事項等）に規定する再調査の請求書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第四項の規定は、適用しない。

3

第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税通則法第八十二条第一項（税務署長經由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>目次 第一章～第七章の三（略） 第八章 不服審査及び訴訟 第一節 不服審査 第一款（略） 第二款 再調査の請求（第八十一条―第八十六条） 第三款（略） 第四款 雑則（第四百四条―第四百十三條の二） 第二節（略） 第九章・第十章（略） 附則 （納付受託者の帳簿保存等の義務） 第三十四条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するた め必要があると認めるときは、その必要な限度で、その 職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の 帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子 的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す ることができない方式で作られる記録であつて、電子計 算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十 七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）にお いて同じ。）の作成又は保存がされている場合における 当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件 を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>4 5 6（略）</p>	<p>目次 第一章～第七章の三（略） 第八章 不服審査及び訴訟 第一節 不服審査 第一款（略） 第二款 異議申立て（第八十一条―第八十六条） 第三款（略） 第四款 雑則（第四百四条―第四百十三條） 第二節（略） 第九章・第十章（略） 附則 （納付受託者の帳簿保存等の義務） 第三十四条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するた め必要があると認めるときは、その必要な限度で、その 職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の 帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子 的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す ることができない方式で作られる記録であつて、電子計 算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作 成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を 含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は 関係者に質問させることができる。</p> <p>4 5 6（略）</p>

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

〔削除〕

一 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次項に規定する処分を除く。)
次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求

ロ (略)

二 国税庁長官がした処分
国税庁長官に対する審査請求

〔削除〕

三 (略)

2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に定める国税局長又は国税庁長官がその処分をしたものとそれぞれみなして、国税局長がしたものとみなされた処分については当該国税局長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求のうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立てをし、国税庁長官がしたものとみなされた処分については国税庁長官に対する審査請求をすることができる。

一・二 (略)

3 第一項第一号イ又は前項(第一号に係る部分に限る)。

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

一 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。)

二 国税局長がした処分
次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした国税局長に対する異議申立て

ロ (略)

三 国税庁長官がした処分
国税庁長官に対する異議申立て

四 税関長がした処分
その処分をした税関長に対する異議申立て

五 (略)

2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることができる。

一・二 (略)

3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一

の規定による再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。次項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

〔削除〕

4 第一項第一号イ又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による再調査の請求をしている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

一 再調査の請求をした日（第八十一条第三項（再調査の請求書の記載事項等）の規定により不備を補正すべ

の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

一 所得税法若しくは法人税法に規定する青色申告書又は同法第三百三十条第一項（青色申告書等に係る更正）に規定する連結確定申告書等に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による教示をしなかつたとき。

三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

5 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

〔新設〕

きことを求められた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

5

(適用除外)

第七十六条 次に掲げる処分については、前条の規定は、適用しない。

一 この節又は行政不服審査法(平成二十六年法律第号)の規定による処分その他前条の規定による不服申立て(第八十条第三項(行政不服審査法との関係)を除き、以下「不服申立て」という。)についてした処分

二 行政不服審査法第七号(国税犯則取締法等に基づく処分)に掲げる処分

2

この節の規定による処分その他不服申立てについてする処分に係る不作為については、行政不服審査法第三条(不作為についての審査請求)の規定は、適用しない。

(不服申立期間)

第七十七条 不服申立て(第七十五条第三項及び第四項)再調査の請求後にする審査請求)の規定による審査請求を除く。第三項において同じ。)は、処分があつたことを知つた日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 第七十五条第三項の規定による審査請求は、第八十四条第十項(決定の手続等)の規定による再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由が

〔新設〕

6

(不服申立てができない処分)

第七十六条 次に掲げる処分は、前条の国税に関する法律に基づく処分に含まれないものとする。

一 この節又は行政不服審査法の規定による処分その他前条の規定による不服申立て(第八十条第二項(行政不服審査法との関係)を除き、以下「不服申立て」という。)についてした処分

二 行政不服審査法第四条第一項第七号(国税犯則取締法等に基づく処分)に掲げる処分

〔新設〕

(不服申立期間)

第七十七条 不服申立て(第七十五条第三項及び第五項)異議申立て後にする審査請求)の規定による審査請求を除く。第四項において同じ。)は、処分があつたことを知つた日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して二月以内にしなければならない。

2 第七十五条第三項の規定による審査請求は、第八十四条第三項(異議決定の手続)の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

あるときは、この限りでない。

〔削除〕

3

(略)

4 | 3 | 第二十二條（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、不服申立てに係る再調査の請求書又は審査請求書について準用する。

〔削除〕

（標準審理期間）

第七十七條の二 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、不服申立てがその事務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、その事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（国税不服審判所）

第七十八條 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求（第七十五條第一項第二号及び第二項（第二号に係る部分に限る。））（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求を除く。第三款（審査請求）において同じ。）に対する裁決を行う機関とする。

3

天災その他前二項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に行うことができる。

4

(略)

5 | 4 | 第二十二條（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、第八十二條第一項（税務署長経由による異議申立て）又は第八十七條第二項（審査請求書の記載事項）に規定する異議申立書又は審査請求書について準用する。

6

国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

〔新規〕

（国税不服審判所）

第七十八條 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

255 (略)

第八十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て

(次項に規定する審査請求を除く。)については、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(第二章及び第三章(不服申立てに係る手続)を除く。)の定めるところによる。

2 第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求については、この節(次款及び第三款(審査請求)を除く。)

その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。

3 (略)

第二款 再調査の請求

(再調査の請求書の記載事項等)

第八十一条 再調査の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 再調査の請求に係る処分の内容
- 二 再調査の請求に係る処分があつたことを知つた年月日(当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日)
- 三 再調査の請求の趣旨及び理由
- 四 再調査の請求の年月日

2 前項の書面(以下「再調査の請求書」という。)には

- 一 同項に規定する事項のほか、第七十七条第一項又は第三項(不服申立期間)に規定する期間の経過後に再調査の請求をする場合においては、同条第一項ただし書又は第三項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならない。

3 再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関

255 (略)

第八十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て

(この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(第二章第一節から第三節まで(不服申立てに係る手続)を除く。))の定めるところによる。

〔新設〕

2 (略)

第二款 異議申立て

(異議申立書の記載事項等)

第八十一条 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してなければならない。

- 一 異議申立てに係る処分
- 二 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日(当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日)
- 三 異議申立ての趣旨及び理由
- 四 異議申立ての年月日

〔新設〕

2 異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の

の長（以下「再調査審理庁」という。）は、再調査の請求書が前二項又は第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。

4 再調査の請求人は、前項の補正を求められた場合には、その再調査の請求に係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによつても、これをすることができ。

5 第三項の場合において再調査の請求人が同項の期間内に不備を補正しないとき、又は再調査の請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなきときは、再調査審理庁は、第八十四条第一項から第六項まで（決定の手續等）に定める審理手續を経ないで、第八十三条第一項（決定）の規定に基づき、決定で、当該再調査の請求を却下することができる。

（税務署長を経由する再調査の請求）

第八十二条 第七十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、（国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求）の規定による再調査の請求は、当該再調査の請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、再調査の請求人は、当該税務署長に再調査の請求書を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、再調査の請求書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に送付しなければならない。

3 第一項の場合における再調査の請求期間の計算については、同項の税務署長に再調査の請求書が提出された時

長（以下「異議審理庁」という。）は、異議申立てが国税に関する法律の規定に従つていないもので補正することができないものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、異議審理庁は、職権で補正することができる。

3 異議申立人は、前項の補正を求められた場合には、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによつても、これをすることができ。

〔新設〕

（税務署長を経由する異議申立て）

第八十二条 第七十五条第二項（国税局又は国税庁の職員の調査に係る処分についての異議申立て）の規定による異議申立ては、当該異議申立てに係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合においては、当該税務署長に前条第一項の書面（以下「異議申立書」という。）を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税庁長官に送付しなければならない。

3 第一項の場合における異議申立期間の計算については、同項の税務署長に異議申立書が提出された時に異議申

に再調査の請求がされたものとみなす。

(決定)

第八十三条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

2 再調査の請求が理由がない場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

3 再調査の請求が理由がある場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求に係る処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、再調査の請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(決定の手續等)

第八十四条 再調査審理庁は、再調査の請求人又は参加人

(第九十条第三項(参加人)に規定する参加人という。以下この款及び次款において同じ。)から申立てがあつた場合には、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で再調査の請求に係る事件

に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、再調査審理庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、再調査審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 再調査審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に口頭意見陳述を聴かせることができる。

立てがされたものとみなす。

(決定)

第八十三条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 異議申立てが理由があるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てに係る処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(決定の手續等)

第八十四条 異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、異議申立人は、

異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(新設)

(新設)

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせることができる。

<p>5 口頭意見陳述において、再調査審理庁又は前項の職員は、申立人のする陳述が事件に係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p>	<p>6 再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。この場合において、再調査審理庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>7 再調査の請求についての決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した再調査決定書によりしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>8 再調査の請求についての決定で当該再調査の請求に係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。</p> <p>9 再調査審理庁は、第七項の再調査決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消す決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。</p> <p>10 再調査の請求についての決定は、再調査の請求人（当</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>3 異議申立てについての決定は、異議審理庁が異議申立人（当該異議申立てが処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、異議申立人及び処分の相手方）に異議決定書の謄本を送達して行なう。</p> <p>4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。</p> <p>5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。</p> <p>6 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
--	--	---	---	-------------	-------------	---	-------------

該再調査の請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、再調査の請求人及び処分の相手方）に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。

11 再調査審理庁は、再調査決定書の謄本を参加人に送付しなければならない。

12 再調査審理庁は、再調査の請求についての決定をしたときは、速やかに、第六項の規定により提出された証拠書類又は証拠物をその提出人に返還しなければならない。

（納税地異動の場合における再調査の請求先等）

第八十五条 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長又は国税局長（以下この条及び次条において「税務署長等」という。）の処分（国税の徴収に関する処分（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び第六十八条第三項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第二号に係るものを除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について第七十五条第一項第一号イ又は第二項（第一号に係る部分に限る。）（税務署長等の処分についての再調査の請求）の規定による再調査の請求をする際における納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その再調査の請求は、これらの規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する

〔新設〕

〔新設〕

（納税地異動の場合における異議申立先等）

第八十五条 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長又は国税局長（以下この条及び次条において「税務署長等」という。）の処分（国税の徴収に関する処分（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び第六十八条第三項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第二号に係るものを除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について第七十五条第一項第一号若しくは第二号イ又は第二項第一号（税務署長等の処分についての異議申立て）の規定による異議申立てをする際における納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その異議申立ては、これらの規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がし

税務署長等がしたものとみなす。

2 前項の規定による再調査の請求をする者は、再調査の請求書にその処分に係る税務署又は国税局の名称を付記しなければならない。

3 第一項の場合において、再調査の請求書がその処分に係る税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その再調査の請求書を受理することができる。この場合においては、その再調査の請求書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

4 前項の再調査の請求書を受理した税務署長等は、その再調査の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

(再調査の請求事件の決定機関の特例)

第八十六条 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長等の処分について再調査の請求がされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その再調査の請求がされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等と異なることとなるときは、当該再調査の請求がされている税務署長等は、再調査の請求人の申立てにより、又は職権で、当該再調査の請求に係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

2 前項の規定により再調査の請求に係る事件の移送があったときは、その移送を受けた税務署長等に初めから再調査の請求がされたものとみなし、当該税務署長等がその再調査の請求についての決定をする。

3 第一項の規定により再調査の請求に係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その再調査の請求に係る再調査の請求書及び関係書類その他の物件（

たものとみなす。

2 前項の規定による異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署又は国税局の名称を付記しなければならない。

3 第一項の場合において、異議申立書がその処分に係る税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その異議申立書を受理することができる。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

4 前項の異議申立書を受理した税務署長等は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)

第八十六条 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等と異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立人の申立てにより、又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があったときは、その移送を受けた税務署長等にはじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なう。

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件（以下「異

以下「再調査の請求書等」という。）をその移送を受けた
税務署長等に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人
及び参加人に通知しなければならない。

（審査請求書の記載事項等）

第八十七条 審査請求は、政令で定めるところにより、次
に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 審査請求に係る処分の内容

二 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日（
当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受け
た年月日とし、再調査の請求についての決定を経た後
の処分について審査請求をする場合には再調査決定書
の謄本の送達を受けた年月日とする。）

三・四 （略）

2 前項の書面（以下この款において「審査請求書」とい
う。）には、同項に規定する事項のほか、次の各号に掲
げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しな
ければならない。

一 第七十五条第四項第一号（国税に関する処分につい
ての不服申立て）の規定により再調査の請求について
の決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求
をした年月日

二 第七十五条第四項第二号の規定により再調査の請求
についての決定を経ないで審査請求をする場合 同号
に規定する正当な理由

三 第七十七条第一項から第三項まで（不服申立期間）
に規定する期間の経過後において審査請求をする場合
これらの各項のただし書に規定する正当な理由

議申立書等」という。）をその移送を受けた税務署長等
に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければ
ならない。

（審査請求書の記載事項等）

第八十七条 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面
を提出してしなければならない。

一 審査請求に係る処分

二 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日（
当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受け
た年月日とし、異議申立てについての決定を経た後の
処分について審査請求をする場合には異議決定書の謄
本の送達を受けた年月日とする。）

三・四 （略）

2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、同
項に規定する事項のほか、第七十五条第四項第三号（特
別な場合の審査請求）の規定により異議申立てをしない
で審査請求をする場合には同号に規定する正当な理由を
、同条第五項の規定により異議申立てについての決定を
経ないで審査請求をする場合には異議申立てをした年月
日を記載しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3

(略)

〔削除〕
〔削除〕

〔削除〕

(処分庁を経由する審査請求)

第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分（当該処分に係る再調査の請求についての決定を含む。）をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合において、審査請求人は、当該行政機関の長に審査請求書を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書を国税不服審判所長に送付しなければならない。

3 (略)

(合意によるみなす審査請求)

第八十九条 税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその再調査の請求を審査請求として取り

3

(略)

5 | 4 | 3
審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第九十三条第四項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副二通が提出されたものとみなす。

6

前項の審査請求に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十三条第五項において同じ。）については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第八十八条第二項（処分庁を経由による審査請求）及び第九十三条第一項（答弁書の提出等）の規定を適用する。

(処分庁を経由する審査請求)

第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分（当該処分に係る異議申立てについての決定を含む。）をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合においては、当該行政機関の長に審査請求書を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書の正本を国税不服審判所長に送付しなければならない。

3 (略)

(合意によるみなす審査請求)

第八十九条 税務署長、国税局長又は税関長に対して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその異議申立てを審査請求として取り扱う

扱うことを適当と認めてその旨を再調査の請求人に通知し、かつ、当該再調査の請求人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

2 前項の通知に係る書面には、再調査の請求に係る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を付記しなければならない。

3 第一項の規定に該当するときは、同項の再調査の請求がされている税務署長、国税局長又は税関長は、その再調査の請求書を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された再調査の請求書は、審査請求書とみなす。

(他の審査請求に伴うみなす審査請求)

第九十条 更正決定等（源泉徴収による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、第四百四条（併合審理等）及び第四百十五条第一項第二号（不服申立ての前置等）において同じ。）について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第四百四条及び第四百五条第一項第二号において同じ。）についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し再調査の請求がされたときは、当該再調査の請求がされた税務署長、国税局長又は税関長は、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し再調査の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等については、当該他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該

ことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

2 前項の通知に係る書面には、異議申立てに係る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を付記しなければならない。

3 第一項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された異議申立書は、審査請求書とみなす。

(他の審査請求に伴うみなす審査請求)

第九十条 更正決定等（源泉徴収による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、第四百四条（併合審理等）及び第四百十五条第一項第二号（不服申立ての前置等）において同じ。）について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第四百四条及び第四百五条第一項第二号において同じ。）についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てがされた税務署長、国税局長又は税関長は、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等については、当該他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該

該再調査の請求がされている税務署長、国税局長又は税関長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。

3 前二項の規定により再調査の請求書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該再調査の請求に係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 (略)

(審査請求書の補正)

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求書が第八十七条(審査請求書の記載事項等)又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)の規定に違反する場合においては、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

2 (略)

(審理手続を経ないとする却下判決)

第九十二条 前条第一項の場合において、審査請求人が同項の期間内に不備を補正しないときは、国税不服審判所長は、次条から第九十七条の四まで(担当審判官等の審理手続)に定める審理手続を経ないで、第九十八条第一項(裁決)の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

(審理手続の計画的進行)

第九十二条の二 審査請求人、参加人及び次条第一項に規定する原処分(以下「審理関係人」という。)並びに担当審判官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、

異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 (略)

(補正)

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができないものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

2 (略)

(却下)

第九十二条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(新設)

審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求を第九十二条(審理手続を経ないとする却下裁決)の規定により却下する場合を除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)(国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求)に規定する処分にあつては、当該国税局長以下「原処分庁」という。)から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書を原処分庁に送付するものとする。

2 前項の答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

3 国税不服審判所長は、原処分庁から答弁書が提出されたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

第九十四条 国税不服審判所長は、審査請求に係る事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官一名及び参加審判官二名以上を指定する。

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第二項(第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分にあつては、当該国税局長以下「原処分庁」という。)から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。

2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場合には、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。

6 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

第九十四条 国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官一名及び参加審判官二名以上を指定する。

2 | 国税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、

次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 | 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に關与した者

二 | 審査請求人

三 | 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 | 審査請求人の代理人

五 | 前二号に掲げる者であつた者

六 | 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 | 第九十九条第一項（参加人）に規定する利害關係人

（反論書等の提出）

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第三項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ロ（審理手続の終結）において「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 | 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ハにおいて「参加人意見書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、参加人意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 | 担当審判官は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び原処分庁に、参加人から参加人意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び原処

る。

〔新設〕

（証拠書類等の提出）

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第六項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

分庁に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第九十五条の二 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、担当審判官は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定による意見の陳述(次項及び第九十七条の四第二項第二号(審理手続の終結)において「口頭意見陳述」という。)に際し、前項の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を發することができ。

3 第八十四条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項(決定の手続等)の規定は、第一項の口頭意見陳述について準用する。この場合において、同条第二項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「再調査の請求人及び参加人」とあるのは「全ての審理関係人」と、同条第三項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、同条第五項中「再調査審理庁又は前項の職員」とあるのは「担当審判官」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 参加審判官は、担当審判官の命を受け、第二項の許可及び前項において読み替えて準用する第八十四条第五項の行為をすることができる。

(証拠書類等の提出)

第九十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 原処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

[新設]

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第九十六条 原処分庁は、処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる。

2 審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由がある

ならない。

(審理のための質問、検査等)

第九十七条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審理関係人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁(第四項において「審査請求人等」という。)又は関係人その他の参考人に質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

三・四 (略)

2 5 (略)

(審理手続の計画的遂行)

第九十七条の二 担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第九十五条の二から前条第一項まで(口頭意見陳述等)に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 | 担当審判官は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、担当審判官及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

ときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 | 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理のための質問、検査等)

第九十七条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という。)又は関係人その他の参考人に質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

三・四 (略)

2 5 (略)

(新設)

<p>3 担当審判官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第九十五条の二から前条第一項までに定める審理手続の期日及び場所並びに第九十七条の四第一項（審理手続の終結）の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。</p>	<p>（審理関係人による物件の閲覧等）</p>	<p>第九十七条の三 審理関係人は、次条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第九十六条第一項若しくは第二項（証拠書類等の提出）又は第九十七条第一項第二号（審理のための質問、検査等）の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p>	<p>2 担当審判官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、担当審判官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>3 担当審判官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p>	<p>5 担当審判官は、経済的困難その他特別の理由があると</p>
--	-------------------------	---	---	--	--	-----------------------------------

〔新設〕

認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(審理手続の終結)

第九十七条の四 担当審判官は、必要な審理を終えたとき認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、担当審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第九十三条第一項前段（答弁書の提出等） 答弁書

ロ 第九十五条第一項後段（反論書等の提出） 反論書

ハ 第九十五条第二項後段 参加人意見書

ニ 第九十六条第三項（証拠書類等の提出） 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第九十七条第一項第二号（審理のための質問、検査等） 帳簿書類その他の物件

3 二 第九十五条の二第一項（口頭意見陳述）に規定する申立てをした審査請求人又は参加人が、正当な理由がなく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

三 担当審判官が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

(裁決)

第九十八条 審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、国税不服審判所

〔新設〕

(裁決)

第九十八条

〔新設〕

長は、	2 審査請求が理由がない場合には、国税不服審判所長は、
、	3 審査請求が理由がある場合には、国税不服審判所長は、
を	4 国税不服審判所長は、
参加	第百一条
（	判
。	一 主文
二	三 審査請求人の主張の要旨
2	3 外
3	4 効
4	分
（	処

審査請求が理由がないときは、	2 審査請求が理由があるときは、
、	3 担当
。	第百一条
。	等
（	審
。	一
二	三
3	4
4	局
定	税
。	務

長を含む。)に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第二百二条 (略)

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、改めて申請又は請求に対する処分をしなければならない。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の第九十九条第一項(参加人)に規定する利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第二百三条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、速やかに、第九十六条第一項又は第二項(証拠書類等の提出)

の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(併合審理等)

第二百四条 再調査審理庁又は国税不服審判所長若しくは国

税庁長官(以下「国税不服審判所長等」という。)は、必要があると認める場合には、数個の不服申立てに係る

(裁決の拘束力)

第二百二条 (略)

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならない。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第二百三条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)(第九十九条第

五項(参加人についての準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(併合審理等)

第二百四条 異議審理庁又は国税不服審判所長(以下「国税

不服審判所長等」という。)は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等について併せて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3・4 (略)

3 (不服申立てと国税の徴収との関係)

第百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 再調査審理庁又は国税庁長官は、必要があると認められる場合には、再調査の請求人又は第七十五条第一項第二号若しくは第二項（第二号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をした者（次項において「再調査の請求人等」という。）の申立てにより、又は職権で、不服申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

3 再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査の請求人等が

の不服申立てを分離することができる。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等について併せて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3・4 (略)

3 (不服申立てと国税の徴収との関係)

第百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

3 異議審理庁は、異議申立人が、担保を提供して、異議

担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

4 国税不服審判所長は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第四十三条及び第四十四条（徴収の所轄庁）の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（以下この条において「徴収の所轄庁」という。）の意見を聴いた上、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

5 (略)

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から第四項の規定により徴収の猶予若しくは滞納処分の続行の停止を求められ、又は前項の規定により差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなればならない。

7

(略)

8 第七十五条第一項第二号又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求に係る審理員（行政不服審査法第十一条第二項（総代）に規定する審理員をいう。第百八条第五項（総代）において同じ。）は、必要があるとき認めるときは、国税庁長官に対し、第二項の規定に基づき徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行

申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

4 国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第四十三条及び第四十四条（徴収の所轄庁）の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（以下この条において「徴収の所轄庁」という。）の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

5 (略)

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前二項の規定により徴収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなればならない。

7

(略)

〔新設〕

を停止すること又は第三項の規定に基づき差押えをせず、若しくはその差押えを解除することを徴収の所轄庁に命ずべき旨の意見書を提出することができる。

(代理人)

第七百七条 (略)

2 前項の代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

3 代理人の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

〔削除〕

(総代)

第八百八条 多数人が共同して不服申立てをするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 (略)

5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等(担当審判官及び第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求に係る審理員を含む。)の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

7 総代の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

(参加人)

第九百九条 利害関係人(不服申立人以外の者であつて不服

(代理人)

第七百七条 (略)

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならぬ。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならぬ。

(総代)

第八百八条 多数人が共同して不服申立てをするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 (略)

5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等(担当審判官を含む。)の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

(参加人)

第九百九条 利害関係人は、国税不服審判所長等の許可を得

申立てに係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。次項において同じ。）は、国税不服審判所長等の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該不服申立てに参加することを求めることができる。

3 第百七条（代理人）の規定は、参加人（前二項の規定により当該不服申立てに参加する者をいう。）の不服申立てへの参加について準用する。
〔削除〕

〔削除〕
2 第七十五条第四項（再調査の請求についての決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

- 第百十条（略）
- 一 再調査審理庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分の全部を取り消す旨の再調査決定書の謄本を発している場合 当該審査請求
 - 二 再調査審理庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分の一部を取り消す旨の再調査

て、参加人として不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。

3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項（審理のための質問、検査等）の行為をすることができる。

5 第八十四条第一項及び第二項（口頭による陳述）（第百一条第一項（異議申立てに関する規定の準用）において準用する場合を含む。）並びに第九十六条第二項及び第三項（原処分庁から提出された物件の閲覧）の規定は参加人について、第九十五条（証拠書類等の提出）の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。

（不服申立ての取下げ）

第百十条（略）

2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

- 一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 当該審査請求
- 二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定

査決定書の謄本を発している場合 その部分についての
の審査請求

三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求が
された再調査の請求

(三月後の教示)

第百十一条 再調査審理庁は、再調査の請求がされた日(第
第八十一条第三項(再調査の請求書の記載事項等)の規
定により不備を補正すべきことを求めた場合にあっては
、当該不備が補正された日)の翌日から起算して三月を
経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅
滞なく、当該処分について直ちに国税不服審判所長に対
して審査請求をすることができない旨を書面でその再調査
の請求人に教示しなければならない。

2 第八十九条第二項(処分の理由の付記)の規定は、前
項の教示に係る書面について準用する。

(誤った教示をした場合の救済)

第百十二条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機
関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤
つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合におい
て、その教示された行政機関に対し教示された不服申立
てがされたときは、当該行政機関は、速やかに、再調査
の請求書又は審査請求書を再調査の請求をすべき行政機
関又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に送付し、
かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 国税に関する法律に基づく処分(再調査の請求をする
ことができる処分に限る。次項において同じ。)をした

行政機関が、誤つて再調査の請求をすることができない旨
を教示しなかつた場合において、国税不服審判所長に審
査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てが

書の謄本を発している場合 その部分についての審査
請求

三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求が
された異議申立て

(教示)

第百十一条 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日
から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属し
ているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求を
することができないものである場合を除き、遅滞なく、
当該処分について直ちに審査請求をすることができない旨
を書面でその異議申立人に教示しなければならない。

2 第八十九条第二項(処分の理由の付記)の規定は、前
項の教示に係る書面について準用する。

(誤った教示をした場合の救済)

第百十二条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機
関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤
つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合におい
て、その教示された行政機関に対し教示された不服申立
てがされたときは、第七十五条第四項第二号(教示をし
なかつた場合の審査請求)の規定により審査請求がされ
た場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立書
又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税
不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通
知しなければならない。

[新設]

あつたときは、国税不服審判所長は、速やかに、審査請求書を再調査の請求をすべき行政機関に送付しなければならない。ただし、第九十三条第三項（答弁書の提出等）の規定により審査請求人に答弁書を送付した後においては、この限りでない。

3 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、誤つて審査請求をすることができ旨を教示しなかつた場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合であつて、再調査の請求人から申立てがあつたときは、当該税務署長、国税局長又は税関長は、速やかに、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならない。

4 前二項の規定により審査請求書又は再調査の請求書等の送付を受けた行政機関又は国税不服審判所長は、速やかに、その旨を不服申立人及び参加人に通知しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により再調査の請求書又は審査請求書が再調査の請求をすべき行政機関又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に送付されたときは、初めから再調査の請求をすべき行政機関に再調査の請求がされ、又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に審査請求がされたものとみなす。

（国税庁長官に対する審査請求書の提出等）

第百十三条の二 第七十五条第一項第二号又は第二項（第二号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第十九条第二項（審査請求書の提出）の規定の適用については、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第三項に規定する番号（当該番号を有しない者にあつては、その氏

〔新設〕

〔新設〕

2 前項の規定により異議申立書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす。

〔新設〕

名又は名称及び住所又は居所)とする。

2 第七十五条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による審査請求は、当該審査請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、審査請求人は、当該税務署長に審査請求書を提出してするものとする。

3 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、審査請求書を国税庁長官に送付しなければならない。

4 第二項の場合における審査請求期間の計算については、同項の税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

5 国税庁長官は、第七十五条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければならない。

(不服申立ての前置等)

第百十五条 国税に関する法律に基づく処分(第八十条第三項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができないものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。

(不服申立ての前置等)

第百十五条 国税に関する法律に基づく処分(第八十条第二項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができないものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができないものを含む。))を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができない処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)(又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二 (略)

三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に関する法律に基づく処分についてされた再調査の請求又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その再調査決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

二 (略)

三 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その異議決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

改正案	現行
<p>第十九条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力） 第十九条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項又は第二項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合において、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る納税地として同条第一項に規定する納税義務者の所得税又は同条第二項に規定する支払をする者の同項の所得税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>第十九条 異議申立てについての決定若しくは審査請求（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力） 第十九条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項又は第二項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合において、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る納税地として同条第一項に規定する納税義務者の所得税又は同条第二項に規定する支払をする者の同項の所得税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。</p>

改正案	現行
<p>第十九条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力） 第十九条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る法人の法人税の納税地としてその法人税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>第十九条 異議申立てについての決定若しくは審査請求（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力） 第十九条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る法人の法人税の納税地としてその法人税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力） 第二十四条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等に係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しまでの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力） 第二十四条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等に係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しまでの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十四条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求 力） についての裁決又は判決により、前条第一項の規定によ る地価税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合に おいても、その処分の取消しは、その取消しの対象とな った処分のあった時からその取消しの間、その の取消しの対象となつた納税地をその処分に係る個人又 は法人の納税地としてその地価税に關してされた申告、 申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国 税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対 象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないも のとする。</p>	<p>第十四条 異議申立てについての決定若しくは審査請求 力） ついての裁決又は判決により、前条第一項の規定による 地価税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合に おいても、その処分の取消しは、その取消しの対象とな った処分のあった時からその取消しの間、その 取消しの対象となつた納税地をその処分に係る個人又 は法人の納税地としてその地価税に關してされた申告、 申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国 税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対 象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないも のとする。</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。</p> <p>一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。</p> <p>イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。</p> <p>一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。</p> <p>イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 四 (略)</p>

○ 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）（第百二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（納付金の賦課） 第七条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定により賦課された納付金の算定について不服がある者は、財務大臣に対し、審査請求をすることができる。</p>	<p>（納付金の賦課） 第七条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定により賦課された納付金の算定について不服がある者は、財務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（第百三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（過誤納の確認等） 第十六条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき（国税通則法第七十五条第一項第三号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第十二条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。</p> <p>当該過大に納付した自動車重量税の額</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>（過誤納の確認等） 第十六条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第十二条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。</p> <p>当該過大に納付した自動車重量税の額</p> <p>2 3 4 （略）</p>

○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律
 第一百十七号）（第四百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

(略)	国税通則法		(略)	第一欄
	(略)	(略)	(略)	第二欄
	(略)	(略)	(略)	第三欄
	(略)	(略)	(略)	第四欄

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）
 第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

現行

(略)	国税通則法		(略)	第一欄
	(略)	(略)	(略)	第二欄
	(略)	(略)	(略)	第三欄
	(略)	(略)	(略)	第四欄

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）
 第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

2
8
(略)
(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)
第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

		国税通則法	(略)	第一欄
		第六十条第五号第三項	(略)	第二欄
地方税法、人税、		加算した金額	(略)	第三欄
地方税法、法人税、復興特別		加算した金額（東日本大震災からの復興のため必要な財源の確保に関する特別措置法第四十九条（復興特別所得額の控除）又は第五十条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額）	(略)	第四欄

2
8
(略)
(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)
第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

		国税通則法	(略)	第一欄
		第六十条第五号第三項	(略)	第二欄
地方税法、人税、		加算した金額	(略)	第三欄
地方税法、法人税、復興特別		加算した金額（東日本大震災からの復興のため必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十九条（復興特別所得額の控除）又は第五十条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額）	(略)	第四欄

2
 \ 16

(略)

(略)	
(略)	第八十 五条第 一項及 第八 十六 条第 一項
(略)	地方 税法
(略)	地方 法人 税、 復興 特別

2
 \ 16

(略)

(略)	
(略)	第七十 五条第 四項第 一號
(略)	若しく は法人 税法 同法
(略)	法人 税法 若しく は特 別措置 法第五 十八 条第 二項 (青色 申告)

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第百三十九条 文部科学大臣がする大学又は高等専門学校 の設置の認可に関する処分又はその不作為については、 審査請求をすることができない。</p>	<p>第百三十九条 文部科学大臣がした大学又は高等専門学校 の設置の認可に関する処分については、行政不服審査法 （昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをす ることができない。</p>

○ 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）（第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略） 2 6（略） 7 第三項の裁定についての審査請求においては、対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>	<p>第十五条（略） 2 6（略） 7 第三項の裁定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（第一百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（措置命令等） 第六十条（略） 2 7（略） 8 第一項の規定による措置命令については、<u>審査請求を</u>することができない。</p> <p>9 11（略） （解散命令） 第六十二条（略） 2 4（略） 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。</p>	<p>（措置命令等） 第六十条（略） 2 7（略） 8 第一項の規定による措置命令については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）</u>による不服申立てをすることができない。</p> <p>9 11（略） （解散命令） 第六十二条（略） 2 4（略） 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定及び同法第二十七条第一項中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。</p>

8 6
・ 7
第一項の規定による解散命令については、審査請求を
することができない。

8 6
・ 7
第一項の規定による解散命令については、行政不服審
査法による不服申立てをすることができない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十一章（略）</p> <p>第十二章 補則</p> <p>第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求（第五十四條―第六十一条）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求</p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第五十六條 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から三十日以内に、審査請求人及び参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人を含む。以下同じ。）又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～十一章（略）</p> <p>第十二章 補則</p> <p>第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て（第五十四條―第六十一条）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て</p> <p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第五十六條 次に掲げる処分又は決定（却下の裁決又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求又は異議申立てを受理した日から三十日以内に、審査請求人若しくは異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。</p> <p>一・二（略）</p>

2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人（行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人を行い、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。）に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで（同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

（参加）
第二百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）
第五十八條 第五十六條第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁決前の協議等）
第五十九條 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決（却下の裁決を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について

2 前項の意見の聴取を行う者は、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに審査請求人又は異議申立人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

〔新設〕

（参加）
第二百五十七條 審査請求人又は異議申立人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該意見の聴取を行う者にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）
第五十八條 第五十六條第一項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁決又は決定前の協議等）
第五十九條 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求又は異議申立てに係

意見を述べることができる。

(手続)

第六十条 第五十六条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求に関する手続は、文部科学省令で定める。

第六十一条 削除

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 (略)

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 8 (略)

る事案について意見を述べることができる。

(手続)

第六十条 第五十六条から前条まで及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部科学省令で定める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第六十一条 第五十六条第一項各号に掲げる処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 (略)

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 8 (略)

改 正 案	現 行
<p>（認証の取消し） 第八十条（略） 2 6（略） 〔削除〕</p> <p>（審査請求の手續における諮問等） 第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による認証に関する決定、第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。</p> <p>2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から四月以内になければならない。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係） 第八十七条 第八十条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>（認証の取消し） 第八十条（略） 2 6（略） 7 第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（不服申立ての手續における諮問等） 第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による認証に関する決定、第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。</p> <p>2 前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあつた日から四月以内になければならない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第八十七条 第八十条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

改正案	現行
<p>（共済運営委員会の職務） 第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。 一（四）（略） 五 共済業務に係る訴訟又は審査請求の提起及び和解 六（略） 2（略） （審査請求） 第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 共済審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第</p>	<p>（共済運営委員会の職務） 第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。 一（四）（略） 五 共済業務に係る訴訟又は審査請求その他の不服申立ての提起及び和解 六（略） 2（略） （審査請求） 第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>〔新設〕</p>

号) 第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第一百十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（条例による事務処理の特例） 第五十五条（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。</p>	<p>（条例による事務処理の特例） 第五十五条（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。</p>	<p>第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てにおいては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。</p>

○ 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（第百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（意見の聴取等） 第十二条の二（略） 2 6 （略） 7 前条第二号の規定による是正命令については、<u>審査請求</u>をすることができない。</p>	<p>（意見の聴取等） 第十二条の二（略） 2 6 （略） 7 前条第二号の規定による是正命令については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第六十号）による<u>不服申立て</u>をすることができない。</p>

○ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る<u>審査請求</u>） 第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。この場合において、<u>文部科学大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</u></p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る<u>不服申立て</u>） 第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣に対し、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求</u>をすることができる。</p>

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第一百五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定登録機関がした処分等に係る審査請求） 第二十三条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文化庁長官に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文化庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て） 第二十三条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文化庁長官に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求をすることができる。</p>

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第一百十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十六条 削除</p>	<p>（不服申立てと訴訟との関係） 第十六条 就学支援金の支給に関する処分又は第十一条第一項（第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求及び再審査請求） 第百八十九条（略） 2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 （略） （行政不服審査法の適用関係） 第百九十一条 前二条の審査請求及び第百八十九条第一項の再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章（第二十二條を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係） 第百九十二条 第百八十九条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>（審査請求及び再審査請求） 第百八十九条（略） 2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 （略） （行政不服審査法の適用関係） 第百九十一条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八條及び第十九條を除く。）及び第五節の規定は、適用しない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第百九十二条 第百八十九条第一項又は第百九十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求及び再審査請求） 第百三十八条（略） 2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 （略） （行政不服審査法の適用関係） 第百四十条 前二条の審査請求及び第百三十八条第一項の再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係） 第百四十一条 第百三十八条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>（労働者災害補償保険法に基づく不服申立てに関する特例） 第百五十二条 次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第三十八条第一項の審査請求及び再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号</p>	<p>（審査請求及び再審査請求） 第百三十八条（略） 2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 （略） （行政不服審査法の適用関係） 第百四十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定は、適用しない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第百四十一条 第百三十八条第一項又は第百三十九条に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>（労働者災害補償保険法に基づく不服申立てに関する特例） 第百五十二条 次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第三十八条第一項の審査請求並びに同項及び同条第二項の再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号</p>

に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

一〇六 (略)

3 2

(略)

第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第四百四十一条の規定にかかわらず、同項各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付に関する処分について、同法第三十八条第一項の審査請求に対する労働保険審査官の決定があつた場合には、提起することができる。この場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法第百五十二条第三項前段に規定する処分の取消しの訴え」と、「処分又は裁決」とあるのは「同項前段の労働保険審査官の決定」とする。

という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

一〇六 (略)

3 2

(略)

第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第四百四十一条の規定にかかわらず、同項各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付に関する処分について、同法第三十八条第一項又は第二項の再審査請求に対する労働保険審査会の裁決があつた場合には、提起することができる。この場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法第百五十二条第三項前段に規定する処分の取消しの訴え」と、「処分又は裁決」とあるのは「同項前段の労働保険審査会の裁決」とする。

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、<u>審査請求をすることができない。</u></p>	<p>第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</u></p>

○ と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）（第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（獣畜のとさつ又は解体の検査） 第十四条（略） 2 7 （略） 8 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（獣畜のとさつ又は解体の検査） 第十四条（略） 2 7 （略） 8 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）</u>による不服申立てをすることができない。</p>

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（時効の中断） 第七条 特別給付金に関する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（時効の中断） 第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>

○ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）（第一百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（診療報酬の審査及び支払） 第十五条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、 審査請求をすることができない。</p>	<p>（診療報酬の審査及び支払） 第十五条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による 不服申立てをすることができない。</p>

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（時効の中断） 第九条 特別弔慰金に関する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>	<p>（時効の中断） 第九条 特別弔慰金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）（第一百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（時効の中断） 第七条 特別給付金に関する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>	<p>（時効の中断） 第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>

○ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）（第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（時効の中断） 第九条 特別給付金に関する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（時効の中断） 第九条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。</p>

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）
 （第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（診療報酬の審査及び支払） 第八十四条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、 審査請求をすることができない。</p>	<p>（診療報酬の審査及び支払） 第八十四条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による 不服申立てをすることができない。</p>

改正案	現行
<p>第三十八条（略）</p> <p>② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとなすことができる。</p>	<p>第三十八条（略）</p> <p>② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができ</p>
<p>③ 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。</p> <p>第三十九条 前条第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章（第二十二條を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p>	<p>③ 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。</p> <p>第三十九条 前条第一項の審査請求及び同条第一項又は第三二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節、第二節（第十八條及び第十九條を除く。）及び第五節の規定を適用しない。</p>
<p>第四十条 第三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>第四十条 第三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
<p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>	
<p>第四十一条 削除</p>	<p>第四十一条 徴収法第三十七条の規定は第三十一条第一項の規定による徴収金について、徴収法第三十八条の規定は第十二条の三第一項及び第二項並びに第三十一条第一</p>

項の規定による徴収金について準用する。

改正案	現行
<p>第十八条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>第十九条の二十（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、審査請求をすることができない。</p> <p>第五十九条の四（略）</p> <p>② 前項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第五十九条の六において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）に係る審査請求に ついての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>③ 指定都市等の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請</p>	<p>第十八条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第十九条の二十（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>第五十九条の四（略）</p> <p>② 前項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p>

求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

④
(略)

⑤
(略)

第五十九条の六 第五十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

③
(略)

④
(略)

第五十九条の六 第五十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（第二百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条の二十 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>第三条の二十 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>第二十五条（略） ②④（略） ⑤ 第一項の検査の結果については、審査請求をすることができない。</p> <p>第六十八条 この法律の規定により地方公共団体（都道府県を除く。次項において同じ。）の長が行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣（第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係るものにあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>② 地方公共団体の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p>	<p>第二十五条（略） ②④（略） ⑤ 第一項の検査の結果については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）</u>による不服申立てをすることができない。</p> <p>第六十八条 この法律の規定により地方公共団体（都道府県を除く。）の長が行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣（第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係るものにあつては、内閣総理大臣）に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（第二百二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>第七條（略） 25（略） 6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県のと、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七條（略） 25（略） 6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県のと、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第七條（略） 2 5（略） 6 行政手続法（平成五年法律第八十八號）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同條第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県のと、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同條第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七條（略） 2 5（略） 6 行政手続法（平成五年法律第八十八號）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同條第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県のと、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同條第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県のと、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県のと、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四條第三項及び第二十七條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許の取消し等） 第八条（略） 2 6（略） 7 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>（免許の取消し等） 第八条（略） 2 6（略） 7 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>

○ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（第二百二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第八條の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみならず。</p>	<p>第八條の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第二百二十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外） 第三十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定独立行政法人及び職員に係る処分又はその不作為であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、審査請求をすることができない。</p>	<p>（他の法律の適用除外） 第三十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定独立行政法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二百二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求の制限） 第二十七条の二十六 労働委員会がする処分（第二十四条の二第四項の規定により公益委員がする処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（不服申立ての制限） 第二十七条の二十六 労働委員会がした処分（第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

改正案	現行
<p>（大都市の特例） 第五十一条の十二（略） 2 前項の規定により指定都市の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。</p> <p>3 指定都市の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p> <p>（事務の区分） 第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三條の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三條の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理すること</p>	<p>（大都市の特例） 第五十一条の十二（略） 2 前項の規定により指定都市の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（事務の区分） 第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三條の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三條の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理すること</p>

とされている事務は、第一号法定受託事務とする。
2・3 (略)

とされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。）とする。
2・3 (略)

改正案	現行
<p>（医療費の審査及び支払） 第五十三条（略） 2 4（略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。</p> <p>（裁決をすべき期間） 第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。</p> <p>一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日</p> <p>2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p>	<p>（医療費の審査及び支払） 第五十三条（略） 2 4（略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</u></p> <p>（裁決をすべき期間） 第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があつたときは、<u>五十日以内</u>に、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。</p> <p>〔新設〕 〔新設〕 2 審査請求人は、<u>前項の期間内に裁決がないときは</u>、厚生労働大臣又は都道府県知事が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p>

一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合
七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日
〔再審査請求〕

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは、「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

第八十四条の二（略）
2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

〔新設〕

〔新設〕
〔再審査請求〕

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「五十日」とあるのは「七十日」と読み替えるものとする。

第八十四条の二（略）
2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

○ クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（第三百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十四条の二の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>第十四条の二の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（不服申立て）</p> <p>第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p>	<p>（再審査請求）</p> <p>第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務（次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の特例） 第十六条の二 第十四条第一項第一号の規定により隔離されて いる者であつて当該隔離の期間が三十日を超えるもの又はその保 護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣 に審査請求をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて 当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、厚 生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審 査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離され た日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁 決をしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は前項の裁決（隔離の期間が三十日 を超える者に係るものに限る。）をしよ</p>	<p>（審査請求の特例） 第十六条の二 第十四条第一項第一号の規定により隔離されて いる者であつて当該隔離の期間が三十日を超えるもの又はその保 護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣 に審査請求（再審査請求を含む。次項及び第三項において同 じ。）をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて 当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行 政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき厚生労働 大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求 に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から 起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしない。 い。</p> <p>4 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて 当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行 政不服審査法に基づき検疫所長に審査請求をし、かつ、当該隔 離の期間が三十日を超えたときは、検疫所長は、直ちに、事件 を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知し なければならない。</p> <p>5 前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、 厚生労働大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規 定を適用する。</p> <p>6 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決（隔離の 期間が三十日を超える者に係るものに限る。）をし</p>

うとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

5 第三項の審査請求（隔離の期間が三十日を超えない者に係るものに限る。）については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第四節の規定は、適用しない。

〔削除〕

ようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
〔新設〕

（再審査請求）

第三十三条の二 この法律の規定により検疫所の支所又は出張所の長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 審査請求（第四十条―第四十二条） 第四章（略） 附則 第三章 審査請求 （審査請求期間等） 第四十条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条から起算して一年とする。</p> <p>2 行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。</p> <p>3 第一項に規定する処分又はその不作為についての審査請求書は、審査請求人の住所地の都道府県知事を経由して提出することができる。 （第四条第一項の政令で定める審議会等の意見の聴取） 第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たっては、第四条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない。 （時効の中断） 第四十二条 第四十条第一項に規定する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみな</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 不服申立て（第四十条―第四十二条の二） 第四章（略） 附則 第三章 不服申立て （異議申立期間等） 第四十条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。</p> <p>2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。</p> <p>3 第一項に規定する処分についての異議申立書又は審査請求書は、異議申立人又は審査請求人の住所地の都道府県知事を経由して提出することができる。 （第四条第一項の政令で定める審議会等の意見の聴取） 第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、第四条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない。 （時効の中断） 第四十二条 第四十条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみな</p>

す。

〔削除〕

〔削除〕
第五十条 (都道府県が処理する事務)
(略)

なす。

〔不服申立てと訴訟との関係〕

第四十二条の二 第四十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第五十条 (都道府県が処理する事務)
(略)

2 前項の政令においては、同項の規定に基づいてされる処分につき、異議申立てをすることができる旨及び審査請求をすべき期間について必要な規定を設けることができる。

○ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（第三百三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公営企業法の準用） 第十七条 地方公営企業法第三十八条並びに第三十九条第一項及び第三項から第六項までの規定は、地方公営企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員について準用する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第五項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受け、任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>（地方公営企業法の準用） 第十七条 地方公営企業法第三十八条並びに第三十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、地方公営企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員について準用する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第四項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受け、任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 罰則（第四十五条の二―第四十八条） 附則 （管轄審査官） 第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三百三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一条又は年金給付遅延加算金支給法第八条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。 一 日本年金機構（以下「機構」という。） （第四号に規定する処分を除く。） にあつては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五條第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この項及び第五條第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあっては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 罰則（第四十六条―第四十八条） 附則 （管轄審査官） 第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三百三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一条又は年金給付遅延加算金支給法第八条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。 一 日本年金機構（以下「機構」という。） （第四号に規定する処分を除く。） にあつては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五條第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この項及び第五條第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあっては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官</p>

<p>四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課若しくは徴収若しくは同法第九十六条の規定による処分又は年金給付遅延加算金支給法第六条第一項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による徴収金（給付遅延特別加算金（国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。第四条第一項において同じ。）に係るものに限る。）の賦課若しくは徴収若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第二項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその例によるものとされる同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官</p> <p>審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者</p> <p>二 審査請求人</p> <p>三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族</p> <p>四 審査請求人の代理人</p> <p>五 前二号に掲げる者であつた者</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七 第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人</p> <p>（標準審理期間）</p>	
---	--

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課若しくは徴収若しくは同法第九十六条の規定による処分又は年金給付遅延加算金支給法第六条第一項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による徴収金（給付遅延特別加算金（国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次条第一項において同じ。）に係るものに限る。）の賦課若しくは徴収若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第二項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその例によるものとされる同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

〔新設〕

第三条の二 厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めるときは、地方厚生局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(審査請求期間)

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付（国民年金法による給付並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。）及び給付遅延特別加算金を含む。）、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第一項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができな。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求がされたときは、第六条又は第七条第二項本文の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならぬ。

〔新設〕

(審査請求の期間)

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付（国民年金法による給付並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。）及び給付遅延特別加算金を含む。）、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第一項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

第九條の二 審査請求人及び前條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手續において、相互に協力するとともに、審査請求の手續の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭による意見の陳述)

第九條の三 審査官は、審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人の申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に係らない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対して、質問を発することができ。

(原処分の執行の停止等)

第十條 (略)

2 (略)

3 第一項の執行の停止は、審査請求があつた日から二月以内に審査請求についての決定がない場合において、審

2 (略)

〔新設〕

(口頭による意見の陳述)

第九條の二 審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(原処分の執行の停止等)

第十條 (略)

2 (略)

3 第一項の執行の停止は、審査請求があつた日から六十日以内に審査請求についての決定がない場合において、

査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。

4・5 (略)

(手続の併合又は分離)

第十条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

(文書その他の物件の提出)

第十条の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、証拠となるべき

文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした保険者は、当該原処分の理由となる事実

を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件

を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三・四 (略)

2・6 (略)

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十一条の二 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な

審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。

4・5 (略)

(手続の併合又は分離)

第十条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(新設)

(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三・四 (略)

2・6 (略)

(新設)

審理を行うため、第九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項に定める審査請求の手續（以下この条において「特定審査請求手續」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集し、あらかじめ、特定審査請求手續の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2| 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3| 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手續の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。

第十一條の三 審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十條の三第一項若しくは第二項又は第十一條第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し

〔新設〕

若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(本案の決定)

第十三条 審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 決定は、次に掲げる事項を記載し、決定をした審査官が記名押印した決定書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の主張の要旨

(本案の決定)

第十三条 審査官は、審理を終えたときは、審査請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、決定をした審査官が、これに署名押印しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

四 理由

2 (略)

(審査請求の制限)

第十七条の二 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(特定行為の禁止)

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 三 (略)

2 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第百八十九条第一項、船員保険法第百三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2 健康保険法第百九十条、船員保険法第百三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。

3 5 (略)

(保険者等に対する通知)

第三十三条 審査会は、再審査請求又は審査請求がされたときは、第四十四条において読み替えて準用する第六条又は第七条第二項本文の規定により当該再審査請求又は

(新設)

2 (略)

(不服申立ての制限)

第十七条の二 この節の規定に基づいて審査官がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(特定行為の禁止)

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 三 (略)

(新設)

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第百八十九条第一項、船員保険法第百三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第百九十条、船員保険法第百三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

3 5 (略)

(保険者等に対する通知)

第三十三条 審査会は、再審査請求又は審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名さ

審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者に通知しなければならない。

(参加)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求又は審査請求に参加する者のために、当該再審査請求又は審査請求への参加に関する一切の行為をすることができ。ただし、再審査請求又は審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

(意見の陳述等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による意見の陳述(以下この条において「意見陳述」という。)は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

5 意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者のする陳述が事件に係らない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

6 意見陳述に際し、当事者(原処分をした保険者を除く。及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求又は審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対して、質問を発することができる。) (審理のための処分)

れた者に通知しなければならない。

(参加)

第三十四条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(意見の陳述等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(審理のための処分)

第四十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 (略)
- 二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。
- 三 五 (略)

2 5 (略)

(調書)

第四十一条 (略)

2 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者は、厚生労働省令の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

3 第十一條の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

(裁決の方式)

第四十三条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査長及び合議に参与した審査員が記名押印した裁決書によりしななければならない。審査長又は合議に参与した審査員が記名押印することができないときは、合議に参与した審査員又は審査長が、その事由を付記して記名押印しななければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により

四 指名された者の主張の要旨
理由

第四十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 (略)
- 二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。
- 三 五 (略)

2 5 (略)

(調書)

第四十一条 (略)

2 利害関係人は、厚生労働省令の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(新設)

(裁決の方式)

第四十三条 裁決は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、審査長及び合議に参与した審査員が、これに署名押印しななければならない。審査長又は合議に参与した審査員が署名押印することができないときは、合議に参与した審査員又は審査長が、その事由を附記して署名押印しななければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(準用規定)

第四十四条 第三条の二、第五条の二から第七条まで、第九條の二、第十条の二、第十条の三、第十一条の二から第十三条まで、第十五条、第十六条の二及び第十七条の規定は、再審査請求又は審査請求の手續に、第十七条の二の規定は、この節の規定に基づいて審査会がした処分に準用する。この場合において、これらの規定(第十条の二、第十五条第三項及び第十七条の二を除く。)中「審査請求」とあるのは「再審査請求又は審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三條の二	厚生労働大臣	審査会
第五條の二	地方厚生局	厚生労働省
第二項及び第七條第二項	審査請求人	再審査請求人又は審査請求人
第九條の二	審査請求人及び前條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者及び第三十條第一項又は第二項の規定により指名された者
第十條の二	審査官	審査会
	審査請求	再審査請求若しくは審査請求
第十條の三	審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受け	当事者(原処分をした保険者を除く。)又は第三十條第一項

(準用規定)

第四十四条 第五条の二、第六条、第七条、第十条の二、第十二條、第十二條の二、第十三條、第十五條、第十六条の二及び第十七条の規定は、再審査請求又は審査請求の手續に、第十七条の二の規定は、この節の規定に基づいて審査会がした処分に準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、「審査請求人」とあるのは「再審査請求人又は審査請求人」と読み替えるものとする。

<p>第十一 条 の 三</p>	<p>第十一 条 の 二</p>	<p>第十一 条 の 一</p>	<p>第十一 条 の 見 出 し</p>
<p>特定審査請求手続</p>	<p>審査請求人又は第九 条第一項の規定に よって通知を受け た保険者その他の 利害関係人</p>	<p>審査請求人又は第九 条第一項の規定に よって通知を受け た保険者その他の 利害関係人</p>	<p>特定審査請求手続</p>
<p>特定再審査請求等手続</p>	<p>当事者又は同条第一 項若しくは第二項 の規定により指名 された者</p>	<p>当事者又は第三十 条第一項若しくは 第二項の規定によ り指名された者</p>	<p>若しくは第二項の 規定により指名さ れた者</p>

項	審査請求人及び第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人 審査請求人等	当事者及び第三十條第一項又は第二項の規定により指名された者 当事者等	第十一條の三の見出し	審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人 第十條の三第一項若しくは第二項又は第十一條第一項	当事者又は第三十條第一項若しくは第二項の規定により指名された者 第四十條第一項又は第四十四條において準用する第十條の三第一項若しくは第二項	第十一條の三第四項 第十二條の二第一項及び第十五條第一項	審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人 審査請求人	当事者（原処分をした保険者を除く。） 再審査請求人又は審査請求人	第三項	決定書	裁決書	第十五條	審査官	審査会
---	---	---------------------------------------	------------	---	--	---------------------------------	---	-------------------------------------	-----	-----	-----	------	-----	-----

第十五条 第四項	当該審査官 第九条第一項の規 定により通知を受 けた保険者その他 の利害関係人	審査会 当事者
第十七条	審査請求人	再審査請求人又は審 査請求人

第四十五条の二 第二十九条第二項の規定に違反して秘密金を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

改正案	現行
<p>（審査請求及び再審査請求） 第九十条（略）</p> <p>2 第一項の審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>3 第一項及び第二項の審査請求並びに第一項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項の審査請求及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び第九十条第一項の再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係） 第九十一条の三 第九十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>（審査請求及び再審査請求） 第九十条（略）</p> <p>2 第一項の審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項及び第二項の審査請求並びに第一項及び前項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項の審査請求及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第九十一条の三 第九十条第一項又は第九十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（第百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定登録機関がした処分等に係る審査請求） 第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て） 第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（第三百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 罰則（第五十一条の二―第五十四条） 附則 （管轄審査官） 第七条（略）</p> <p>2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者</p> <p>二 審査請求人</p> <p>三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族</p> <p>四 審査請求人の代理人</p> <p>五 前二号に掲げる者であつた者</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七 利害関係者（第十三条第一項に規定する利害関係者をいう。）</p> <p>（標準審理期間）</p> <p>第七条の二 厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めるときは、都道府県労働局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 罰則（第五十二条―第五十四条） 附則 （管轄審査官） 第七条（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

(審査請求期間)

第八条 審査請求は、審査請求人が原処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 (略)

(関係者に対する通知等)

第十三条 審査官は、審査請求がされたときは、第十条又は第十一条第二項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 (略)

(審査請求の手続の計画的進行)

第十三条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた者並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭による意見の陳述)

第十三条の三 審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てがあつたときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条におい

(審査請求期間)

第八条 審査請求は、審査請求人が原処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 (略)

(関係者に対する通知等)

第十三条 審査官は、審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 (略)

(新設)

(口頭による意見の陳述)

第十三条の二 審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(新設)

て「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者（第五条の規定により指名された者を除く。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を發することができ。

（手続の併合又は分離）

第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

（文書その他の物件の提出）

第十四条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政庁を除く。）は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（審理のための処分）

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 （略）

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者

〔新設〕

〔新設〕

（手続の併合又は分離）

第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

〔新設〕

（審理のための処分）

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 （略）

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者

に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三〇五 (略)

二〇六 (略)

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十六条の二 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第十三条の三、第十四条の三並びに第十五条第一項及び第四項に定める審査請求の手続（以下この条において「特定審査請求手続」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた者が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に通知するものとする。

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十六条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第

に対し当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三〇五 (略)

二〇六 (略)

[新設]

[新設]

一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 第十七条の二（略）

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九第二項の規定に該当する場合において、労働

2 第十七条の二（略）

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九第二項の規定による再審査請求がされたとき

者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならぬ。

(審査請求の制限)

第二十二条の二 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(特定行為の禁止)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一・二 (略)

2

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(再審査請求期間等)

第三十八条 労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求は、第二十条の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2

・3 (略)

(関係者に対する通知)

第四十条 審査会は、再審査請求がされたときは、第五十条において読み替えて準用する第十条又は第十一条第二

は、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審理を終えたときは、審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならぬ。

(不服申立ての制限)

第二十二条の二 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(特定行為の禁止)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一・二 (略)

2

(新設)

(再審査請求期間等)

第三十八条 労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求は、第二十条の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

2

・3 (略)

(関係者に対する通知)

第四十条 審査会は、再審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査請求の結果について利害関係の

項の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、原処分をした行政庁、再審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（参加）

第四十一条（略）

2（略）

3 再審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求に参加する者のために、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（意見の陳述等）

第四十五条（略）

2（略）

3 第一項の規定による意見の陳述（以下この条において「意見陳述」という。）は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

4 意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十六条の規定により指名された者のする陳述が事件に係る関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 意見陳述に際し、当事者（原処分をした行政庁を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

（審理のための処分等）

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において

ある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（参加）

第四十一条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

（意見の陳述等）

第四十五条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

〔新設〕

（審理のための処分等）

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において

て、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 六 (略)

2 七 (略)

(調書)

2 第四十七条 (略)

(略)

3 第十六条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

(再審査請求の取下げ)

2 第四十九条 (略)

(略)

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九第二項の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一・二 (略)

(準用規定)

第五十条 第七条の二、第九条の二から第十一条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七条まで、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二條の二までの規定は、審査会が行

て、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 六 (略)

2 七 (略)

(調書)

2 第四十七条 (略)

(略)

〔新設〕

(再審査請求の取下げ)

2 第四十九条 (略)

(略)

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九第二項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一・二 (略)

(準用規定)

第五十条 第九条の二、第十条、第十一条、第十四条、第十四条の二、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二條の二までの規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合におい

第七條の二	厚生労働大臣 都道府県労働局	審査会 厚生労働省
第九條の二第二項及び第十條第二項	審査請求人	再審査請求人
第十三條の二	審査請求人及び前條第一項の規定により通知を受けた	当事者及び第三十六條の規定により指名された
第十四條第四項	審査請求人	再審査請求人
第十四條第三項	審査請求人又は第十三條第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政庁を除く。）	当事者（原処分をした行政庁を除く。）又は第三十六條の規定により指名された者
第十六條の二の見出し	特定審査請求手続	特定再審査請求手続
第十六條の二第一	第十三條の三、第十四條の三並びに	第四十五條、第四十六條第一項及び第四

う再審査請求の手続について準用する。この場合において、これらの規定（第二十二條の二を除く。）中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

て、これらの規定中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、「第十七條中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、「第二十條第四項及び第二十一條中「第十三條第一項」とあるのは「第四十條」と、「第二十條及び第二十二條中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と読み替えるものとする。

〔新設〕

項の第三十一		出の三の見		項の第二十六		項の第二十六		項の第二十二		項	
第十四条の三第一	項若しくは第二項又は第十五条第一	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	審査請求人等	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	審査請求人又は同項の規定により通知を受けた	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	第十五条第一項及び第四項	項並びに第五十条において準用する第十四条の三
第十四条の三第一	項若しくは第二項又は第十五条第一	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	再審査請求人等	審査請求人及び第十三条第一項の規定により指名された	特定審査請求手続	審査請求人及び第十三条第一項の規定により指名された	審査請求人又は同項の規定により指名された	審査請求人又は第十三条第一項の規定により指名された	審査請求人又は第十三条第一項の規定により指名された	特定再審査請求手続	項並びに第五十条において準用する第十四条の三
第十四条の三第一	項若しくは第二項又は第十五条第一	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた	再審査請求人等	審査請求人及び第十三条第一項の規定により指名された	特定再審査請求手続	審査請求人及び第十三条第一項の規定により指名された	審査請求人又は第十三条第一項の規定により指名された	審査請求人又は第十三条第一項の規定により指名された	審査請求人又は第十三条第一項の規定により指名された	特定再審査請求手続	項並びに第五十条において準用する第十四条の三

第十六条の三第四項	審査請求人又は第十三条第一項	再審査請求人又は第四十条
第十七条	審査請求人	当事者
第二十條 第一項から第三項まで	審査請求人	再審査請求人
第二十條 第四項及び第二十一条	第十三条第一項	第四十条
第二十二條	審査請求人	再審査請求人

第五十一条の二 第三十五条第三項の規定に違反して秘密金を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

○ 引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第九号）（第四百十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 審査請求（第十五条・第十六条） 第四章（略） 附則 第三章 審査請求 （審査請求期間） 第十五条 引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、その処分 の通知を受けた日の翌日から起算して一年とする。 2 行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。</p> <p>（時効の中断） 第十六条 前条第一項に規定する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。 （都道府県が処理する事務） 第二十三条（略） 〔削除〕</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 不服申立て（第十五条・第十六条） 第四章（略） 附則 第三章 不服申立て （異議申立期間） 第十五条 引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。 2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。</p> <p>（時効の中断） 第十六条 前条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。 （都道府県が処理する事務） 第二十三条（略） 2 第十五条の規定は、前項の規定に基づいてされる処分 についての審査請求に準用する。この場合において、同 条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一 項本文」と読み替えるものとする。</p>

○ 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）（第四百四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第二十一条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第二十一条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（地方公共団体による買収） 第四十二条（略） 2 6 （略） 7 第三項の規定による裁定についての審査請求においては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 （審査請求） 第四十八条の三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（地方公共団体による買収） 第四十二条（略） 2 6 （略） 7 第三項の規定による裁定についての異議申立てにおいては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 （不服申立て） 第四十八条の三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の期間及び方式） 第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。 （保険者に対する通知） 第一百条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。 （政令への委任） 第一百二条 この章及び行政不服審査法に規定するものは、か、審査会及び審査請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（審査請求の期間及び方式） 第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。 （保険者に対する通知） 第一百条 審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。 （政令への委任） 第一百二条 この章及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定するものは、か、審査会及び審査請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。</p>

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第百一条（略） 2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 （略） 5 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章（第十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p> <p>6・7 （略） （審査請求と訴訟との関係） 第百一条の二 前条第一項に規定する処分（被保険者の資格に關する処分又は給付に關する処分（共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關する処分を除く。）に限る。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>（準用規定） 第百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替える</p>	<p>（不服申立て） 第百一条（略） 2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 （略） 5 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。</p> <p>6・7 （略） （再審査請求と訴訟との関係） 第百一条の二 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>（準用規定） 第百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替える</p>

ものとする。

(略)	第百一条の二	第百一条から第三項まで及び第五項	第一欄
(略)	加入員及び会員の資格に関する処分又は年金若しくは一時金に関する処分に不服がある者	加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三条及び第百三十七条の二十一において準用する第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者	第二欄
(略)	前条第一項		第三欄
(略)	第百三十八条において準用する第百一条第一項		第四欄

ものとする。

(略)	〔新設〕	第百一条及び第三項から第五項並びに第百一条の二	第一欄
(略)		加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三条及び第百三十七条の二十一において準用する第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者	第二欄
(略)		前条第一項	第三欄
(略)		この条において準用する第百一条第一項	第四欄

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（第四百四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査の申立て） 第八十四条（略）</p> <p>2 前項の審査の申立ては、申立人が異議に係る事実を知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 6（略）</p>	<p>（審査の申立て） 第八十四条（略）</p> <p>2 前項の審査の申立ては、申立人が異議に係る事実を知つた日から二月以内にしなければならぬ。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 6（略）</p>

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第十八条 第十三条第二項（第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。次条第一項及び第二項において同じ。）の決定又はその不作為についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十九条第二項から第四項まで及び第五項（第三号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十九条 第十三条第二項の決定についての審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。</p> <p>2 第十三条第二項の決定の不作為についての審査請求の裁決は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であつた者についてじん肺管理区分を決定するものとする。</p> <p>4 第十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の審査請求があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものと</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第十八条 第十三条第二項（第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の決定についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条に規定する事項のほか、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十九条 前条第一項の審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第一項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であつた者についてじん肺管理区分を決定するものとする。</p> <p>3 第十三条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の審査請求があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものと</p>

する。

5| 第十三条第三項及び第四項の規定は、第二項の審査請求があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

6| 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前二項において準用する第十三条第三項若しくは第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

7| 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第五十一条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を厚生労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

8| 行政不服審査法第四十三条第一項の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。この場合において、当該審査請求についての同法第四十四条の規定の適用については、同条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは、「じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第十九条第一項の中央じん肺診査医の診断若しくは審査又は同条第二項の地方じん肺診査医の診断若しくは審査を経たとき」とする。

のとする。

〔新設〕

4| 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第三項若しくは第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5| 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を厚生労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。
〔新設〕

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（第四百四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（徴収金の徴収に関する審査請求） 第六十五条 納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（徴収金の徴収に関する不服申立て） 第六十五条 納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第六十六条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
 （第四百四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による調査の実施） 第十三条の二（略） 2 5 4 （略） 5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号第二十五号）第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。 （機構による医薬品等審査等の実施） 第十四条の二（略） 2 5 4 （略） 6 機構が行う医薬品等審査に係る処分（医薬品等審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。 （機構による医療機器等審査等の実施） 第二十三条の二の七（略） 2 5 4 （略） 6 機構が行う医療機器等審査に係る処分（医療機器等審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚</p>	<p>（機構による調査の実施） 第十三条の二（略） 2 5 4 （略） 5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。 （機構による医薬品等審査等の実施） 第十四条の二（略） 2 5 4 （略） 6 機構が行う医薬品等審査に係る処分（医薬品等審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。 （機構による医療機器等審査等の実施） 第二十三条の二の七（略） 2 5 4 （略） 6 機構が行う医療機器等審査に係る処分（医療機器等審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚</p>

生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(機構による調査の実施)

第二十三条の二十三 (略)

2 4 (略)

5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(機構による再生医療等製品審査等の実施)

第二十三条の二十七 (略)

2 5 (略)

6 機構が行う再生医療等製品審査等に係る処分（再生医療等製品審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(検定)

第四十三条 (略)

2 3 (略)

4 第一項及び第二項の検定の結果又はその不作為については、審査請求をすることができない。
(機構による登録等の実施)

生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(機構による調査の実施)

第二十三条の二十三 (略)

2 4 (略)

5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(機構による再生医療等製品審査等の実施)

第二十三条の二十七 (略)

2 5 (略)

6 機構が行う再生医療等製品審査等に係る処分（再生医療等製品審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(検定)

第四十三条 (略)

2 3 (略)

4 第一項及び第二項の検定の結果については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
(機構による登録等の実施)

第八十条の十 (略)

2 4 (略)

5 機構が行う第三項の申請に係る登録若しくはその不作為、申請の却下又は登録の抹消については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第八十条の十 (略)

2 4 (略)

5 機構が行う第三項の申請に係る登録若しくはその不作為、申請の却下又は登録の抹消については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（第四百九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。</p> <p>（裁決をすべき期間）</p> <p>第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日</p> <p>2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日</p>	<p>（異議申立て）</p> <p>第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>（決定又は裁決をすべき期間）</p> <p>第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 異議申立人又は審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>〔新設〕</p>

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

(再審査請求)

第二十条 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

〔削除〕

〔新設〕

(再審査請求)

第十九条の二 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十三条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十条 第十七条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

改正案	現行
<p>(審査請求)</p> <p>第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当（以下「手当」という。）の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。</p> <p>(裁決をすべき期間)</p> <p>第二十九条 都道府県知事又は指定都市の長は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日</p> <p>2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事又は指定都市の長が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日</p>	<p>(異議申立て)</p> <p>第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当（以下「手当」という。）の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>(決定又は裁決をすべき期間)</p> <p>第二十九条 都道府県知事又は指定都市の長は、手当の支給に関する処分についての異議申立て、審査請求又は再審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て、審査請求又は再審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 異議申立人、審査請求人又は再審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事又は指定都市の長が異議申立て、審査請求又は再審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>〔新設〕</p>

3 | 二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日
第一項（各号を除く。）及び前項（各号を除く。）の

規定は、次条第二項に規定する再審査請求について準用する。この場合において、これらの規定中「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「六十日以内」と、前項中「補正した日。第一号において同じ。」とあるのは「補正した日」と読み替えるものとする。

（不服申立て）

第三十条 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 |

指定都市の長が特別児童扶養手当の支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第三十二条 削除

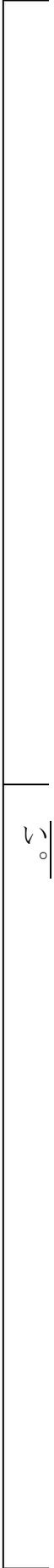
〔新設〕
〔新設〕

（再審査請求）

第三十条 指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。
〔新設〕

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十二条 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。



い
。

○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（第一百五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第三十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は第一項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。</p>	<p>（不服申立て） 第三十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。</p>

改正案	現行
<p>（社会保険労務士の業務）</p> <p>第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られるもの）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。</p> <p>一の二 （略）</p> <p>一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関する当該行政機関等に対する主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。</p> <p>一の四 三 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（審査請求）</p> <p>第十三条の二 連合会が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対して</p>	<p>（社会保険労務士の業務）</p> <p>第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られるもの）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。</p> <p>一の二 （略）</p> <p>一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関する当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。</p> <p>一の四 三 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（審査請求）</p> <p>第十三条の二 連合会が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対して</p>

<p>審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第百六号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求）</p> <p>第十四条の八 第十四条の六第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>2 第十四条の五の規定により登録の申請をした者は、申請を行った日から三月を経過してもなんらの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求のあつた日に、連合会が第十四条の六第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。</p> <p>3 前二項の場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。</p> <p>（登録の取消し）</p> <p>第十四条の九（略）</p> <p>2 第一項の規定により登録を取り消された者は、当該処分不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第一項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。</p>	
<p>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第十四条の八 第十四条の六第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、厚生労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>	<p>2 第十四条の五の規定により登録の申請をした者は、申請を行った日から三月を経過してもなんらの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、厚生労働大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求のあつた日に、連合会が第十四条の六第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。</p> <p>3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、厚生労働大臣は、連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>（登録の取消し）</p> <p>第十四条の九（略）</p> <p>2 前条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。</p>	

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第百五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 行政手続法との関係（第三十七条・第三十八条） 第六章・第七章（略） 附則 第五章 行政手続法との関係 （行政手続法の適用除外） 第三十七条（略） 〔削除〕 第三十八条 削除</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第四章の二 行政手続法との関係（第三十六条の二） 第五章 不服申立て及び訴訟（第三十七条・第三十八条） 第六章・第七章（略） 附則 第四章の二 行政手続法との関係 （行政手続法の適用除外） 第三十六条の二（略） 第五章 不服申立て及び訴訟 （不服申立て） 第三十七条 事業主は、第十五条第三項又は第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。 （不服申立てと訴訟との関係） 第三十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（第百五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
第十九条 (略)	(略)	(略)	第十九条 (略)	(略)	(略)
<p>3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十七条から第三十条まで、第三十七條、第四十一条から第四十三条まで並びに附則第十二条の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>			<p>3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十七条から第三十条まで、第三十六條の二から第三十八条まで、第四十一条から第四十三条まで並びに附則第十二条の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>		

○ 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（第百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定登録機関がした処分等に係る審査請求） 第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て） 第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（第百五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求）</p> <p>第十三条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第十三条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（第百五十七條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（時効） 第二十三条（略） 2 児童手当の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。 3（略）</p> <p>第二十五条 削除</p>	<p>（時効） 第二十三条（略） 2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。 3（略） （不服申立てと訴訟との關係） 第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（第百五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。</p> <p>2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定、型式検定又は免許試験の結果についての処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（免許試験の結果についての処分を除く。）若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（不服申立て） 第六十九条（略） 2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章（第十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係） 第七十一条 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕</p>	<p>（不服申立て） 第六十九条（略） 2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>4 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第七十一条 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（第六百六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関等がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第四十五条 指定試験機関が行う試験事務又は指定登録機 関が行う登録事務に係る処分又はその不作為については 、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができる。こ の場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平 成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三 項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第 四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関 又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関等がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第四十五条 指定試験機関が行う試験事務又は指定登録機 関が行う登録事務に係る処分又はその不作為については 、厚生労働大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法 律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第百五十四条 この法律に基^レづく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第^レ号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第百五十四条 この法律に基^レづいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（審査請求） 第七十八条 この法律に基づく基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、基金の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第七十八条 この法律に基づいてした基金の処分による不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る<u>審査請求</u>） 第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る<u>不服申立て</u>） 第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

○ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（第百六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） <u>第三十三条</u> 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）<u>第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</u></p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て） <u>第三十三条</u> 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求をすることができる。</p>

○ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（第百六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て） 第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求をすることができる。</p>

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（第百六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第四十一条 食鳥検査の結果については、審査請求をすることができない。</p> <p>2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分（検査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定検査機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>4 3 （略） 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が第三十八条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p> <p>（手数料） 第四十二条 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき食鳥検査に係る手数料を徴収する場合において</p>	<p>（不服申立て） 第四十一条 食鳥検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分（検査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>3 （略） （新設）</p> <p>（手数料） 第四十二条 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき食鳥検査に</p>

ては、第二十一条第一項の規定により指定検査機関が行
う食鳥検査を受けようとする者に、条例で定めるところ
により、当該手数料を当該指定検査機関へ納めさせ、そ
の収入とすることができる。

係る手数料を徴収する場合においては、第二十一条第一
項の規定により指定検査機関が行う食鳥検査を受けよう
とする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を
当該指定検査機関へ納めさせ、その収入とすることがで
きる。

○ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（第百六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定登録機関がした処分等に係る<u>審査請求</u>） 第二十六条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、<u>行政不服審査法</u>（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定登録機関がした処分等に係る<u>不服申立て</u>） 第二十六条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（第百六十八号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（診療報酬の審査及び支払） 第十五条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。</p> <p>（不服申立て） 第五十条（略） 2 広島市又は長崎市の長が前項に規定する交付又は支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p>	<p>（診療報酬の審査及び支払） 第十五条（略） 2 4 （略） 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</u></p> <p>（再審査請求） 第五十条（略） 〔新設〕</p>

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（第百六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （旧適用法人共済組合による従前の処分等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三十一条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同項第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に關する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方厚生局」と、同項第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは「平成</p>	<p>附則 （旧適用法人共済組合による従前の処分等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三十一条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同項第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に關する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方厚生局」と、同条第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは「平成八年改</p>

八年改正法附則第七條第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）若しくは」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

正法附則第七條第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）若しくは」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）（第百六十九條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （旧農林共済組合による従前の処分等） 第九條（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一項第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同項第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成一三年統合法」という。）附則第九條第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この項及び第五条第二項につき經由した機構の事務所がある場合に於ては、当該經由した機構の事務所（年金事務所）を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。」の所在地</p>	<p>附則 （旧農林共済組合による従前の処分等） 第九條（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同項第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成一三年統合法」という。）附則第九條第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この項及び第五条第二項につき經由した機構の事務所がある場合に於ては、当該經由した機構の事務所（年金事務所）を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。」の所在地を管轄</p>

を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所
地を管轄する地方厚生局」と、同項第三号中「厚生労働
大臣がした」とあるのは「平成十三年統合法附則第九條
第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされ
た」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚
生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合に
あつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場
合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌
する従たる事務所）若しくは」とあるのは「審査請求
人の住所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所地を管
轄する地方厚生局」と、同条第三号中「厚生労働大臣が
した」とあるのは「平成十三年統合法附則第九條第一項
の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」と
、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又
は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつて
は、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあ
つては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従
たる事務所）若しくは」とあるのは「審査請求人の住
所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第七十條關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求） 第七十四條 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の期間及び方式） 第九十二條 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（市町村に対する通知） 第九十三條 保険審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村及びその他の利害關係人に通知しなければならない。</p>	<p>（審査請求） 第七十四條 この法律に基づいてした支払基金の処分 不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求の期間及び方式） 第九十二條 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（市町村に対する通知） 第九十三條 保険審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害關係人に通知しなければならない。</p>

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第七十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求の期間及び方式） 第九十二条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（市町村に対する通知） 第九十三条 保険審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>（審査請求） 第七十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求の期間及び方式） 第九十二条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（市町村に対する通知） 第九十三条 保険審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>

○ 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）（第一百七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る<u>審査請求</u>） 第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、<u>行政不服審査法</u>（平成二十六年法律第<u>号</u>）<u>第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用</u>については、<u>指定試験機関の上級行政庁</u>とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る<u>不服申立て</u>） 第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

○ 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）（第百七十三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定登録機関がした処分等に係る審査請求） 第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て） 第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求をすることができる。</p>

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第百七十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の特例） 第二十五条 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求及び再々審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。</p> <p>2 （略） 3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。</p> <p>5・6 （略） 7 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六</p>	<p>（審査請求の特例） 第二十五条 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。</p> <p>2 （略） 3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）</u>に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、<u>行政不服審査法</u>に基づき都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。</p> <p>5・6 （略） 〔新設〕</p>

年法律第 号) 第二章第四節の規定は、適用しない。

第四十条 (略)

2 5 6 (略)

7 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(不服申立て)

第六十五条 この法律に規定する事務のうち保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができ

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十六条並びに第十六条の二を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第

(診療報酬の請求、審査及び支払)
第四十条 (略)

2 5 6 (略)

7 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(再審査請求)

第六十五条 この法律に規定する事務のうち保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができ

〔新設〕

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十六条並びに第十六条の二を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第

二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十二条、第三十条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章（第四十六条第五項及び第七項、第五十条第五項、同条第七項において準用する第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。）並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十二条、第三十条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章（第四十六条第五項及び第七項、第五十条第五項、同条第七項において準用する第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。）並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第十条の五 <u>臨検等に係る処分については、審査請求を</u>する ことができな</p>	<p>（<u>不服申立ての制限</u>） 第十条の五 <u>臨検等に係る処分については、行政不服審査</u> 法（昭和三十七年法律第百六十号）による<u>不服申立てを</u> することができな</p>

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（第七十六條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査の申立て等） 第三十五条（略） 2 抛出金の督促及び滞納処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査の申立て等） 第三十五条（略） 2 抛出金の督促及び滞納処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第七十七條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自立支援医療費等の審査及び支払） 第七十三條（略） 2 5 （略） 6 第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定については、審査請求をすることができない。</p> <p>（審査請求の期間及び方式） 第一百一條 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（市町村に対する通知） 第一百二條 都道府県知事は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村及びその他の利害關係人に通知しなければならぬ。</p>	<p>（自立支援医療費等の審査及び支払） 第七十三條（略） 2 5 （略） 6 第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>（審査請求の期間及び方式） 第一百一條 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（市町村に対する通知） 第一百二條 都道府県知事は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害關係人に通知しなければならぬ。</p>

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（第百七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 国家公務員共済組合法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審査請求に関する特例等（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第九章 地方公務員等共済組合法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審査請求に関する特例等（第五十条―第五十三条）</p> <p>第十章 私立学校教職員共済法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審査請求に関する特例等（第五十五条―第五十七条）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第八章 国家公務員共済組合法関係</p> <p>第二節 審査請求に関する特例等（国共済法の規定による審査請求のの特例）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十九条第二項及び第四項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 国家公務員共済組合法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 不服申立てに関する特例等（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第九章 地方公務員等共済組合法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 不服申立てに関する特例等（第五十条―第五十三条）</p> <p>第十章 私立学校教職員共済法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 不服申立てに関する特例等（第五十五条―第五十七条）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第八章 国家公務員共済組合法関係</p> <p>第二節 不服申立てに関する特例等（国共済法の規定による審査請求のの特例）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求</p>

があつたものとみなす。

3 (略)

第九章 地方公務員共済組合法関係

第二節 審査請求に関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十一条 (略)

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十九条第二項及び第四項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 (略)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第二節 審査請求に関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十六条 (略)

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十九条第二項及び第四項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 (略)

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手續の特例)

第五十八条 (略)

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求期間又は同条第一項の規定による再審査請求期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

があつたものとみなす。

3 (略)

第九章 地方公務員共済組合法関係

第二節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十一条 (略)

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 (略)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第二節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十六条 (略)

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 (略)

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手續の特例)

第五十八条 (略)

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

3
す。
(略)

3
みなす。
(略)

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）（第一百七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求等） 第十一条 厚生労働大臣のした特例納付保険料の徴収の処分又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第九十一条第一項及び第九十一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。</p>	<p>（審査請求等） 第十一条 厚生労働大臣のした特例納付保険料の徴収の処分又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。</p>

○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（第百八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第八条（略） 2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</p> <p>（行政不服審査法の適用関係） 第十条 前二条の審査請求及び第八条第一項の再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係） 第十一条 第八条第一項又は第九条に規定する処分（保険給付遅延特別加算金の支給又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分に限る。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>（不服申立て） 第八条（略） 2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>（行政不服審査法の適用関係） 第十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第十一条 第八条第一項又は第九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第百八十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十四条（時効）（略）</p> <p>2 子ども手当の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十六条 削除</p>	<p>第二十四条（時効）（略）</p> <p>2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第二十六条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（時効） 第二十八条（略） 2 子ども手当の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。 3 （略）</p> <p>第三十条 削除</p>	<p>（時効） 第二十八条（略） 2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。 3 （略） （不服申立てと訴訟との関係） 第三十条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（第八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置） 第二百二十二条（略）</p> <p>2 前項の審査請求に関する審査会法第一条第一項、第三条第一項第二号及び第九条第一項の規定の適用については、審査会法第一条第一項中「除く。以下同じ。」とあるのは「除き、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十四条において準用する場合を含む。」と、「審査請求」とあるのは「審査請求（平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同じ。）」と、同号中「健康保険組合」とあるのは「健康保険組合、平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）若しくは同条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）」と、「した処分」とあるのは「した処分（存続連合会がした処分にあつては、平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）」と、審査会法第九条第一項中「保険者（</p>	<p>附則 （社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置） 第二百二十二条（略）</p> <p>2 前項の審査請求に関する審査会法第一条第一項、第三条第一項第二号及び第九条第一項の規定の適用については、審査会法第一条第一項中「除く。以下同じ。」とあるのは「除き、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、「審査請求」とあるのは「審査請求（平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同じ。）」と、審査会法第三条第二号中「健康保険組合」とあるのは「健康保険組合、平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）若しくは同条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）」と、「した処分」とあるのは「した処分（存続連合会がした処分にあつては、平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）」と、審査会法第九条第一項中「</p>

とあるのは「保険者（存続厚生年金基金若しくは存続連
 合会、」とする。
 3 社会保険審査会は、審査会法第十九条の規定にかかわ
 らず、同条に規定するもののほか、附則第八十四条にお
 いて準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項の規
 定による再審査請求及び附則第六十八条の規定によりな
 お従前の例によることとされた再審査請求並びに附則第
 八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十
 一条第一項の規定による審査請求及び附則第六十八条の
 規定によりなお従前の例によることとされた審査請求の
 事件を取り扱う。
 4 (略)
 (厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に
 関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第四百四十一条 (略)
 2・3 (略)
 4 存続厚生年金基金のした第一項の規定によりなおその
 効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第五
 条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）
 の規定によりその例によるものとされる附則第五条第一
 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正
 前厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する
 改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、
 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するも
 のとされた改正前厚生年金保険法の規定による処分とみ
 なして、附則第八十四条において準用する厚生年金保険
 法第九十一条第一項及び第九十一条の二の規定並びに附
 則第二百二十二条第二項及び第四項の規定により読み替
 えて適用する審査会法の規定を適用する。

5
 (略)

保険者（とあるのは「保険者（存続厚生年金基金若し
 くは存続連合会、」とする。
 3 社会保険審査会は、審査会法第十九条の規定にかかわ
 らず、同条に規定するもののほか、附則第八十四条にお
 いて準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び
 第三項の規定による再審査請求並びに附則第六十八条の
 規定によりなお従前の例によることとされた再審査請求
 並びに附則第八十四条において準用する改正後厚生年金
 保険法第九十一条第一項の規定による審査請求並びに附
 則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとさ
 れた審査請求の事件を取り扱う。
 4 (略)
 (厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に
 関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第四百四十一条 (略)
 2・3 (略)
 4 存続厚生年金基金のした第一項の規定によりなおその
 効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第五
 条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）
 の規定によりその例によるものとされる附則第五条第一
 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正
 前厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する
 改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、
 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するも
 のとされた改正前厚生年金保険法の規定による処分とみ
 なして、附則第八十四条において準用する厚生年金保険
 法第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の
 三の規定並びに附則第二百二十二条第二項及び第四項の規
 定により読み替えて適用する審査会法の規定を適用する

5
 (略)

6 社会保険審査官又は社会保険審査会は、審査会法第一
条第一項及び第十九条の規定にかかわらず、前項におい
て準用する厚生年金保険法第九十条第一項及び第九十一
条第一項の規定による審査請求及び再審査請求の事件を
取り扱う。

7
・8 (略)

6 社会保険審査官又は社会保険審査会は、審査会法第一
条第一項及び第十九条の規定にかかわらず、前項におい
て準用する厚生年金保険法第九十条第一項及び第三項並
びに第九十一条第一項の規定による審査請求及び再審査
請求の事件を取り扱う。

7
・8 (略)

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第八十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による調査の実施） 第三十八条（略） 2～4（略） 5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（機構による調査の実施） 第三十八条（略） 2～4（略） 5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第

号）

（第百八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定医療費の審査及び支払） 第二十五条（略） 25（略） 6 第一項の規定による特定医療費の額の決定については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（特定医療費の審査及び支払） 第二十五条（略） 25（略） 6 第一項の規定による特定医療費の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百三十一条 農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。</p> <p>② (略)</p> <p>第百四十一条 農業共済組合連合会は、再保険に関する事項について不服があるときは、農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。</p> <p>② (略)</p>	<p>第百三十一条 農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について当該農業共済組合連合会に対して訴を提起するには、都道府県農業共済保険審査会の審査を経なければならぬ。</p> <p>② (略)</p> <p>第百四十一条 農業共済組合連合会が再保険に関する事項について政府に対して訴えを提起するには、農漁業保険審査会の審査を経なければならない。</p> <p>② (略)</p>

○ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（第八十七号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し） 第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合） つては、当該不備が補正された日）から二月以内にこれについて裁決をしなければならない。 （監督処分） 第十四条（略） 2、4（略） 「削除」</p>	<p>（職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し） 第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の規定による処分についての異議申立てを受けたときは、その申立てを受けた日から二箇月以内にこれについて決定をしなければならない。</p> <p>5 前各項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。</p> <p>2、4（略） 第十四条（略）</p>

改正案	現行
<p>（異議の申出） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の異議の申出には、<u>行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）中審査請求に関する規定（同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十三条を除く。）</u>を準用する。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第二項の規定による決定及び前項の規定による却下又はこれらの不作為については、<u>審査請求をすることができない。</u></p> <p>（土地改良区の成立） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 4（略）</p> <p>5 第一項の規定による認可及びその認可に係る土地改良事業計画による事業の施行については、<u>審査請求をすることができない。</u></p> <p>（土地改良区の行為についての審査請求） 第四十六条 土地改良区がこの款の規定によつてした処分については、<u>行政不服審査法第二条及び第四条第一号の規定により審査請求をすることができないものとする。</u></p> <p>2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、<u>当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日とする。</u></p> <p>（急施の場合）</p>	<p>（異議の申出） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の異議の申出には、<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五条並びに同法第四十八条で準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項を除く。）</u>を準用する。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第二項の規定による決定及び前項の規定による却下については、<u>行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</u></p> <p>（土地改良区の成立） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 4（略）</p> <p>5 第一項の規定による認可及びその認可に係る土地改良事業計画による事業の施行については、<u>行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</u></p> <p>（土地改良区の行為についての不服申立て） 第四十六条 土地改良区がこの款の規定によつてした処分については、<u>行政不服審査法第六条第一号の規定により異議申立てをすることができないものとする。</u></p> <p>2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、<u>当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。</u></p> <p>（急施の場合）</p>

<p>第四十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。</p> <p>第五十二条の四 (略)</p>	<p>2 前項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、審査請求をすることができない。</p> <p>(国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)</p> <p>第八十七条 (略)</p>	<p>3 第一項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、審査請求をすることができない。</p> <p>(国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)</p> <p>第八十七条 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p> <p>6 第一項の土地改良事業計画についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日とする。</p> <p>7 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、適用しない。</p>	<p>8 第六項の審査請求がされたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は(その審査請求に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合)において、当該関係都府県知事(その協議により)、第八条第二項に掲げる技術者の意見を聴いて、第五項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを裁決してなければならない。</p> <p>9 国又は都道府県は、第六項の審査請求がないとき、又は審査請求があつた場合においてその全てについて前項の規定による裁決があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。</p> <p>10 第一項の土地改良事業計画による事業の施行について</p>
<p>第四十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>第五十二条の四 (略)</p>	<p>2 前項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>(国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)</p> <p>第八十七条 (略)</p>	<p>3 第一項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>(国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)</p> <p>第八十七条 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p> <p>6 第一項の土地改良事業計画についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内とする。</p> <p>7 前項の規定による異議申立てを受けたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は(その異議申立てに係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合)において、当該関係都府県知事(その協議により)、第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第五項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。</p> <p>8 国又は都道府県は、第六項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。</p> <p>9 第一項の土地改良事業計画による事業の施行について</p>	

は、審査請求をすることができない。

〔削除〕

（計画の変更等）

第八十七条の三（略）

2（略）

14 第一項、第七項又は第十二項の規定による計画の変更

又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項又は前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

15（略）

（急施の場合）

第八十八条（略）

2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

（国又は都道府県の行う換地処分等）

第八十九条の二（略）

2・3（略）

4 第一項の換地計画を定めた場合には、第五十二条の四第二項及び第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五十二条の四第二項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第八項中「第八条第二項に掲げる技術者の意見を聴いて、第五項」と

は、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

10 第一項の土地改良事業計画に不服がある者は、第七項の規定による決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

（計画の変更等）

第八十七条の三（略）

2（略）

14 第一項、第七項又は第十二項の規定による計画の変更

又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項又は前項において準用する第八十七条第五項から第七項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

15（略）

（急施の場合）

第八十八条（略）

2 前項の応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（国又は都道府県の行う換地処分等）

第八十九条の二（略）

2・3（略）

4 第一項の換地計画を定めた場合には、第五十二条の四第二項及び第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五十二条の四第二項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第七項中「第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第五項」と

あるのは「第五項」と、同条第九項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行つてはならない」と、同条第十項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

5 14 (略)

(国営土地改良事業の負担金)

第九十条 (略)

2 10 (略)

11 第二項から第四項まで、第六項又は第八項の規定による処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日とする。

12 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、適用しない。

13 都道府県知事又は市町村長は、第十一項の審査請求がされたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを裁決しなければならない。

(国営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十条の二 (略)

2 7 (略)

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を準用する。

9 (略)

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 (略)

2 5 (略)

6 第一項、第四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を

あるのは「第五項」と、同条第八項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行つてはならない」と、同条第九項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

5 14 (略)

(国営土地改良事業の負担金)

第九十条 (略)

2 10 (略)

11 第二項から第四項まで、第六項又は第八項の規定による処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

〔新設〕

12 都道府県知事又は市町村長は、前項の異議申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。

(国営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十条の二 (略)

2 7 (略)

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十一項及び第十二項の規定を準用する。

9 (略)

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 (略)

2 5 (略)

6 第一項、第四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十一項及び第十二項の規定を準

準用する。

(土地改良事業の変更等)
第九十六条の三 (略)

2 5 (略)

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続(前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続)を省略することができる。

第九十八条 (略)

2 5 (略)

6 都道府県知事は、前項の審査の申立てがされたときは、審査の申立てがされた日(次項において準用する行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から六十日以内にこれを裁決しなければならない。

7 第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定(同法第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文を除く。)を準用する。

8 11 (略)

12 8 第四項若しくは第六項の規定による決定若しくは裁決又はこれらの不作為及び第八項の規定による認可については、審査請求をすることができない。

(土地改良区の交換分合計画の決定手続)
第九十九条 (略)

2 8 (略)

9 第七項の異議の申出には、行政不服審査法中審査請求

用する。

(土地改良事業の変更等)
第九十六条の三 (略)

2 5 (略)

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第七項までに規定する手続(前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続)を省略することができる。

第九十八条 (略)

2 5 (略)

6 都道府県知事は、前項の審査の申立てを受理したときは、審査の申立てを受理した日から六十日以内にこれを裁決しなければならない。

7 第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中処分についての異議申立て又は審査請求に関する規定(同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。)を準用する。

8 11 (略)

12 8 第四項又は第六項の規定による決定又は裁決及び第八項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(土地改良区の交換分合計画の決定手続)
第九十九条 (略)

2 8 (略)

9 第七項の異議の申出には、行政不服審査法中処分につ

13 10
に
を
除
く
。) を
準
用
す
る
。
に
関
す
る
規
定
（
同
法
第
十
八
条
第
一
項
本
文
及
び
第
四
十
三
条
第
一
項
の
規
定
に
よ
る
認
可
及
び
第
八
項
の
規
定
に
よ
る
決
定
）
を
準
用
す
る
。
又
は
そ
の
不
作
為
に
つ
い
て
は
、
審
査
請
求
を
す
る
こ
と
が
で
き
な
い
。

13 10
。 以
て
の
異
議
申
立
て
に
関
す
る
規
定
（
同
法
第
四
十
五
条
を
除
く
）
を
準
用
す
る
。
に
関
す
る
規
定
（
同
法
第
十
八
条
第
一
項
本
文
及
び
第
四
十
三
条
第
一
項
の
規
定
に
よ
る
認
可
及
び
第
八
項
の
規
定
に
よ
る
決
定
）
を
準
用
す
る
。
又
は
そ
の
不
作
為
に
つ
い
て
は
、
行
政
不
服
審
査
法
に
よ
る
不
服
申
立
て
を
す
る
こ
と
が
で
き
な
い
。

改正案	現行
<p>（公職選挙法の準用） 第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）（第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十条第二項の規定を除く。）（第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）（第十六条（議員又は当選人が全てない場合の一般選挙）（第十七条（設置選挙）（第二百二十九条、第三百十条、第三百十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十七条ま</p>	<p>（公職選挙法の準用） 第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）（第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十条第二項の規定を除く。）（第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）（第十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）（第十七条（設置選挙）（第二百二十九条、第三百十条、第三百十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十七条ま</p>

で、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四十条の二、第四百八条の二、第六十一条第一項、第三項及び第四項、第六十四条の六、第六十六条、第七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十二条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則の期限）、第二百七十二條（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表

まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四十条の二、第四百八条の二、第六十一条第一項、第三項及び第四項、第六十四条の六、第六十六条、第七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十二条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則の期限）、第二百七十二條（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同

下欄のように読み替えるものとする。

(略)	第二十四条 第二項	三日	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消	(略)
(略)	公職選挙法	二十日	直ちに選挙人名簿を修正し	(略)
(略)	第三項	漁業法第九十四条において準用する公職選挙法		(略)

(行政不服審査法の適用の特例)

第三百三十四条の三 第三十四条第四項の規定による制限若しくは条件の付加、第三十八条第三項の規定による取消し又は第六十七条第十一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第四十三条第一項の規定の適用については、当該制限若しくは条件の付加、取消し又は命令は、同項第一号に規定する議を経て行われたものとみなす。

(審査請求の制限)

第三百三十五条 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	第二十四条 第二項	三日	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消	(略)
(略)		二十日	直ちに選挙人名簿を修正し	(略)

(新設)

(不服申立ての制限)

第三百三十五条 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行った処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

〔削除〕

第百三十五条の二 (抗告訴訟の取扱い) (略)

い。

(不服申立てと訴訟との関係)

第百三十五条の二 農林水産大臣又は都道府県知事が第二章から第四章まで(第六十五条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令及び規則を含む。)の規定によつてした処分取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

第百三十五条の三 (抗告訴訟の取扱い) (略)

改正案	現行
<p>（審査請求） 第三十四条（略） 2 登録若しくは仮登録の申請に対する処分若しくはその不作為、第十三条の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分若しくはその不作為、第三十一条第一項若しくは第二項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの特許若しくは禁止の処分又は第三十一条の二の規定による命令の処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第二十号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後に行なわなければならない。</p> <p>3 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立て） 第三十四条（略） 2 農林水産大臣は、登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第十三条の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第三十一条第一項若しくは第二項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止の処分（第三十一条第二項の規定による販売業者に対する処分を除く。）又は第三十一条の二の規定による命令の処分についての審査請求又は異議申立てを受けたときは、審査請求人又は異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第三十一条第二項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止の処分（販売業者に対する処分に限る。）についての異議申立てを受けたときは、異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求） 第四十三条（略） 2 農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分又はその不作為について審査請求があつたときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決をしなければならない。 3 水産政策審議會は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない。</p>	<p>（不服申立て） 第四十三条（略） 2 農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決又は決定をしなければならない。 3 水産政策審議會は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない。</p>

○ 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）（第九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て）</p> <p>第三十六条 第九条第一項若しくは第二項、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五の規定による命令については、審査請求をすることができない。</p> <p>2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して三月以内に、植物防疫官に対して再検査を申し立てることができる。</p> <p>3 前項に規定する検査又は再検査の結果については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第三十六条 第九条第一項若しくは第二項、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五の規定による植物防疫官の命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査を申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3 前項に規定する検査の結果に不服がある者は、同項の規定によることによつてのみ争うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第四十八條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>3 第八条の規定による工事完成後の認定に関する処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p> <p>4 この法律の規定による指定認定機関又は指定検認機関の処分又はその不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、審査請求をすることができ、この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関又は指定検認機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第四十八條 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、あらかじめ、異議申立人に対し、期日及び場所を通知し、公開による意見の聴取をしなければならぬ。この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 第八条の規定による工事完成後の認定に関する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができない。</p> <p>3 この法律の規定による指定認定機関又は指定検認機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができ、</p>

○ 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求の制限</u>） 第三十六条の三 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。 一・二 （略）</p>	<p>（<u>不服申立ての制限</u>） 第三十六条の三 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。 一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公職選挙法の準用） 第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第十章程（第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第</p>	<p>（公職選挙法の準用） 第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第十章程（第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第</p>

七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八八条第二項の規定を除く。)(当選人)、第一百一条第一項及び第三項(再選挙)、第一百一十一条第一項及び第二項(議員の欠けた場合の通知)、第一百二十二条第五項、第七項及び第八項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第一百十三条第一項(補欠選挙)、第一百五十一条第一項(合併選挙)、第一百六十六条(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第一百七十七条(設置選挙)、第二百二十九条(選挙運動の期間)、第三百三十条(選挙事務所の設置及び届出)、第三百三十一条第一項及び第二項(選挙事務所の数)、第三百三十二条(選挙当日の選挙事務所の制限)、第三百三十四条から第三百三十七条まで(選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第三百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第三百三十八条(戸別訪問)、第四百四条の二(連呼行為の禁止)、第四百四十八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)、第六百六十一条、第六百六十一条の二、第六百六十二条第一項及び第二項、第六百六十三条(個人演説会)、第六百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止等)、第六百六十六条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)、第十五章(第二百四条、第二百五条第五項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百九十一条第二項及び第二十条第四項の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第一項第三号及び第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項

七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八八条第二項の規定を除く。)(当選人)、第一百一条第一項及び第三項(再選挙)、第一百一十一条第一項及び第二項(議員の欠けた場合の通知)、第一百二十二条第五項、第七項及び第八項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第一百十三条第一項(補欠選挙)、第一百五十一条第一項(合併選挙)、第一百六十六条(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第一百七十七条(設置選挙)、第二百二十九条(選挙運動の期間)、第三百三十条(選挙事務所の設置及び届出)、第三百三十一条第一項及び第二項(選挙事務所の数)、第三百三十二条(選挙当日の選挙事務所の制限)、第三百三十四条から第三百三十七条まで(選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第三百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第三百三十八条(戸別訪問)、第四百四条の二(連呼行為の禁止)、第四百四十八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)、第六百六十一条、第六百六十一条の二、第六百六十二条第一項及び第二項、第六百六十三条(個人演説会)、第六百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止等)、第六百六十六条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)、第十五章(第二百四条、第二百五条第五項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百九十一条第二項及び第二十条第四項の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第一項第三号及び第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項

第二十四條 第二項	(略)	三日	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し	直ちに選挙人名簿を修正し	(略)	第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二、第二十二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第五項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。(罰則)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十條第一項本文(選挙に關する届出等の時間)、第二百七十條の二(不在者投票の時間)、第二百七十條の三(選挙に關する届出等の期限)、第二百七十一條の二(一部無効による再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に關する部分を除き、農業委員会の選挙に關するについて準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次の表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。
	(略)					

第二十四條 第二項	(略)	三日	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し	直ちに選挙人名簿を修正し	(略)	項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二、第二十二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第五項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。(罰則)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十條第一項本文(選挙に關する届出等の時間)、第二百七十條の二(不在者投票の時間)、第二百七十條の三(選挙に關する届出等の期限)、第二百七十一條の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に關する部分を除き、農業委員会の選挙に關するについて準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
	(略)					

(略)	第二十四条 第三項
(略)	公職選挙法
(略)	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法
(略)	
(略)	
(略)	

○ 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）（第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>6 （略）</p> <p>5 第一項の農産物検査の結果については、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>（農林水産大臣による農産物検査の業務の実施）</p>	<p>6 （略）</p> <p>5 第一項の農産物検査の結果については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができる。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>（農林水産大臣による農産物検査の業務の実施）</p>

○ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八條（養殖水産動植物の移動制限等） 2（略） 3 第一項の規定による命令については、<u>審査請求</u>をすることができない。</p>	<p>第八條（養殖水産動植物の移動制限等） 2（略） 3 第一項の規定による命令については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（第百九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求の制限） 第五十二条の三 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示（第四十六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの規定による指示を含む。）及び第十七条第一項、第十七条の二第五項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令（第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行う第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令を含む。）については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（不服申立ての制限） 第五十二条の三 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示（第四十六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの規定による指示を含む。）及び第十七条第一項、第十七条の二第五項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令（第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行う第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

改正案	現行
<p>（裁定の効果）</p> <p>第十條の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならぬ。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（森林所有者を確知することができない場合における要問伐森林の間伐）</p> <p>第十條の十一の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第十條の十一の四第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならぬ。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>4 6 （略）</p> <p>（利用権の地代の額等の増減の訴え等）</p> <p>第十條の十一の七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十條の十一の四第一項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての審査請求</p>	<p>（裁定の効果）</p> <p>第十條の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならぬ。その裁定についての異議申立てに対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（森林所有者を確知することができない場合における要問伐森林の間伐）</p> <p>第十條の十一の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第十條の十一の四第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならぬ。その裁定についての異議申立てに対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>4 6 （略）</p> <p>（利用権の地代の額等の増減の訴え等）</p> <p>第十條の十一の七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十條の十一の四第一項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての異議申立</p>

においては、第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(不服申立て)

第九十条 第十条の二、第二十五条から第二十六条の二まで、第二十七条第三項ただし書(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十三条の二(第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第四十一条若しくは第四十三条第一項の規定による処分又は第二十八条(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する処分に関する者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二

十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

3 第四章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

てにおいては、第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(不服申立て)

第九十条 第十条の二、第二十五条から第二十六条の二まで、第二十七条第三項ただし書(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十三条の二(第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第四十一条若しくは第四十三条第一項の規定による処分又は第二十八条(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する処分に関する者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

3 第四章の規定による都道府県知事の裁定についての異議申立てにおいては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十二条―第三十五条の二） 第六章（略） 附則 〔削除〕</p> <p>（事務の区分） 第三十五条（略） （経過措置） 第三十五条の二（略）</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十二条―第三十五条の三） 第六章（略） 附則 （不服申立てと訴訟との関係） 第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事が第四条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令又は規則の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。 2 前項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（事務の区分） 第三十五条の二（略） （経過措置） 第三十五条の三（略）</p>

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（第二百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（審査の申立て） 第三百三十八条の二十二 組合又は中央会は、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（政府を相手方とする訴えの提起） 第三百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、農漁業保険審査会の審査を経なければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（不服申立て）</p> <p>第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付又は第三十九条第一項（第四十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第七条第二項又は第六項の規定による公示については、審査請求をすることができない。前項の規定により裁定の申請をすることができるとも、同様とする。</p> <p>4 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十二条の規定は、前項後段の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p> <p>第五十四条 削除</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項（第四十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第七条第二項又は第六項の規定による公示については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前項の規定により裁定の申請をすることができるとも、同様とする。</p> <p>4 行政不服審査法第十八条の規定は、前項後段の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第五十四条 この法律に基づく処分（不服申立てをすることができない処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は</p>

2 | 決定を経た後でなければ、提起することができない。
| 第五十一条第一項の規定による処分については、行政
| 手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の
| 規定は、適用しない。

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（第二百二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十二条 センターが行う第五条第一項の検定の業務に係る処分又はその不作為に不服がある者は、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、センターの上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第六十三条 この法律に基づく処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して相当な期間を置いて予告した上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>第六十二条 センターがした処分に係る審査請求）</p> <p>第六十二条 センターがした第五条第一項の検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第六十三条 この法律に基づく処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（第二百三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の処理）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から六十日以内に裁決をし、これを審査請求人に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前条第一項の規定により審査請求に対する裁決をするとき。</p>	<p>（異議申立ての処理）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、その異議申立ての日から六十日以内に決定をし、これを異議申立人に通知しなければならない。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の決定をする場合には、異議申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立人又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前条第一項の規定により異議申立てに対する決定をするとき。</p>

改正案	現行
<p>（競馬会が行う処分） 第二十条 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、法律に關し学識経験を有する者その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての審査請求に対する裁決</p>	<p>（競馬会が行う処分） 第二十条 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、法律に關し学識経験を有する者その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による異議申立てに対する決定</p>

改正案	現行
<p>3 第一項に規定する審査請求については、<u>行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</u></p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、<u>審査請求人及び利害関係人は、その事案について証拠を提出し、意見を述べる</u>ことができる。</p>	<p>3 第一項の意見の聴取に際しては、<u>異議申立人及び利害関係人は、その事案について証拠を提出し、意見を述べる</u>ことができる。 〔新設〕</p> <p>2 前項の予告においては、<u>期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。</u></p>
<p>（<u>審査請求</u>の手続における意見の聴取） 第三十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての<u>審査請求</u>に対する裁決は、<u>行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</u> 〔削除〕</p>	<p>（<u>異議申立</u>ての手続における意見の聴取） 第三十一条 <u>都道府県知事は、この法律の規定による処分</u>についての<u>異議申立</u>てを受理したときは、<u>異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。</u></p>

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（第二百六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十六条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に対する不服がある者は、文書又は口頭で審査会に対して審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求）</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、処分又は確認があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 審査会は、審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して六十日以内にこれに対する裁決をしなければならぬ。</p> <p>7/6 （略）</p> <p>審査会は、行政不服審査法第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。</p>	<p>第六十六条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に対する不服がある者は、文書又は口頭で審査会に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求）</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、処分又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならぬ。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 審査会は、審査請求を受けた日から起算して六十日以内にこれに対する裁決をしなければならない。</p> <p>6 （略） 〔新設〕</p>

○ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（第二百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（異議の申出等） 第七条（略） 2・3（略） 4 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）中審査請求に関する規定（同法第十五条、第十八条第一項及び第二項、第四十三条、第四十五条第三項並びに第四十六条を除く。）は、第一項の規定による異議の申出について準用する。</p> <p>5 第二項の規定による処分又は前項において準用する行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項の規定による裁決については、審査請求をすることができない。</p> <p>（申請の却下） 第十条（略） 2（略） 3 第一項の規定による却下又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p> <p>（認可及び金銭の供託） 第十一条 都道府県知事は、第七条第一項の規定による異議の申出（第九条第五項の規定によるものを含む。）がないとき、又は当該異議の申出があつた場合において、その全てについて、第七条第四項において準用する行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項の規定による裁決をしたとき、若しくは第七条第二項の協議が調つ</p>	<p>（異議の申出等） 第七条（略） 2・3（略） 4 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五条、同法第四十七条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項を除く。）は、第一項の規定による異議の申出について準用する。</p> <p>5 第二項の規定による処分又は前項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定については、同法による不服申立てをすることができない。</p> <p>（申請の却下） 第十条（略） 2（略） 3 第一項の規定による却下については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>（認可及び金銭の供託） 第十一条 都道府県知事は、第七条第一項の規定による異議の申出（第九条第五項の規定によるものを含む。）がないとき、又は当該異議の申出があつた場合において、そのすべてについて、第七条第四項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定をしたとき、若しくは第七条第二項の協議がと</p>

た旨の同条第三項の規定による報告があり若しくは第八
条第二項の調停が成立したとき（当該協議が調い又は当
該調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を
必要とするときを除く。）は、第三条の認可の申請に係
る入会林野整備計画（第九条第一項又は第二項の規定に
よる変更の申請があつた場合には、当該申請に係る変更
後の入会林野整備計画。以下この条において同じ。）の
認可をしなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による認可については、審査請求をする
ことができない。

5 (略)

とのつた旨の同条第三項の規定による報告があり若しく
は第八条第二項の調停が成立したとき（当該協議がと
のい又は当該調停が成立したことにより入会林野整備計
画の変更を必要とするときを除く。）は、第三条の認可
の申請に係る入会林野整備計画（第九条第一項又は第二
項の規定による変更の申請があつた場合には、当該申請
に係る変更後の入会林野整備計画。以下この条において
同じ。）の認可をしなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による認可については、行政不服審査法
による不服申立てをすることができない。

5 (略)

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（第二百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業振興地域整備計画の案の縦覧等） 第十一条（略） 25（略） 6 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てがされたときは、審査の申立てがされた日（次項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から六十日以内にこれを裁決しなければならない。</p> <p>7 第三項の規定による異議の申出又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文を除く。）を準用する。</p> <p>8（略） 9 第四項若しくは第六項の規定による決定若しくは裁決又はこれらの不作為については、審査請求をすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八条第四項の同意についての審査請求についても、同様とする。</p> <p>10（略） 12（略）</p>	<p>（農業振興地域整備計画の案の縦覧等） 第十一条（略） 25（略） 6 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てを受理したときは、審査の申立てを受理した日から六十日以内にこれを裁決しなければならない。</p> <p>7 第三項の規定による異議の申出又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中異議申立て又は審査請求に関する規定（同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。）を準用する。</p> <p>8（略） 9 第四項又は第六項の規定による決定又は裁決については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八条第四項の同意についての不服申立てについても、同様とする。</p> <p>10（略） 12（略）</p>

改正案	現行
<p>第十四条（出願公表の効果等）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確定する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。</p> <p>5（略）</p> <p>第五十一条 品種登録についての審査請求の特則）</p> <p>政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条の規定は、適用しない。</p> <p>2 品種登録についての審査請求の審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。</p> <p>3 行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員は、前項の規定により通知を受けた者が当該審査請求に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。</p>	<p>第十四条（出願公表の効果等）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく異議申立てが理由があるとしてこれを取り消す決定が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確定する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。</p> <p>5（略）</p> <p>第五十一条 品種登録についての異議申立ての特則）</p> <p>行政不服審査法第四十五条の規定は適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は適用しない。</p> <p>2 品種登録についての行政不服審査法に基づく異議申立ての審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、前項の規定により通知を受けた者が当該異議申立てに参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。</p>

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第二百十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第五十二条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があつたことを知った日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>6 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第九條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第五十二条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があつたことを知った日から六十日以内にしなければならぬ。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 5 （略） 〔新設〕</p>

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第七条第三項及び第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）（第二百十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定地域整備事業実施計画） 第十五条（略） 2 5 （略） 6 土地改良法第五条第六項及び第七項、第七条第四項、第八条第一項、第五項及び第六項、第九条並びに第十条第五項の規定は、第一項の特定地域整備事業実施計画について準用する。 （災害復旧事業実施計画） 第十八条（略） 2 第十三条第二項及び第三項並びに第十五条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第五項並びに土地改良法第八条第一項及び第六項、第九条並びに第十条第五項の規定は、前項の災害復旧事業実施計画について準用する。この場合において、第十五条第三項中「与えなければならぬ」とあるのは、「与えなければならぬ。ただし、第十一条第一項第九号の事業（林道に係るものに限る。）で災害のため急速に行う必要があるものに係る災害復旧事業実施計画については、災害復旧事業実施計画を公表すれば足りる」と読み替えるものとする。 （林道事業実施計画等の変更） 第十九条（略） 2・3 （略） 4 第十三条第三項及び第十四条の規定は第十三条第一項</p>	<p>（特定地域整備事業実施計画） 第十五条（略） 2 5 （略） 6 土地改良法第五条第六項及び第七項、第七条第四項、第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十七条第十項の規定は、第一項の特定地域整備事業実施計画について準用する。 （災害復旧事業実施計画） 第十八条（略） 2 第十三条第二項及び第三項並びに第十五条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第五項並びに土地改良法第八条第一項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十七条第十項の規定は、前項の災害復旧事業実施計画について準用する。この場合において、第十五条第三項中「与えなければならぬ」とあるのは、「与えなければならぬ。ただし、第十一条第一項第九号の事業（林道に係るものに限る。）で災害のため急速に行う必要があるものに係る災害復旧事業実施計画については、災害復旧事業実施計画を公表すれば足りる」と読み替えるものとする。 （林道事業実施計画等の変更） 第十九条（略） 2・3 （略） 4 第十三条第三項及び第十四条の規定は第十三条第一項</p>

の林道事業実施計画の変更について、同条第三項及び第十五条第五項並びに土地改良法第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第四十八条第四項及び第六項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一項の災害復旧事業実施計画の変更について、第十五条第四項の規定は同条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更（第十一条第一項第七号イの事業（農用地間における地目変換の事業に限る。）に係る部分に限る。）について、同法第五条第六項及び第七項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更（同号イ又はロの事業に係る部分に限る。）について準用する。

（賦課金）

第二十一条（略）

2 （略）
3 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、審査請求をすることができる。

4 前項の審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文の期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三十日とする。

5 機構は、審査請求がされたときは、前項の期間満了後三十日以内にこれに対する裁決をしなければならない。

の林道事業実施計画の変更について、同条第三項及び第十五条第五項並びに土地改良法第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項、第四十八条第四項及び第六項並びに第八十七条第十項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一項の災害復旧事業実施計画の変更について、第十五条第四項の規定は同条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更（第十一条第一項第七号イの事業（農用地間における地目変換の事業に限る。）に係る部分に限る。）について、同法第五条第六項及び第七項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更（第十一条第一項第七号イ又はロの事業に係る部分に限る。）について準用する。

（賦課金）

第二十一条（略）

2 （略）
3 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

4 前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三十日以内とする。

5 機構は、異議申立てがあつたときは、前項の期間満了後三十日以内にこれに対する決定をしなければならない。

○ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（第二百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求</u>の制限） 第四十五条 次に掲げる処分又はその不作為については、 審査請求をすることができない。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（<u>不服申立て</u>の制限） 第四十五条 次に掲げる処分については、<u>行政不服審査法</u> （昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをす ることができない。</p> <p>一～三 （略）</p>

○ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（第二百十三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の処分等についての審査請求） 第六十九条の五 この法律の規定による機構の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号） 第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（機構の処分等についての審査請求） 第六十九条の五 この法律の規定による機構の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章〜第七章（略） 第七章の二 審査請求（第五十六条―第六十四条） 第八章・第九章（略） 附則 第七章の二 審査請求</p> <p>第五十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第五十七条から第六十四条まで 削除</p>	<p>目次 第一章〜第七章（略） 第七章の二 不服申立て（第五十六条―第六十四条） 第八章・第九章（略） 附則 第七章の二 不服申立て （不服申立ての手続における意見の聴取）</p> <p>第五十六条 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人又は審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 〔新設〕</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第五十七条 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する</p>

第五十八條から第六十四條まで	削除

決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。
2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等についての審査請求）</p> <p>第五十四条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手続における意見の聴取）</p> <p>第五十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>（審査請求の制限）</p> <p>第五十六条 第四十五条又は第四十五条の二の規定による</p>	<p>（指定試験機関がした処分等についての審査請求）</p> <p>第五十四条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての手続における意見の聴取）</p> <p>第五十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（不服申立ての制限）</p> <p>第五十六条 第四十五条又は第四十五条の二の規定による</p>

処分については、審査請求をすることができない。

処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第二百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（商品取引所に対する監督上の処分） 第二百五十九条（略） 25（略） 6 第一項第三号の規定による処分については、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>（審査請求） 第二百八条 第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百三条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品先物取引業者は、主務大臣に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。この場合において、主務大臣は、<u>行政不服審査法</u>（平成二十六年法律第 号）<u>第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。</u></p>	<p>（商品取引所に対する監督上の処分） 第二百五十九条（略） 25（略） 6 第一項第三号の規定による処分については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第六十号）による<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>（審査請求） 第二百八条 第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百三条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品先物取引業者は、主務大臣に対し、<u>行政不服審査法</u>による<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 審査請求等（第二百二十六条―第三百三十五条） 第八章・第九章（略） 附則 第七章 審査請求等 （意見の聴取） 第二百二十六条 経済産業大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求があつたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から三十日以内に、審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。第二百二十八条において同じ。）による意見の聴取を開始しなければならない。</p> <p>第二百二十七条 経済産業大臣は、前条の意見の聴取の期日及び場所を定め、審査請求人に通知しなければならない。</p> <p>2 （略） 前条に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前条の意見の聴取については、同法第三十一条第三項から第五項までの規定を準用する。 （参加）</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 不服申立て（第二百二十六条―第三百三十五条） 第八章・第九章（略） 附則 第七章 不服申立て （意見の聴取の開始） 第二百二十六条 経済産業大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、これを却下する場合を除き、審査請求又は異議申立てを受理した日から三十日以内に、意見の聴取を開始しなければならない。</p> <p>第二百二十七条 経済産業大臣は、前条の意見の聴取の期日及び場所を定め、審査請求人又は異議申立人に通知しなければならない。</p> <p>2 （略） 〔新設〕 （参加）</p>

第二百二十八条 審査請求人のほか、第二百二十六条の意見の聴取に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理員に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第二百二十九条 第二百二十六条の意見の聴取に際しては、審査請求人、当該処分相手方及び前条の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(執行停止及びその取消しの公示及び通知)

第三十条 経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五条の規定により審査請求に係る処分の執行停止をしたときは、その旨を公示するとともに、審査請求人及び当該処分相手方にその旨を通知しなければならない。同法第二十六条の規定によりその執行停止を取り消したときも同様とする。

(裁決の要旨の公示等)

第三十一条 経済産業大臣は、裁決をしたときは、その要旨を公示しなければならない。

2 裁決書の謄本は、第二百二十八条の規定により参加した者にも送付しなければならない。

(審査請求の制限)

第三十四条 前条の規定により裁定の申請をすることができない場合には、審査請求をすることができない。

第二百二十八条 審査請求人又は異議申立人のほか、第二百二十六条の意見の聴取に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、経済産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第二百二十九条 第二百二十六条の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人、当該処分相手方及び前条の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(執行停止及びその取消しの公示及び通知)

第三十条 経済産業大臣は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第三十四条の規定により審査請求に係る処分の執行停止をしたとき、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止をしたときは、その旨を公示するとともに、審査請求人又は異議申立人及び当該処分の相手方にその旨を通知しなければならない。同法第三十五条(同法第四十八条において準用する場合を含む。)の規定によりその執行停止を取り消したときも、同様とする。

(裁決又は決定の要旨の公示等)

第三十一条 経済産業大臣は、裁決又は決定をしたときは、その要旨を公示しなければならない。

2 裁決書又は決定書の謄本は、第二百二十八条の規定により参加した者にも送付しなければならない。

(不服申立ての制限)

第三十四条 前条の規定により裁定の申請をすることができない場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第二十二條の規定は、前條の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

3 第九十三條の規定による決定についての審査請求においては、決定のうち対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

4 (略)

第百三十五條 削除

2 行政不服審査法第十八條の規定は、前條の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

3 第九十三條の規定による決定についての審査請求又は異議申立てにおいては、決定のうち対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

4 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第百三十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十四条の五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求（第三十八条に規定する審査請求を除く。）に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>（審査請求についての鉱業法の準用）</p> <p>第三十八条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条から第三百三十二条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による経済産業局長の処分（第四十二条の三の規定により経済産業大臣の委任を受けて行う処分を除く。）又はその不作為についての審査請求に準用する。この場合において、同法第二百二十七条第一項中「審査請求人」とあるのは「審査請求人及び処分を行った経済産業局長」と、同法第三百三十条中「</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十四条の五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求（第三十八条に規定する審査請求を除く。）又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（審査請求についての鉱業法の準用）</p> <p>第三十八条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条から第三百三十二条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による経済産業局長の処分（第四十二条の三の規定により経済産業大臣の委任を受けて行う処分を除く。）についての審査請求に、同法第三十五条の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第二百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行った</p>

及び当該処分の相手方」とあるのは、「当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。

経済産業局長」と、同法第百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは、「当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係</p> <p>（協会等の処分等についての審査請求）</p> <p>第七十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができ、この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手続における意見の聴取）</p> <p>第七十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査又は指定設備の認定の結果についての処分を除く。）又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしななければならない。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及</p> <p>（協会等の処分等についての審査請求）</p> <p>第七十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができ、この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）</p> <p>（不服申立ての手続における意見の聴取）</p> <p>第七十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査又は指定設備の認定の結果についての処分を除く。）又はその不作為についての審査請求に対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしななければならない。</p>

<p>3 係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(審査請求の制限)</p> <p>第七十八条の二 第三十九条の規定による処分については、審査請求をすることができない。</p>	<p>び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(不服申立ての制限)</p> <p>第七十八条の二 第三十九条の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p>
---	---

○ 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（第二百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第二十条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（異議申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立てを受理したときは、異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>（輸出組合の行為等についての審査請求）</p> <p>第三十九条 第二十八条第五項の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合のその事務の処理として行為又はその不作為に不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、<u>経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、輸出組合の上級行政庁とみなす。</u></p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十九条の二 この法律の規定による処分又はその不作為（前条に規定する輸出組合の規制命令に係る事務の処理としての行為又はその不作為を含む。）についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（輸出組合の行為についての審査請求）</p> <p>第三十九条 第二十八条第五項の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合がその事務の処理として行つた行為に不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十九条の二 この法律の規定による処分（前条に規定する輸出組合が規制命令に係る事務の処理として行つた行為を含む。）についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

〔削除〕

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十九条の三 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取） 第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、これを却下する場合を除き、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 「新設」</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（異議申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>（公共用の土地の使用） 第四十二条（略） 2 4（略） 5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>一（略） 二 一般ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことに對しての審査請求に對して裁決をしようとするとき。</p> <p>（機構又は指定試験機関の処分等についての審査請求） 第四十九条の二 機構が行う適合性検査又は指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に對して審査請求をすることが出来る。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p>	<p>（公共用の土地の使用） 第四十二条（略） 2 4（略） 5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>一（略） 二 一般ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことに對しての審査請求又は異議申立てに對して裁決又は決定をしようとするとき。</p> <p>（機構又は指定試験機関の処分等についての審査請求） 第四十九条の二 機構が行う適合性検査又は指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に對して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることが出来る。</p> <p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p>

第五十条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

第五十条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2| 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3| 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

2| 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3| 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第二十七条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（異議申立ての手續における意見の聴取） 第二十七条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（第二百二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第二十六条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（異議申立ての手續における意見の聴取） 第二十六条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第二百二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（裁定についての不服の理由の制限） 第九十一条の二 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定による審査請求においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 （審判請求書の補正） 第三百三十一条の二 （略） 2・3 （略） 4 第二項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。 （除斥又は忌避の申立についての決定） 第四百四十三条 （略） 2 （略） 3 第一項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。 第四百四十九条 （略） 2・3 （略） 4 第三項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>第百八十四条の二 削除</p>	<p>（裁定についての不服の理由の制限） 第九十一条の二 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てにおいては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 （審判請求書の補正） 第三百三十一条の二 （略） 2・3 （略） 4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 （除斥又は忌避の申立についての決定） 第四百四十三条 （略） 2 （略） 3 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 第四百四十九条 （略） 2・3 （略） 4 第三項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 （不服申立てと訴訟との関係） 第百八十四条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第百九十五条の四に規定する処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）
第百九十五条の四 査定、取消決定若しくは審決及び特許
異議申立書、審判若しくは再審の請求書若しくは第百二
十条の五第二項若しくは第百三十四条の二第一項の訂正
の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服
を申し立てることができないこととされている処分又は
これらの不作為については、行政不服審査法の規定によ
る審査請求をすることができない。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）
第百九十五条の四 査定、取消決定又は審決及び特許異議
申立書、審判若しくは再審の請求書又は第百二十条の五
第二項若しくは第百三十四条の二第一項の訂正の請求書
の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立
てることができないこととされている処分については、
行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第二百二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審判請求書の補正） 第三十八条の二（略） 2・3（略） 4 第二項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>第四十八条の二 削除</p> <p>（特許法の準用） 第五十五条（略） 2・4（略） 5 特許法第九十五条の四（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）の規定は、この法律の規定による審決及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為に準用する。</p>	<p>（審判請求書の補正） 第三十八条の二（略） 2・3（略） 4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第四十八条の二 特許法第八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第五十五条第五項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。</p> <p>（特許法の準用） 第五十五条（略） 2・4（略） 5 特許法第九十五条の四（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。</p>

○ 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（第二百二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十条の二 削除</p> <p>（特許法の準用） 第六十八条（略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 特許法第九十五条の四（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為に準用する。</p>	<p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第六十条の二 特許法第八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第六十八条第七項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。</p> <p>（特許法の準用） 第六十八条（略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 特許法第九十五条の四（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 再審及び訴訟（第五十七条―第六十三条） 第七章～第九章（略） 附則</p> <p>〔削除〕</p> <p>（商標に関する規定の準用） 第六十八条（略） 2 4 5 前章の規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは「第六十七条第二号から第七号まで」と、第六十条中「商標登録に係る商標権」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「当該登録防護標章と同一の商標」と読み替えるものとする</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 再審及び訴訟（第五十七条―第六十三条の二） 第七章～第九章（略） 附則</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係） 第六十三条の二 特許法第八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第七十七条第七項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。 （商標に関する規定の準用） 第六十八条（略） 2 4 5 第五十七条から第六十三条の二までの規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは「第六十七条第二号から第七号まで」と、第六十条中「商標登録に係る商標権」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標」とあるのは「について当該登録防護標章と同一</p>

る。

(特許法の準用)

第七十七条 (略)

2 6 (略)

7 特許法第九十五条の四(行政不服審査法の規定による審査請求の制限)の規定は、この法律の規定による査定、補正の却下の決定、取消決定若しくは審決及び登録異議申立書若しくは審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為に準用する。

の商標」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第七十七条 (略)

2 6 (略)

7 特許法第九十五条の四(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による査定、補正の却下の決定、取消決定又は審決及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

○ 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）（第二百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第二十条〔削除〕</p> <p>この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当の期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立て） 第二十条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、異議申立てをすることができる。</p> <p>2 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当の期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。</p> <p>3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>4 第二項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第五十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取） 第五十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、これを却下する場合を除き、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 「新設」</p>

○ 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）（第二百三十三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第七条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て） 第七条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>3 <u>（審査請求の手続における意見の聴取）</u> 第四十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、<u>行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）</u>第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、<u>審査請求人</u>に対し、<u>相当な期間</u>において予告をした上、<u>同法第十一条第二項</u>に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。 2 第四十二条第三項の規定は、<u>前項の意見の聴取に準用する</u>。この場合において、<u>同条第三項中「当該処分に係る者」とあるのは、「審査請求人」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</u></p>	<p><u>（不服申立ての手続における意見の聴取）</u> 第四十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、<u>その処分に係る者</u>に対し、<u>相当な期間</u>において予告をした上、<u>公開による意見の聴取</u>を行った後にしなければならない。 2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、<u>前項の意見の聴取に準用する</u>。 [新設]</p>

改正案	現行
<p>（研究所又は機構の処分等についての審査請求）</p> <p>第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第二十五号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所又は機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手続における意見の聴取）</p> <p>第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（研究所又は機構の処分等についての審査請求）</p> <p>第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての手続における意見の聴取）</p> <p>第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第一項の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 （公共用の土地の使用）</p> <p>第六十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気事業者又は卸供給事業者が電気事業又は卸供給を行う事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことに對しての審査請求に對して裁決をしようとするとき。</p> <p>（指定試験機関の処分等に係る審査請求）</p> <p>第九十九条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に</p>	<p>第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 （公共用の土地の使用）</p> <p>第六十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気事業者又は卸供給事業者が電気事業又は卸供給を行う事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことに對しての審査請求又は異議申立てに對して裁決又は決定をしようとするとき。</p> <p>（指定試験機関の処分等に係る不服申立て）</p> <p>第九十九条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又は試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為に</p>

対し、審査請求をすることができ。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求の手續における意見の聴取）

第百十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

〔削除〕

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

ついて不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができ。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第百十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

〔新設〕

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（第二百三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構、協会又は指定試験機関の処分等についての審査請求）</p> <p>第九十一条 機構が行う適合性検査又は協会若しくは指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、機構、協会又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手続における意見の聴取）</p> <p>第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取につ</p>	<p>（機構、協会又は指定試験機関の処分等についての審査請求）</p> <p>第九十一条 機構が行う適合性検査又は協会若しくは指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての手続における意見の聴取）</p> <p>第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

いては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

改正案	現行
<p>（鉱業権者との協議） 第三十条（略）</p> <p>2 3 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条から第三十二条までの規定は、前項において準用する採石法第三十四条第二項の決定についての審査請求に準用する。この場合において、鉱業法第二百二十七条第一項中「審査請求人」とあるのは「審査請求人及び処分を行った経済産業局長」と、同法第三百十条中「及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。</p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第三十九条 この法律の規定による処分（第三十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定を除く。）又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べ</p>	<p>（鉱業権者との協議） 第三十条（略）</p> <p>2 3 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条から第三十二条までの規定は、前項において準用する採石法第三十四条第二項の決定についての審査請求に、鉱業法第三百三十五条の規定は、当該決定の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第二百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行った経済産業局長」と、同法第三百十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。</p> <p>（不服申立ての手續における意見の聴取） 第三十九条 この法律の規定による処分（第三十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定を除く。）については、審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、</p>

べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(裁定の申請)

第四十条 第十六条、第二十条第一項又は第二十二條の規定による処分（河川管理者が行つたものを除く。）に不服がある者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第二十二條の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

意見を述べる機会を与えなければならない。

〔新設〕

(裁定の申請)

第四十条 第十六条、第二十条第一項又は第二十二條の規定による処分（河川管理者が行なつたものを除く。）に不服がある者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第二百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>9 （略）</p> <p>8 （情報処理技術者試験） 第七條（略） 2 7 （略）</p> <p>8 独立行政法人情報処理推進機構が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、独立行政法人情報処理推進機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>9 （略）</p> <p>8 （情報処理技術者試験） 第七條（略） 2 7 （略）</p> <p>8 独立行政法人情報処理推進機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、経済産業大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）（第二百四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>審査請求</u>の手続における意見の聴取）</p> <p>第三十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、<u>行政不服審査法</u>（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、<u>審査請求人</u>に対し、相当な期間において予告をした上、<u>同法</u>第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、<u>審査請求人</u>及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、<u>行政不服審査法</u>第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、<u>同条</u>第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（<u>不服申立て</u>の手続における意見の聴取）</p> <p>第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第一百七号）（第二百四十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等についての審査請求） 第八条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣及び環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等についての審査請求） 第八条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又は試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣及び環境大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしな ければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしな なければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）（第二百四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十八条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十八条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（第二百四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（準用） 第三十五条 鉱業法第二百二十六条から第三百三十二条までの規定は、前条の規定による経済産業大臣の処分についての審査請求について準用する。</p>	<p>（準用） 第三十五条 鉱業法第二百二十六条から第三百三十二条までの規定は前条の規定による経済産業大臣の処分についての異議申立てについて、同法第三百三十五条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。</p>

改正案	現行
<p>（機構の処分等に係る審査請求）</p> <p>第四十九条 機構が行う適合性検査に係る処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第五十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同條第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（機構の処分等に係る審査請求）</p> <p>第四十九条 機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第五十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第二百四十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の収去についての審査請求） 第四十六条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の手続における意見の聴取） 第五十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 【削除】</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（機構の収去についての審査請求） 第四十六条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（異議申立ての手続における意見の聴取） 第五十一条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 【新設】</p>

○ 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）（第二百四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（石油の保有の指示等） 第十條（略） 11 第六項の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>
<p>現行</p>	<p>（石油の保有の指示等） 第十條（略） 11 第六項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>

○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（第二百四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第二十二條 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第二十二條 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だいなの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（第二百四十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第二百五十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第九十条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第九号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て） 第九十条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第三十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（異議申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第三十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（第二百五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録機関がした処分等に係る審査請求） 第四十四条 登録機関が行う設定登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第二十五号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（登録機関がした処分等に係る不服申立て） 第四十四条 登録機関が行う設定登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（第二百五十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第二十八条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後になければならない。 「削除」</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（異議申立ての手續における意見の聴取） 第二十八条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 「新設」</p>

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第二百五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>4 3 (略)(略)</p> <p>2 〔削除〕 （特許法の準用等） 第四十一条（略）</p>
現行	<p>5 4 (略)(略)</p> <p>3 2 〔特許法の準用等〕 第四十一条（略）</p> <p>特許法第百八十四条の二の規定は、第七条第三項又は前項において準用する特許法第十八条第一項の規定による処分の取消しの訴えに準用する。</p>

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（第二百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取） 第三十八条 第十三条第三項、第十七条第三項、第二十条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十条第三項又は第三十六条第三項の規定による命令についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後に行ななければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取） 第三十八条 第十三条第三項、第十七条第三項、第二十条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十条第三項又は第三十六条第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後に行ななければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（審査庁） 第六十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事又は特定市町村の長は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求の聴取） 第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審</p>	<p>（審査庁） 第六十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>号</u>）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立ての聴取） 第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その</p>

査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。
〔削除〕

2| 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3| 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(計量調査官)

第六十五條 經濟産業大臣は、その職員であつて經濟産業省令で定める資格を有するものの中から、計量調査官を任命し、審査請求に関する事務に従事させるものとする。この場合における行政不服審査法第九条第一項の規定の適用については、同項中「審査庁に所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者)」とあるのは、「計量調査官」とする。

処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2| 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3| 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
〔新設〕

(計量調査官)

第六十五條 經濟産業大臣は、その職員であつて經濟産業省令で定める資格を有するものの中から、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。

○ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第二百五十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の収去についての審査請求） 第三十三条の三 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。 この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（機構の収去についての審査請求） 第三十三条の三 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（業務） 第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）の規定による審査請求又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。</p> <p>2・3 （略） （登録を拒否された場合の行政不服審査法の規定による審査請求） 第二十一条 第十九条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。</p> <p>2 （略） 3 前二項の場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本弁理士会の上級行政庁とみなす。</p> <p>2 （登録の取消し） 第二十三条 （略） 3 第十九条第一項後段並びに第二十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の登録の取消しについて準用する。</p>	<p>（業務） 第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。</p> <p>2・3 （略） （登録を拒否された場合の審査請求） 第二十一条 第十九条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 （略） 3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、経済産業大臣は、日本弁理士会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>2 （登録の取消し） 第二十三条 （略） 3 第十九条第一項後段並びに第二十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の登録の取消しについて準用する。</p>

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（登録拒否に関する規定の準用）

第二十六条 第二十一条第一項及び第三項の規定は、第二十四条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は前条第一項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、第二十一条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限）

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

（登録拒否に関する規定の準用）

第二十六条 第二十一条第一項及び第三項の規定は、第二十四条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は前条第一項の規定による登録の抹消について準用する。

（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限）

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）（第二百五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第三十八条 この法律の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第百号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定調査機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第三十八条 この法律の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（第二百六十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害等調整委員会の裁定）</p> <p>第二十六条 第二十一条第六項の規定による経済産業大臣の処分不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による経済産業大臣の処分不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p>	<p>（公害等調整委員会の裁定）</p> <p>第二十六条 第二十一条第六項の規定による経済産業大臣の処分不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による経済産業大臣の処分不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>
<p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合について準用する。</p>	<p>2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合について準用する。</p>
<p>3 前条第一項の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。（審査請求）</p>	<p>3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。（審査請求）</p>
<p>第七十二条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>第七十二条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>
<p>第七十三条 削除</p>	<p>第七十三条 この法律に基づいて機構がした処分の取消し</p>

の訴えは、当該処分についての審査請求に対する経済産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第二百六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（再審査請求等）</p> <p>第二百二十八条 この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>2 保健所を設置する市又は特別区の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、主務大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p> <p>第三百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（再審査請求）</p> <p>第二百二十八条 この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分（第三百三十五条に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十三号）（第二百六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定発給機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第二十五条 指定発給機関が行う第一種特定原産地証明書の発給に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定発給機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定発給機関がした処分等に係る不服申立て）</p> <p>第二十五条 指定発給機関が行う第一種特定原産地証明書の発給に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（第二百六十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第三十二条（略） ② 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）ニ定ム ルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル処分又ハ其不作 為ニ付テノ審査請求ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之 ヲ定ム</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第三十二条（略） ② 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ定ム ルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル処分又ハ其不作 為ニ付テノ審査請求ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之 ヲ定ム</p>

○ 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（第二百六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国における事務） 第九条（略） 2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（外国における事務） 第九条（略） 2 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。</p>

○ 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）（第二百六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十九条 組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ不服アルトキハ賦課令状ノ交付後三月以内ニ審査請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本条ノ審査請求ハ組合会ノ決定ニ付スヘシ</p> <p>④ (略)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審査ノ申立ニ関スル期間ノ計算ニ付テハ行政不服審査法（平成二十六年法律第号）ノ規定ニ依ル</p> <p>④ (略)</p>	<p>第五十九条 組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ不服アルトキハ賦課令状ノ交付後三月以内ニ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル異議申立ヲ為スコトヲ得</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本条ノ異議申立ハ組合会ノ決定ニ付スヘシ</p> <p>④ (略)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審査ノ申立ニ関スル期間ノ計算ニ付テハ行政不服審査法ノ規定ニ依ル</p> <p>④ (略)</p>

改正案	現行
<p>第十一条 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検定ヲ申請スルコトヲ得</p> <p>②前項ノ検査若ハ検定又ハ再検査若ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得</p> <p>③（略）</p> <p>④第一項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ同項及第二項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ争フコトヲ得</p> <p>⑤（略）</p> <p>第二十九条ノ五 登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ為ス検査業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ小型船舶検査事務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第五項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及第三項、第四十六条第一項及第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ上級行政庁ト看做ス</p> <p>②登録検査機関ノ為ス第二十八条第一項第二号ノ検査ニ係ル業務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第二十八条第六項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得此</p>	<p>第十一条 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検定ヲ申請シ再検査又ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得</p> <p>〔新設〕</p> <p>②（略）</p> <p>③第一項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ同項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ争フコトヲ得</p> <p>④（略）</p> <p>第二十九条ノ五 登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ為シタル検査業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ小型船舶検査事務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>②登録検査機関ノ為シタル第二十八条第一項第二号ノ検査ニ係ル業務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第二十八条第六項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法ニ依ル</p>

ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第二十五
条第二項及第三項、第四十六條第一項及第二項、第四十
七条並ニ第四十九條第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録檢
査機關ノ上級行政庁ト看做ス

③ 第二十九條ノ三第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為ス
証書ノ發給ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ對シ不服アル者
ハ国土交通大臣ニ對シ審査請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第二十五條第二
項及第三項、第四十六條第一項及第二項、第四十七條並
ニ第四十九條第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ船級協会ノ上
級行政庁ト看做ス

審査請求ヲ為スコトヲ得

③ 第二十九條ノ三第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為シ
タル証書ノ發給ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ對シ不服ア
ル者ハ国土交通大臣ニ對シ行政不服審査法ニ依ル審査請
求ヲ為スコトヲ得

○ 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（第二百六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十条（略） ② 第三条第二項ノ裁定ニ付テノ審査請求ニ於テハ第二条第一項第二号ノ讓受ノ価格其ノ他前項ニ規定スル事項ニ付テノ不服ヲ其ノ裁定ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ</p>	<p>第十条（略） ② 第三条第二項ノ裁定ニ付テノ異議申立ニ於テハ第二条第一項第二号ノ讓受ノ価格其ノ他前項ニ規定スル事項ニ付テノ不服ヲ其ノ裁定ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ</p>

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（第二百六十七條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（再検査） 第百条の九（略）</p> <p>2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3・4（略） （外国における国土交通大臣の事務） 第百三条（略）</p> <p>② 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。 （市町村が処理する事務） 第百四条（略）</p> <p>③ 市町村長の行う第一項の事務（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分の不作為についての審査請求は、市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。</p>	<p>（再検査） 第百条の九（略）</p> <p>2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3・4（略） （外国における国土交通大臣の事務） 第百三条（略）</p> <p>② 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。 （市町村が処理する事務） 第百四条（略）</p> <p>③ 市町村長の行う第一項の事務（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分の不作為についての審査請求は、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。</p>

○ 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）（第二百六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求） 第五十四条 この法律に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（行政不服審査法による申立て） 第五十四条 この法律に基づく処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第二百六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（第二百七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構がした処分等に係る審査請求） 第十六条 機構が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、観光庁長官に対し審査請求をすることができ、この場合において、観光庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（機構がした処分に係る審査請求） 第十六条 機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、観光庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求） 第七十七条の十七 指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求） 第七十七条の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（指定性能評価機関） 第七十七条の五十六（略） 2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条</p>	<p>（審査請求） 第七十七条の十七 指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務に係る処分又はその不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）については、国土交通大臣に対し、同法による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求） 第七十七条の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>（指定性能評価機関） 第七十七条の五十六（略） 2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条</p>

の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関の行う性能評価又はその不作為について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一号及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、同項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

（建築審査会）

第七十八条 この法律に規定する同意及び第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。

2 (略)

（委員の除斥）

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

（不服申立て）

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四條第一号に規定する処分又は不作為が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合に

の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関が行つた性能評価について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一号及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七条の五十一第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

（建築審査会）

第七十八条 この法律に規定する同意及び第九十四条第一項の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。

2 (略)

（委員の除斥）

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

（不服申立て）

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、行政不服審査法第三條第二項に規定する処分又は不作為が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合に

あつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあつては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から一月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不

にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

2 建築審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から一月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

〔新設〕

服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十六条 削除

（市町村の建築主事等の特例）

第九十七条の二（略）

2 4（略）

5 第一項の規定により建築主事を置く市町村の長たる特定行政庁、同項の建築主事又は当該特定行政庁が命じた建築監視員の建築基準法令の規定による処分又はその不作為についての審査請求は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為に係る市町村の長に対してすることもできる。

（審査請求と訴訟との関係）

第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（市町村の建築主事等の特例）

第九十七条の二（略）

2 4（略）

5 第一項の規定により建築主事を置く市町村の長たる特定行政庁、同項の建築主事又は当該特定行政庁が命じた建築監視員の建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（第二百七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。 この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、中央指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第五十六条の二の十八 登録確認機関が行う確認業務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査庁）</p> <p>第五十八条の二 市町村長が港湾管理者としてした前条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。）についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。この場合において、当該審査請求のうち不作為についての審査請求については、当該不作為に係る市町村長に対してすることもできる。</p>	<p>（審査請求）</p> <p>第五十六条の二の十八 登録確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査庁）</p> <p>第五十八条の二 市町村長が港湾管理者としてした前条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。）についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。</p>

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（第二百七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国における事務） 第二十八条（略）</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）に定めるもののほか、領事官が行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十八条の三 指定試験機関が行う特定試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（外国における事務） 第二十八条（略）</p> <p>2 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官が行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十八条の三 指定試験機関が行なう特定試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（第二百七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関の処分等についての審査請求） 第九十五条の三 この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関の処分についての審査請求） 第九十五条の三 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求期間等の特例） 第三十七条 登録についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u> </u>号）第十五条第六項及び第十八条の規定は、適用しない。</p>	<p>（異議申立て期間等の特例） 第三十七条 登録についての異議申立てについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の規定を適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定を適用しない。</p>
<p>（審査請求が理由がある場合） 第三十八条 国土交通大臣は、登録についての審査請求が理由があるときは、当該審査請求に係る登録について更正をし、その旨を当該登録についての利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>（異議申立てが理由がある場合） 第三十八条 国土交通大臣は、登録についての異議申立てが理由があるときは、当該異議申立てに係る登録について更正をし、その旨を当該登録についての利害関係人に通知しなければならない。</p>
<p>2 （略） （協会がした処分に係る審査請求） 第三十三条の二 協会が行う軽自動車の検査事務に係る処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第三十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。</p>	<p>2 （略） （協会がした処分に係る審査請求） 第三十三条の二 協会がした軽自動車の検査事務に係る処分による審査請求をすることができる。</p>
<p>2 2 第百五条 （略） （権限の委任） 第百五条 （略） 〔削除〕</p>	<p>2 2 第百五条 （略） （権限の委任） 第百五条 （略） 3 自動車登録に関する国土交通大臣の権限（以下この項及び第五項において「登録権限」という。）が第一項の規定により地方運輸局長に委任された場合又は同項の</p>

〔削除〕

〔削除〕

3 | 国土交通大臣又は地方運輸局長の権限が第一項又は前項の規定により地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長に委任された場合においては、政令で、合理的に必要と判断される範囲内において、この法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項を定めることができる。

4 | 規定により地方運輸局長に委任された登録権限が前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に委任された場合における地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長の処分（次項において「地方運輸局長等の処分」という。）について不服がある者は、異議申立てをすることができる。

5 | 地方運輸局長等の処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四条及び第三十七条第六項の規定は、適用しない。

6 | 第一項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が第二項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に委任された場合における運輸監理部長又は運輸支局長の処分についての再審査請求については、行政不服審査法第五十三条の規定は適用せず、かつ、同法第五十六条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定は準用しない。

7 | 国土交通大臣又は地方運輸局長の権限が第一項又は第二項の規定により地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長に委任された場合においては、政令で、合理的に必要と判断される範囲内において、この法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項を定めることができる。

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第二百七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第九章の二（略） 第十章 審査請求及び訴訟（第二百二十九条―第三百四 第十一章・第十二章（略） 附則 第十章 審査請求及び訴訟 （審査請求期間） 第三百十条 事業の認定についての審査請求に関する行政 不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第 一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日 から起算して三月とする。</p> <p>2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不 服審査法第十八条第一項本文の期間は、裁決書の正本の 送達を受けた日の翌日から起算して三十日とする。 （審査請求に対する裁決） 第三百十一条 国土交通大臣の事業の認定に関する処分又 は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決は 、公害等調整委員会の意見を聴いた後にしなければなら ない。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定又は収 用委員会の裁決についての審査請求があつた場合におい て、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為 に関して違法があつても、それが軽微なものであつて事 業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認める</p>	<p>目次 第一章～第九章の二（略） 第十章 不服申立て及び訴訟（第二百二十九条―第三百十 四章 四条） 第十一章・第十二章（略） 附則 第十章 不服申立て及び訴訟 （不服申立期間） 第三百十条 事業の認定についての異議申立て又は審査請 求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十 号）第四十五条又は第十四条第一項本文の期間は、事業 の認定の告示があつた日の翌日から起算して三十日以内 とする。</p> <p>2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不 服審査法第十四条第一項本文の期間は、裁決書の正本の 送達を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。 （不服申立てに対する決定及び裁決） 第三百十一条 国土交通大臣の事業の認定に関する処分又 は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求 に対する決定又は裁決は、公害等調整委員会の意見を聞 いた後にしなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定又は収 用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求があ つた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手 続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微な ものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれ</p>

ときは、裁決をもつて当該審査請求を棄却することができる。

(事業の認定又は収用委員会の裁決の手續の省略)

第三百三十一條の二 審査請求に対する裁決により事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合において、国土交通大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に関する処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決をしようとするときは、事業の認定又は裁決につき既に行つた手續その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

(審査請求の制限)

第三百三十二條 次に掲げる処分については、審査請求をすることができない。

一・二 (略)

2 収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償(第九十條の三の規定による加算金及び第九十條の四の規定による過怠金を含む。次条において同じ。)についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法)

第三百三十五條 この法律の規定による期間の計算方法は、審査請求及び訴訟の提起の期間の計算方法を除き、民法による。ただし、土曜日及び十二月二十九日から三十一日までの日は、同法第四百二十二條の規定によるその他の休日とみなし、申請書、意見書及び異議の申出を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する場合においては、当該送付に要した日数は、期間に算入しない。

がないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

(事業の認定又は収用委員会の裁決の手續の省略)

第三百三十一條の二 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合において、国土交通大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に関する処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決をしようとするときは、事業の認定又は裁決につき既に行なつた手續その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

(不服申立ての制限)

第三百三十二條 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一・二 (略)

2 収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償(第九十條の三の規定による加算金及び第九十條の四の規定による過怠金を含む。以下第三百三十三條において同じ。)についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法)

第三百三十五條 この法律の規定による期間の計算方法は、行政不服審査法による不服申立て及び訴訟の提起の期間の計算方法を除き、民法による。ただし、土曜日及び十二月二十九日から三十一日までの日は、同法第四百二十二條の規定によるその他の休日とみなし、申請書、意見書及び異議の申出を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する場合においては、当該送付に要した日数は、期間に

2

(略)

2

算入しない。
(略)

○ 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（第二百七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十四条の十九 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、気象庁長官に対し、審査請求をすることができる。この場合において、気象庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号） 第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十四条の十九 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、気象庁長官に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第二百七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号） 第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）については、審査請求をすることができない。</p> <p>2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>4 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又は</p>	<p>第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為（以下本条において「処分」という。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。</p> <p>3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者である主務大臣若しくはその地方支分部局の長又は都道府県がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。</p> <p>4 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内に</p>

はその地方支分部局の長が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、審査請求をすることができ、道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様とする。

しなければならない。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをすることができ、道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様とする。

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第二百八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（物件の制限等） 第四十九条（略） 2（略） 7（略） 8 第五項の裁定についての審査請求においては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>	<p>（物件の制限等） 第四十九条（略） 2（略） 7（略） 8 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>

○ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第二百八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地の立入り及び使用） 第二十二條（略） 2）10（略） 11 第五項の裁定についての審査請求においては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>	<p>（土地の立入り及び使用） 第二十二條（略） 2）10（略） 11 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p>

○ 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）（第二百八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（意見の聴取）</p> <p>第六条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後に行ななければならない。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（意見の聴取）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、これらの者から公開により意見を聴取しなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、意見の聴取の期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による意見の聴取に際しては、異議申立人又は審査請求人に対し、当該事案について証拠を提出する機会を与え、並びに利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（第二百八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>20 第二十条（略）</p> <p>23 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>5 （事業計画の決定及び変更）</p> <p>55 第五十五条（略）</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>20 第二十条（略）</p> <p>23 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5 （略）</p> <p>5 （事業計画の決定及び変更）</p> <p>55 第五十五条（略）</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p>

三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。

6
13 (略)

(施行規程及び事業計画の決定及び変更)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

5
10 (略)

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 (略)

2
8 (略)

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

10
15 (略)

(指定検定機関がした処分等に係る審査請求)

第一百七十九条の十九 指定検定機関が行う検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができ。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第

る規定を準用する。

6
13 (略)

(施行規程及び事業計画の決定及び変更)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5
10 (略)

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 (略)

2
8 (略)

9 前項に規定する意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10
15 (略)

(指定検定機関がした処分等に係る審査請求)

第一百七十九条の十九 指定検定機関が行う検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができ。

四十九条第三項の規定の適用については、指定検定機関の上級行政庁とみなす。

(報告、勧告等)

第二百二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十六条及び第二百二十七条の二第一項において同じ。)に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

一 一十二 (略)

第二百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、区画整理会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは区画整理会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

2 (略)

(報告、勧告等)

第二百二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十六条において同じ。)に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 一十二 (略)

第二百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、区画整理会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 (略)

改正案	現行
<p>（法令違反等に関する監督）</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合において は、国土交通大臣は、会社管理高速道路に關し機構又は 当該会社に対して、公社管理道路（指定市の市道以外の 市町村道（指定都市高速道路を除く。以下この項、第四 十八条第一項及び第五十三条第二項において同じ。）を 除く。）に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知 事は、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限 る。）に關し当該地方道路公社に対して、その処分の取 消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中 止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置を とることを命ずることができる。</p> <p>一 機構等又は会社をした処分又は工事が道路法、高速 自動車国道法若しくはこの法律若しくはこれらに基づ く命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都 道府県知事がした処分に違反すると認められる場合</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略） （審査請求）</p> <p>第五十三条 この法律に基づく機構の処分その他公権力の 行使に當たる行為又はその不作為に不服がある者は、国 土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。こ の場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平 成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三 項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第 四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行</p>	<p>（法令違反等に関する監督）</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合において は、国土交通大臣は、会社管理高速道路に關し機構又は 当該会社に対して、公社管理道路（指定市の市道以外の 市町村道（指定都市高速道路を除く。以下この項、第四 十八条第一項及び第五十三条において同じ。）を除く。 ）に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、 公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。） に關し当該地方道路公社に対して、その処分の取消し、 変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変 更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとるこ とを命ずることができる。</p> <p>一 機構等又は会社をした処分又は工事が道路法、高速 自動車国道法及びこの法律若しくはこれらに基づく命 令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府 県知事がした処分に違反すると認められる場合</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略） （審査請求）</p> <p>第五十三条</p>

政庁とみなす。

2

この法律に基づく地方道路公社の処分その他公権力の行使に当たたる行為（指定市の市道以外の市町村道に関するこの法律に基づく地方道路公社の処分その他公権力の行使に当たたる行為を除く。）に不服がある者は国土交通大臣に対して、指定市の市道以外の市町村道に関するこの法律に基づく地方道路公社の処分その他公権力の行使に当たたる行為に不服がある者は都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たたる行為（地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に関してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たたる行為を除く。）に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に関してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たたる行為に不服がある者は都道府県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

改正案	現行
<p>第三十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 第五条の二第一項の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした前項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき国の機関である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定によ</p>	<p>第三十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分について不服のある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。</p> <p>この場合には、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>2 前項後段の規定による異議申立てがあつたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、異議申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。</p> <p>3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。</p> <p>〔新設〕</p>

る許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に對して審査請求をすることができ、
〔削除〕

4 |
第二項の規定は、前項後段の規定による異議申立てがあつた場合について準用する。

改正案	現行
<p>（裁定の申請） 第三十九条の二 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十二條の規定は、前項各号の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>	<p>（裁定の申請） 第三十九条の二 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第二十四条 第八条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が国土交通大臣に代わつてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>2 第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が国土交通大臣に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>（不服申立て） 第二十四条 第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が国土交通大臣に代わつてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。</p> <p>2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内に行ななければならない。</p>

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（第二百八十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（裁定の申請） 第五十条 次に掲げる処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十二条の規定は、前項各号の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>	<p>（裁定の申請） 第五十条 次に掲げる処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 雑則（第三十一条の二―第四十三条） 第五章 罰則（第四十四条―第五十一条） 附則</p> <p>〔削除〕</p> <p>第四十三条（略） 第四十四条（略） 第四十五条（略） 第四十六条（略）</p> <p>2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 雑則（第三十一条の二―第四十四条） 第五章 罰則（第四十五条―第五十一条） 附則</p> <p>（異議申立てに対して決定をすべき期間）</p> <p>第四十三条 この法律の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者がした処分についての異議申立てに対する決定は、異議申立てを受理した日から三十日以内になければならない。</p> <p>第四十四条（略） 第四十五条（略） 第四十六条（略）</p> <p>2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（第二百九十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求） 第三十条 施行者であつた者が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>（審査請求） 第三十条 施行者であつた者が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第二百九十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（審査請求） 第三十条 地方公共団体等が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。</p>
現 行	<p>（審査請求） 第三十条 地方公共団体等が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）
 （第二百九十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求） 第四十条 施行者であつた者が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>（審査請求） 第四十条 施行者であつた者が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、<u>国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）</u>による審査請求をすることができる。</p>

○ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（第二百九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（再審査請求） 第三十五条 第十一条第二項又は第十三条第二項に規定する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>（不服申立て） 第三十五条 第十一条第二項又は第十三条第二項に規定する処分不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした施行者である都道府県又は市町村の長に対して異議申立てをすることもできる。</p> <p>2 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならぬ。</p>

○ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）（第二百九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通大臣への事件の送致） 第三十八条の二 収用委員会が第二十条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、起業者の申立てがあつたときは、収用委員会は、土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を国土交通大臣に送らなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申立ては、国土交通省令で定める様式に従い、書面で行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、収用委員会が同項の規定による申立てがあつた日から一月以内において裁決を行うべき期日を定め、これを起業者に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 起業者は、第一項の規定による申立てをしたときは、第二十条第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。</p> <p>第三十八条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三十八条の二第五項の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が事件を収用委員会に送つた場合に準用する。</p>	<p>（国土交通大臣への事件の送致） 第三十八条の二 収用委員会が第二十条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、起業者から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を国土交通大臣に送らなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行なうべき期日を定め、これを起業者に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三十八条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三十八条の二第四項の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が事件を収用委員会に送つた場合に準用する。</p>

<p>4 (略)</p>	<p>3 国土交通大臣は、特定公共事業の認定又は代行裁決に 関する審査請求に対する裁決で、当該認定又は当該代行 裁決の全部若しくは一部を取り消し、又はこれらを変更 しようとするときは、社会資本整備審議会の議を経なけ ればならない。</p>	<p>4 (審査請求及び訴訟) 第四十二条 土地収用法第三百三十条第一項、第三百三十一条 第二項及び第三百三十一条の二の規定は、特定公共事業の 認定に関する審査請求について準用する。 2 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、 第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は、国 土交通大臣が行う代行裁決に関する審査請求について、 同法第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は、国土交通 大臣が行う代行裁決に関する訴えの提起について準用す る。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>4 (不服申立て及び訴訟) 第四十二条 土地収用法第三百三十条第一項、第三百三十一条 第二項及び第三百三十一条の二の規定は、特定公共事業の 認定に関する不服申立てについて準用する。 2 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、 第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は、国 土交通大臣が行なう代行裁決に関する異議申立てについ て、同法第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は、国土 交通大臣が行なう代行裁決に関する訴えの提起について 準用する。この場合において、同法第三百三十条第二項中 「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは、「 行政不服審査法第四十五条」と読み替えるものとする。 〔新設〕</p>	<p>4 (不服申立て及び訴訟) 第四十二条 土地収用法第三百三十条第一項、第三百三十一条 第二項及び第三百三十一条の二の規定は、特定公共事業の 認定に関する不服申立てについて準用する。 2 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、 第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は、国 土交通大臣が行なう代行裁決に関する異議申立てについ て、同法第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は、国土 交通大臣が行なう代行裁決に関する訴えの提起について 準用する。この場合において、同法第三百三十条第二項中 「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは、「 行政不服審査法第四十五条」と読み替えるものとする。 〔新設〕</p>

○ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（第二百九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第二十六条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この条において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。 「削除」</p>	<p>（不服申立て） 第二十六条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。 2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内に行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第九十七条 第二十二條第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、審査請求をすることができない。</p> <p>2 第十七條第一項の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができない。</p> <p>3 第十七條第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である国又は国の機関が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができない。</p> <p>4 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができない。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>5 一・二（略） 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二</p>	<p>第九十七条 第二十二條第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 第十七條第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者が国若しくは国の機関又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者であるときは都道府県知事に対して審査請求をすることができない。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができない。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>4 一・二（略） 行政不服審査法第十八條の規定は、前項各号の処分に</p>

十二条の規定は、前項各号の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができるとき、処分した場合に準用する。

つき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができるとき、処分した場合に準用する。

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）
 （第二百九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（異議の申出） 第十二条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、国土交通省令で定める手続に従い、国土交通大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略） （増額請求の訴え） 第十四条 第十一条第三項又は第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 （略） 第十七条 （略）</p> <p>3 前条第一項の裁定についての審査請求においては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（異議の申出） 第十二条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定める手続に従い、国土交通大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略） （増額請求の訴え） 第十四条 第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 （略） 第十七条 （略）</p> <p>3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。</p> <p>4 （略）</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）
 （第二百九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十条 削除</p>	<p>（不服申立てと訴訟との関係） 第十条 第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。 2 前項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（不服申立て）</p> <p>第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。</p> <p>2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から二月以内に、判決をしなければならぬ。</p> <p>3 開発審査会は、前項の判決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。</p> <p>4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用</p>	<p>（不服申立て）</p> <p>第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第二項に規定する不作為をいう。）又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分に対する者は、開発審査会に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 開発審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から二月以内に、判決をしなければならない。</p> <p>3 開発審査会は、前項の判決を行なう場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

<p>8 (略)</p> <p>7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。</p>	<p>第五十一条 第二十九條第一項若しくは第二項、第三十五條第二項、第四十二條第一項ただし書又は第四十三條第一項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第二十二條の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p> <p>第五十二條 削除</p>
<p>8 (略)</p> <p>7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る事件については、第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る事件については、第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。</p>	<p>第五十一条 第二十九條第一項若しくは第二項、第三十五條第二項、第四十二條第一項ただし書又は第四十三條第一項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p> <p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第五十二條 第五十条第一項に規定する処分の取消しの訴え(前条第一項の規定により公害等調整委員会に裁定の申請をすることができ旨を教示した審査請求に対する裁決を、当該処分についての審査請求に対する訴えを除く。)は、当該処分についての審査請求に対する開発審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>(開発審査会)</p> <p>第七十八條 第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。</p>

改正案	現行
<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理） 第十六条（略） 2・3（略） 4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>5（事業計画） 第五十三条（略） 2 第十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「参加組合員」とあるのは「第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項から同条第四項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同条第三項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略） （施行規程及び事業計画の認可等）</p>	<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理） 第十六条（略） 2・3（略） 4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5（事業計画） 第五十三条（略） 2 第十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「参加組合員」とあるのは「第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略） （施行規程及び事業計画の認可等）</p>

第三十五十八条 (略)

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七條の十二の規定は事業計画について、第十六条(第一項ただし書を除く。)及び第十九条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条及び第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「組合は」とあるのは「機構等は」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する

第三十五十八条 (略)

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七條の十二の規定は事業計画について、第十六条(第一項ただし書を除く。)及び第十九条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「組合は」とあるのは「機構等は」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「

第五十二条第二項第五号」と、第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告、勧告等)

第二百二十四条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第二百二十六条第一項及び第三項並びに第二百二十八条第二項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3

(略)

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

一七 (略)

第二百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、ただし、権利変換に關する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに關する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告、勧告等)

第二百二十四条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第二百二十六条第一項及び第三項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3

(略)

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一七 (略)

第二百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができ、ただし、権利変換に關する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに關する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

<p>2 前項の場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは再開発会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>3 第一項の審査請求について都道府県知事がした裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>2 前項の審査請求について都道府県知事がした裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>
---	---

○ タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（第二百九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求） 第三十二条の二 登録実施機関が行う登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録実施機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第三十二条の二 登録実施機関がした登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（第三百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第九条の二十二 登録確認機関が行う確認業務に係る処分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し審査請求をすることができる。この場合において、海上保安庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求）</p> <p>第十九条の二十 機構が行う小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>（再検査）</p> <p>第十九条の四十七（略）</p> <p>2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（審査請求）</p> <p>第四十二条の二十九 この法律に基づいてした指定海上防災機関の処分不服がある者は、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項</p>	<p>（審査請求）</p> <p>第九条の二十二 登録確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求）</p> <p>第十九条の二十 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>（再検査）</p> <p>第十九条の四十七（略）</p> <p>2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（審査請求）</p> <p>第四十二条の二十九 この法律に基づいてした指定海上防災機関の処分不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p>

、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用について、指定海上防災機関の上級行政庁とみなす。

改正案	現行
<p>第六十四条 次に掲げる処分又はその不作為については、 （不服申立て） 審査請求をすることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整理に関し、前章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この項において「処分」という。）に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求をすることができない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第六十四条 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整理に関し、第二章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この項において「処分」という。）に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができない。</p> <p>3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公害等調整委員会の裁定） 第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例（第二十条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定による処分がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができる。</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。</p>	<p>（公害等調整委員会の裁定） 第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例（第二十条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定による処分がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができる。</p> <p>2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第二十条（略） 2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して二月以内に、 3 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。 4 第一項の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。 5 （略） 第二十一条 削除</p>	<p>（不服申立て） 第二十条（略） 2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から起算して二月以内に、裁決をしなければならない。 3 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。 〔新設〕 4 （略） （審査請求と訴訟との関係） 第二十一条 第十四条第一項の規定に基づく処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する土地利用審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（第三百四条
関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施行規程及び事業計画） 第五十九条（略）</p> <p>2 8 （略）</p> <p>9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十一条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。</p> <p>10 15 （略） （不服申立て）</p> <p>第九十七条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第九十八条 前条に規定するものを除くほか、市町村、都府県、機構又は地方公社がこの法律（第四章を除く。以下この項において同じ。）又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある</p>	<p>（施行規程及び事業計画） 第五十九条（略）</p> <p>2 8 （略）</p> <p>9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>10 15 （略） （不服申立て）</p> <p>第九十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第九十八条 前条に規定するものを除くほか、市町村、都府県、機構又は地方公社がこの法律（第四章を除く。以下この項において同じ。）又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある</p>

2

(略)

る者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が
した処分にあつては都府県知事に対して、都府県、機構
又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）がした
処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求をすること
ができる。この場合において、都府県知事又は国土交
通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項
、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四
十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合又
は機構の上級行政庁とみなす。

2

(略)

る者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が
した処分にあつては都府県知事に対して、都府県、機構
又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）がした
処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法に
よる審査請求をすることができる。

○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（第三百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第四十三条の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十六條の二 第四十三條の二の規定は第四十六條第四項の規定による指定について、第四十三條の三から第四十三條の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三條の十八の規定は第四十五條第一項第二号の規定による指定について、第四十三條の十九から第四十三條の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。この場合において、第四十三條の六の見出し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、第四十三條の七第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三條の十五及び第四十三條の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三條の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）</p> <p>第四十三條の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（浄化槽設備士試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十六條の二 第四十三條の二の規定は第四十六條第四項の規定による指定について、第四十三條の三から第四十三條の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三條の十八の規定は第四十五條第一項第二号の規定による指定について、第四十三條の十九から第四十三條の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。この場合において、第四十三條の六の見出し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、第四十三條の七第一項及び第四十三條の十四中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三條の十五及び第四十三條の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三條の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第三百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関の処分等についての審査請求） 第六十二条 この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関の処分についての審査請求） 第六十二条 この法律の規定による指定試験機関の処分或不作為がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（第三百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この条において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。 〔削除〕</p>	<p>（不服申立て） 第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。 2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内に行ななければならない。</p>

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第三百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百十六条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。</p> <p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第百四十条（略）</p> <p>2 5 4（略）</p> <p>5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>6（略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第百八十一条（略）</p> <p>2 第百四十条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第百八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項から同条第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「第百七十九条第一項前段の地方公共団体」と、同条第四項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第六項中「第百三十</p>	<p>第百十六条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。</p> <p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第百四十条（略）</p> <p>2 5 4（略）</p> <p>5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>6（略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第百八十一条（略）</p> <p>2 第百四十条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第百八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「第百七十九条第一項前段の地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第六項中「第百三十六条第一項又は第</p>

六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「第七十九条第一項前段の地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告した」とあるのは「加えた」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

3 (施行規程及び事業計画の認可等)

第百八十八条 (略)

2 (略)

3 第六十六条第二項及び第三項並びに第八十条第二項の規定は施行規程について、第二百二十四条及び第二百二十五条の規定は事業計画について、第四百十条(第一項ただし書を除く。)及び第四百三十三条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第六十六条第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第八十条第三項において準用する第八十条第二項第五号」と、同項中「第七十三条第一項」とあり、及び第八十条第二項第五号中「第八十五条第一項」とあるのは「第八十九条第一項」と、第二百二十五条中「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第四百十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第四百三十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第四百四十条第三項中「参加組合員」とあるのは「第八十条第三項において準用する第八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第六項中「第三百三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「都市再生機構等」と、第四百三十三条第一項中「事業組合」とあるのは「防災街区整備事業」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社に

三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「第七十九条第一項前段の地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告した」とあるのは「加えた」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

3 (施行規程及び事業計画の認可等)

第百八十八条 (略)

2 (略)

3 第六十六条第二項及び第三項並びに第八十条第二項の規定は施行規程について、第二百二十四条及び第二百二十五条の規定は事業計画について、第四百十条(第一項ただし書を除く。)及び第四百三十三条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第六十六条第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第八十条第三項において準用する第八十条第二項第五号」と、同項中「第七十三条第一項」とあり、及び第八十条第二項第五号中「第八十五条第一項」とあるのは「第八十九条第一項」と、第二百二十五条中「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第四百十条第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第四百三十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第四百四十条第三項中「参加組合員」とあるのは「第八十条第三項において準用する第八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第六項中「第三百三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「都市再生機構等」と、第四百三十三条第一項中「事業組合」とあるのは「防災街区整備事業」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社に

あつては、国土交通大臣)と、同条第三項中「事業組合は」とあるのは「都市再生機構等は」と、「第三百三十六条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第三百八十八条第三項において準用する第四百四十三条第一項」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、前項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもって、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告、勧告等)

第二百六十八条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第九十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。第二百七十二条第一項及び第三項並びに第三百六条第二項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 (略)

(不服申立て)

第三百四条 市町村長が第十五条第一項、第十八条第一項又は第二十八条第一項の規定に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 (略)

第三百五条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

一六 (略)

第三百六条 前条に規定するもののほか、事業組合、事業会社、市町村、都道府県又は都市再生機構等が第六章の

にあつては、国土交通大臣)と、同条第三項中「事業組合は」とあるのは「都市再生機構等は」と、「第三百三十六条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第三百八十八条第三項において準用する第四百四十三条第一項」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、前項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもって、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告、勧告等)

第二百六十八条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第九十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。第二百七十二条第一項及び第三項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 (略)

(不服申立て)

第三百四条 市町村長が第十五条第一項、第十八条第一項又は第二十八条第一項の規定に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 (略)

第三百五条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一六 (略)

第三百六条 前条に規定するもののほか、事業組合、事業会社、市町村、都道府県又は都市再生機構等が第六章の

規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2| 前項の場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ事業組合若しくは事業会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

3| 第三百四条第二項の規定は、第一項の審査請求について準用する。

規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができ、ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

〔新設〕

2| 第三百四条第二項の規定は、前項の審査請求について準用する。

改正案	現行
<p>（所掌事務等） 第十五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認められないものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。</p> <p>4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する裁決に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	<p>（所掌事務等） 第十五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認められないものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。</p> <p>4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p>

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（第三百十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事がした処分等に対する不服申立て）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2 都道府県知事が使用の認可に関する処分についての審査請求の裁決をした場合には、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立てに対する裁決）</p> <p>第四十三条 国土交通大臣の第十一条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての審査請求に対する裁決は、事業所管大臣の意見を聴いた後にしなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可についての審査請求又は再審査請求があった場合において、使用の認可に至るまでの手続その他の行為に違反して違法があつても、それが軽微なものであつて使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、裁決をもって当該審査請求又は再審査請求を棄却することができる。</p> <p>（使用の認可の手続の省略）</p> <p>第四十四条 審査請求又は再審査請求に対する裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に関する処分をしようとするときは、使用の認可につき既に行つた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。</p>	<p>（都道府県知事がした処分に対する審査請求）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（不服申立てに対する決定及び裁決）</p> <p>第四十三条 国土交通大臣の第十一条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、事業所管大臣の意見を聴いた後にしなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、使用の認可についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、使用の認可に至るまでの手続その他の行為に違反して違法があつても、それが軽微なものであつて使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもって当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。</p> <p>（使用の認可の手続の省略）</p> <p>第四十四条 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に関する処分をしようとするときは、使用の認可につき既に行つた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。</p>

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（第三百十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定試験機関がした処分等に係る審査請求） 第二十六条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第<u>号</u>）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て） 第二十六条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第<u>百六十号</u>）による審査請求をすることができる。</p>

○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）（第三百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第三十条 機構が行う登録測度事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（機構がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第三十条 機構が行う登録測度事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（第三百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第五十九条 市町村が前条第四項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>	<p>（不服申立て） 第五十九条 市町村が前条第四項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合において^〇は、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。</p>

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（第三百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>（容積率の特例）</p> <p>第二百五条（略）</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>（審査請求）</p> <p>第六十五条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5（略）</p> <p>（容積率の特例）</p> <p>第二百五条（略）</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>（不服申立て）</p> <p>第六十五条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>一・二（略）</p>

2

マンション建替組合若しくはマンション敷地売却組合（以下「組合」と総称する。）又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事等に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事等は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、組合又は個人施行者の上級行政庁とみなす。

2

マンション建替組合若しくはマンション敷地売却組合（以下「組合」と総称する。）又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事等に対して審査請求をすることができる。

○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（第三百十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十六条 この法律に基づく機構の処分又はその不作為に不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>第三十六条 この法律に基づいてした機構の処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（第三百十六條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 前項の場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p>	<p>（審査請求） 第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてした処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、他の法令により審査請求ができないこととされているものについては、この限りでない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（第三百十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船舶保安証書） 第十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に必要事項は、政令で定める。</p> <p>5（略）</p> <p>5（再検査） 第二十一条（略）</p> <p>2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（船舶保安証書） 第十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に必要事項は、政令で定める。</p> <p>5（略）</p> <p>5（再検査） 第二十一条（略）</p> <p>2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（第三百十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不服申立て） 第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>	<p>（不服申立て） 第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。</p>

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（第三百十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>6 （略）</p> <p>25 4 （略）</p> <p>5 認定市町村が第三項の規定により公園管理者に代わつてした都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分について審査請求の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>	<p>6 （略）</p> <p>25 4 （略）</p> <p>5 認定市町村が第三項の規定により公園管理者に代わつてした都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においても、当該認定市町村の長に対して異議申立てをすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（公害等調整委員会の裁定） 第六十三条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>	<p>（公害等調整委員会の裁定） 第六十三条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（第三百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求）</p> <p>第四十五条 この法律（第三十五条第二項から第四項までを除く。以下この条において同じ。）の規定による登録 認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬 物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登 録試験機関若しくは登録資格講習機関の処分又はその不 作為について不服がある者は原子力規制委員会に対し、 この法律の規定による登録運搬方法確認機関の処分又は その不作為について不服がある者は国土交通大臣に対し 、審査請求をすることができる。この場合において、原 子力規制委員会又は国土交通大臣は、行政不服審査法（ 平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第 三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに 第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ登 録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運 搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、 登録試験機関若しくは登録資格講習機関又は登録運搬方 法確認機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>（不服申立て等）</p> <p>第四十五条 この法律（第三十五条第二項から第五項まで を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定に よる登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、 登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認 機関、登録試験機関又は登録資格講習機関の処分不服 がある者は原子力規制委員会に対し、この法律の規定に よる登録運搬方法確認機関の処分不服がある者は国土 交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第 百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 この法律の規定による処分の取消しの訴えは、当該処 分についての異議申立てに対する決定（前項の規定によ り審査請求をすることができる処分にあつては、審査請 求に対する裁決）を経た後でなければ、提起することが できない。</p> <p>3 この法律の規定による処分については、行政手続法第 二十七条第二項の規定は、適用しない。</p>

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第三百二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十四条の四 第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により政令で定める市の長がした処分（第二十四条の四に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十四条の四 第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、</p>

第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）（第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）（第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）（第十四条の五第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の第二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）（第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）（第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）（第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一條の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）（第二十三條の三並びに第二十三條の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）（第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）（第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）（第十四条の五第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の第二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）（第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）（第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）（第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一條の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）（第二十三條の三並びに第二十三條の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（第三百二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害等調整委員会の裁定） 第三十二条 第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第二十八条第二項の規定による環境大臣の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十二條の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>	<p>（公害等調整委員会の裁定） 第三十二条 第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第二十八条第二項の規定による環境大臣の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。</p>

○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（第三百二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（再調査の請求及び審査請求）</p> <p>第百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、再調査の請求をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の再調査の請求及び前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>（行政不服審査法の適用関係）</p> <p>第百七条 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第三十一条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第九條第四項の規定の適用に関しては、同項中「その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、一とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）第百二十一条第一項に規定する審査員（第二項各号）」とする。</p> <p>（審査請求）</p> <p>第百九条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項並びに第四十七條の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>第百十條 削除</p>	<p>（異議申立て及び審査請求）</p> <p>第百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、異議申立てをすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>（行政不服審査法の適用関係）</p> <p>第百七条 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十五条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第二條及び第三十一條の規定の適用に関しては、同法第二條第十條第二号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一條中「その庁の職員」とあるのは「審査員」とする。</p> <p>（審査請求）</p> <p>第百九条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第百十條 この法律に基づいて機構がした処分の取消しの</p>

(利害関係人に対する審査請求書の送付)

第二百二十六条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求書を利害関係人に送付しなければならぬ。

(審理の期日及び場所)

第二百二十七条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政庁、審査請求人及び行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人(以下この款において「当事者」という。)に通知しなければならない。

(審査請求の制限)

第二百三十四条 この款の規定により審査会がした処分については、審査請求をすることができない。

訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(利害関係人に対する審査請求書の副本の送付)

第二百二十六条 審査会は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を利害関係人に送付しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第二百二十七条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政庁、審査請求人及び参加人(以下この款において「当事者」という。)に通知しなければならない。

(不服申立ての制限)

第二百三十四条 この款の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第四百号）（第三百二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の場合における鑑定）</p> <p>第六条 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号） 第十一条第二項に規定する審理員は、第二条第二項の規定による認定に關する処分についての審査請求の審理をする場合においては、同法第三十四条の規定により、公 害健康被害補償不服審査会の委員及び当該審査請求に係 る患者の主治の医師（患者が死亡した場合にあつては、 当該死亡した患者の主治の医師であつた者）の鑑定を求 め、これを尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>（異議申立ての場合における鑑定）</p> <p>第六条 環境大臣は、第二条第二項の規定による認定に關 する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律 第百六十号）に基づく異議申立ての審理をする場合にお いては、同法第四十八条において準用する同法第二十七 条の規定による公害健康被害補償不服審査会の委員及び 当該異議申立てに係る患者の主治の医師（患者が死亡し た場合にあつては、当該死亡した患者の主治の医師であ つた者）の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなけれ ばならない。</p>

○ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（第三百二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害等調整委員会の裁定） 第三十三条 第三十条第二項又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができる。</p> <p>2 行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十二條の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合について準用する。</p>	<p>（公害等調整委員会の裁定） 第三十三条 第三十条第二項又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合について準用する。</p>

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第三百二十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録機関がした処分等に係る審査請求） 第二十八条 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（認定機関がした処分等に係る審査請求） 第三十三条の十二 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特定国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（公害等調整委員会の裁定） 第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第二十二條の規定は、前項の処分について、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の</p>	<p>（登録機関がした処分等に係る不服申立て） 第二十八条 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。</p> <p>（認定機関がした処分等に係る不服申立て） 第三十三条の十二 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>（公害等調整委員会の裁定） 第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項の処分について、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすること</p>

請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

ができる旨を教示した場合に準用する。

○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（第三百二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求の手續における意見の聴取）</p> <p>第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後にしなければならぬ。</p> <p>〔削除〕</p> <p>2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>（不服申立ての手續における意見の聴取）</p> <p>第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。</p> <p>2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。</p> <p>3 意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（第三百三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（南極地域活動計画の確認） 第八条（略） 2（略） 5（略） 6 第三項第二号の規定による通知については、 審査請求をすることができる。</p>	<p>（南極地域活動計画の確認） 第八条（略） 2（略） 5（略） 6 第三項第二号の規定による通知については、 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号） に基づく異議申立てをすることができる。</p>
<p>7（略）</p>	<p>7（略）</p>

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）
 （第三百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした第十六条第一項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十六条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により政令で定める市の長がした第十六条第一項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（第三百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求） 第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（不服申立て） 第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（第三百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般抛出金の徴収方法）</p> <p>第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十七條、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般抛出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、第二号に掲げる審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法第九條第四項の規定の適用については、同項中「その職員」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）第百二十一条第一項</p>	<p>（一般抛出金の徴収方法）</p> <p>第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十六條の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般抛出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第三十一条の規定の適用については、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。</p>

に規定する審査員又は同法第百十九条の二第一項に規定する専門委員」とする。

3
(略)

第七十六条 削除

(審査請求と訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った認定又は救済給付の支給に係る処分取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七十九条 削除

3
(略)

(異議申立て)

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六条第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）（第三百三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛大臣への事件の送致）</p> <p>第二十二條 収用委員会が第十九條第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、地方防衛局長の申立てがあつたときは、収用委員会は、第十四條の規定により適用される土地収用法第三十九條第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、収用委員会が同項の規定による申立てがあつた日から一月以内において裁決を行うべき期日を定め、これを地方防衛局長に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 地方防衛局長は、第一項の規定による申立てをしたときは、第十九條第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。</p> <p>（裁決の代行）</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>地方防衛局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件</p>	<p>（防衛大臣への事件の送致）</p> <p>第二十二條 収用委員会が第十九條第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、地方防衛局長から行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七條の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十條第二項の規定にかかわらず、第十四條の規定により適用される土地収用法第三十九條第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行うべき期日を定め、これを地方防衛局長に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>（裁決の代行）</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>地方防衛局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件</p>

が送られない場合において、同項の規定による申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3
37 (略)

(審査請求及び訴訟)

第二十九條 土地収用法第三百十條第二項、第三百十一條第二項、第三百十一條の二及び第三百十二條第二項の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する審査請求について、同法第三百十三條及び第三百十四條の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三十一條第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第三百十三條第三項中「起業者」とあるのは「地方防衛局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第三百十四條中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。

2
(略)

が送られない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3
37 (略)

(不服申立て及び訴訟)

第二十九條 土地収用法第三百十條第二項、第三百十一條第二項、第三百十一條の二及び第三百十二條第二項の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する異議申立てについて、同法第三百十三條及び第三百十四條の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三十條第二項中「行政不服審査法第四十五條」と、同法第三百十一條第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第三百十三條第三項中「起業者」とあるのは「地方防衛局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第三百十四條中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。

2
(略)

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）（第三百三十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（異議の申出） 第四条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三箇月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （増額請求の訴え） 第六条 第三条第三項又は第四条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（異議の申出） 第四条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （増額請求の訴え） 第六条 第四条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第三百三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第十八条の二（略）</p> <p>2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求については、「一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十九条から第五十条の二までの規定を適用する。」（給付金の支払の差止め）</p> <p>第二十七条の八（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>4 5 7 （遺族等への支払の差止め等）</p> <p>第二十七条の十二（略）</p> <p>2 前項の規定による支払差止処分を受けた者は、行政不服審査法第十八条第一項本文に規定する期間が経過した</p>	<p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第十八条の二（略）</p> <p>2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求又は異議申立てについては、「一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十九条から第五十条の二までの規定を適用する。」（給付金の支払の差止め）</p> <p>第二十七条の八（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>4 5 7 （遺族等への支払の差止め等）</p> <p>第二十七条の十二（略）</p> <p>2 前項の規定による支払差止処分を受けた者は、行政不服審査法第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間</p>

3
3
11
(略)

後に
に、
消し
しを
を申
し立
立て
て
る
こ
と
が
で
き
る。
当
該
支
払
差
止
処
分
後
の
事
情
の
変
化
を
理
由
と
し
て
、
給
付
金
管
理
者
に
対
し
、
そ
の
取
消
し
を
申
し
立
て
る
こ
と
が
で
き
る。

3
3
11
(略)

が
変
化
を
理
由
と
し
て
、
給
付
金
管
理
者
に
対
し
、
そ
の
取
消
し
を
申
し
立
て
る
こ
と
が
で
き
る。
当
該
支
払
差
止
処
分
後
の
事
情
の
変
化
を
理
由
と
し
て
、
給
付
金
管
理
者
に
対
し
、
そ
の
取
消
し
を
申
し
立
て
る
こ
と
が
で
き
る。

○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）（第三百三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（異議の申出） 第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三箇月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（増額請求の訴え） 第五条 第二条第三項又は第三条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（異議の申出） 第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（増額請求の訴え） 第五条 第三条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求の処理）</p> <p>第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p> <p>3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものに付議しなければならない。</p> <p>4 第一項に規定する審査請求に対する裁決は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項に規定する審査請求の手續は、政令で定める。</p> <p>7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、審査請求をすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。</p> <p>（審査請求と訴訟との関係）</p> <p>第五十条の二 第四十九条第一項に規定する処分（前条に</p>	<p>（不服申立ての処理）</p> <p>第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求又は異議申立てについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。</p> <p>2 前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p> <p>3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものに付議しなければならない。</p> <p>4 第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 審査請求又は異議申立ての手續は、政令で定める。</p> <p>7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。</p> <p>（不服申立てと訴訟との関係）</p> <p>第五十条の二 第四十九条第一項に規定する処分（前条に</p>

規定する隊員又は学生若しくは生徒に係るものを除く。
の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する
審査請求を経た後でなければ、提起することができない。

(在職中の求職の規制)

第六十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての
審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受けてこれに
対する裁決を行う場合には、審議会に付議し、その議決
に基づいて行わなければならない。

6 (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 (略)

2・6 (略)

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認について
の審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受けてこれに
対する裁決を行う場合には、審議会に付議し、その議決
に基づいて行わなければならない。

9・10 (略)

(防衛出動時における物資の収用等)

第三百三条 (略)

2・17 (略)

18 第一項から第四項までの規定による処分については、
審査請求をすることができない。

19 (略)

規定する隊員又は学生若しくは生徒に係るものを除く。
の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は
異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、
提起することができない。

(在職中の求職の規制)

第六十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認について
の行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対し
て行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれ
に対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議
決に基づいて行わなければならない。

6 (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 (略)

2・6 (略)

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認について
の行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対し
て行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれ
に対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議
決に基づいて行わなければならない。

9・10 (略)

(防衛出動時における物資の収用等)

第三百三条 (略)

2・17 (略)

18 第一項から第四項までの規定による処分については、
行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

19 (略)

（訓練のための漁船の操業の制限又は禁止）
第二百五条（略）

2 6（略）

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

8（略）

9 第六項又は前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知った日から六月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

10 12（略）

（訓練のための漁船の操業の制限又は禁止）
第二百五条（略）

2 6（略）

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

8（略）

9 前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知った日から六月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

10 12（略）

○ 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）
 （第三百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 審査請求（第十六条—第十八条） 第四章・第五章（略） 附則 第三章 審査請求 （審査請求による時効中断） 第十六条 給付金の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。 （審査請求の手續における諮問） 第十七条 防衛大臣は、給付金の支給に関する処分又はその不作為についての審査請求に対して裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 不服申立て（略） 第四章・第五章（略） 附則 第三章 不服申立て （不服申立てによる時効中断） 第十六条 給付金の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。 （不服申立ての手續における諮問） 第十七条 防衛大臣は、給付金の支給に関する処分についての不服申立てに対して決定又は裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会に諮問しなければならない。</p>

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）（第三百四十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（異議の申出） 第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略） （増額請求の訴え） 第十七条 第十四条第三項又は第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（異議の申出） 第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 （略） （増額請求の訴え） 第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）
 （第三百四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求の制限） 第七十一条 この法律に基づく処分については、<u>審査請求</u>をすることができない。</p>	<p>（行政不服審査法による申立て） 第七十一条 この法律に基づく処分については、<u>行政不服審査法</u>（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（第三百四十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求 第五章～第七章（略） 附則 （定義） 第三条（略） 一～十（略） 十一 資格認定審査請求 第十四条第一項、第十七条第四項及び第百六条第一項の規定による抑留資格認定に関する審査の請求をいう。 十二 懲戒審査請求 第百二十五条の規定による懲戒処分に関する審査の請求をいう。 十三～十八（略） 第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求 （行政不服審査法の規定による審査請求の制限） 第百八十条 この法律の規定による処分又はその不作為については、行政不服審査法（平成二十六年法律第号）の規定による審査請求をすることができない。</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 審査請求 第五章～第七章（略） 附則 （定義） 第三条（略） 一～十（略） 十一 資格認定審査請求 第十四条第一項、第十七条第四項及び第百六条第一項の規定による抑留資格認定に関する審査の請求をいう。 十二 懲戒審査請求 第百二十五条の規定による懲戒処分に関する審査の請求をいう。 十三～十八（略） 第四章 審査請求 （行政不服審査法による不服申立ての制限） 第百八十条 この法律の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。</p>